池丙103

有功藍綬章下賜

源綱紀著

増補
訂正

新式速記術

東京
青木嵩山堂出版

貴族院
函
号
冊

大正十五年八月三日
河井彌八君より寄贈

745600

"Phonography is the most Important, most Useful and most Noble employment of human".——

速記術者人間職業中最緊要最有益最貴重者也

注意

本書習讀の諸君は先づ本文説明を熟讀し然る後裏面の文字と研究せらるべし但し速記文字は欧文の如く裏面より讀み初むるものと知るべし

日本速記術藍綬褒章拜受の顛末

明治[illegible]に和歌山市在留の際、舊職業の日比和歌山縣參事官より長屋和歌山市長に諭せられ、綱紀が速記術發明に對する履歷を取調べ差出すべしとの諭しを受けました、私は實に世に公にするとも恥づる程の履歷……　履歷と云ふ程の經歷もムりませねども、萌芽にありて一二記帳の位を門生松濤茂夫氏に速記なさしめ之を差出しました、然るに本年一月廿一日和歌山縣官山本金一郎氏より「此度式部局より速記術發明の功勞に對し藍綬褒章を賜ふとのことあれバ凡一ヶ月計りは他に赴かずして止まる可し」との

通知を得ました、是迄私は種々の内意を受けたることもムりましたけれども、皆辭し居りました、無論此度も私の考では斷然拜受せぬことに決心致して居りましたが、在東京門生中の或人々が私の爲に否速記術の爲に種々盡力する人ありとの報知を得たこともムりました、故に或は此度の儀は夫等の結果にあらざるかと思ひまして、所以なく之を辭しては私の爲め否速記術の爲に盡力せらるゝ諸氏の厚意に悖ることがないかと杞憂の餘り舊知門生諸氏に私は褒章下賜を辭退するの趣旨概略を通じ、又縣官なる山本氏迄も私の紹志を述べ置きました、其大要を申しますれば

抑々綱紀が速記術を考案致したると云ふは、之が完美を計り、之が擴張を圖り、而して以て己を利し人を益し、自他の福利を増進し、仰て天に愧ぢず、俯して人に愧ぢず、内に顧みて其眞心に疚ましきことなきを以て報酬と致しまするは私の素志でムります、今日に至る迄力を此術に盡して辛勞を辭せざる者は自他の福利を増進せんが爲でムります、一身の高名利達を求めまするは私の素志ではムりませぬ、故に私は此重賞を辭し私の素志は唯一身の高名利達でないと云ふことを聊か世に明にしたいと思ひます、

右の如く述べ置きました、然るに私の意見に對し或は面談に或は書面にて勸告なさるゝ御方が厶りました、中にも舊門生岩永辰人氏(濱町小林區署長)は『藍綬褒章下賜は師が是迄の御心勞に對し稍々酬ゆる者之れある可し』云々又竹内四郎氏(元前橋裁判所)は『賢臺の發明有て政府其撰に當て其褒章を受けらる何ぞ愧づる所あらんや政府之を撰みたるは日本人民を代表したる者にして決して一官吏が源綱紀に私恵を施したるにあらず、天下の人民を代表し國家に對する功勞ある者と信じ其褒章を授與する者なれば天下が國家に功勞ある者と認めたる者にして決して誤認にあらず、

賢臺若し之を受けざれば天下の眼は低度にして源綱紀は高尚なる眼を供へ居る者なりと云ふが如き者なり、之を受けざるは天下の望に背戻するに等し、賢臺甘んじて之を拜受あるべし』(下畧)と申し送られました、又縣官山本金一郎氏は『君が褒章を受けざるが如き否君が從來官府の保護の下に立たざるが如き行爲稍々奇行に過ぐる批評あるを免れず、今國家は君が功勞を認め君の業をたすくるに恩賜金あらば君甘んじて之を受けよ、褒章下賜あらば謹て之を受けらるべし、之を受けられざるが如きは又奇行の評あるを免がれざるべし』と懇々忠告せられました、又貴衆兩院に於け

る舊門生諸氏に拜受の可否に就て意見を聞きました處、林茂淳氏各氏を代表して『各人の意見は無論御受け被遊候方然るべし』と申越されましたゆへ、今は諸氏の厚意默止難く竟に私も褒章拜受に決心致しました、恰も林氏の書面が達したるの日(二月十三日)紀三井寺村役場よりの通牒に依りて翌日(二月十四日)和歌山縣廳に到り受附に刺を通しました處、一縣官來りて內務部第一課に案內せられたるに、某縣官鄭重なる禮を以て待遇せられ曰く『唯今書記官が御面談をいたして褒章を御渡し申上ぐべし』とのことにて暫時暖爐の前に休憩致し居りましたる所、間もなく書記官房に案內

せられまして後藤書記官より恭しく藍綬褒章及び同褒章の記を下賜相成りました、謹で之を拜受し、拜讀致しますれば左の如く認めてムりました、

（記中田○鎮○は實家の姓でムりまして戸籍面にハ田○鎮○綱○紀○とムりますが綱紀の祖先ハ源義經の妾靜御前が生める義經の遺子四郎三郎源義高であると家系に記してムりますが、祖先は曾て奥州閉伊郡田鎮村に居城を構へたる緣故に據り時に或は閉伊又ハ多久佐里など・通稱したることもあると是亦家系に記しムりまして本來源ハ本姓でムります）

日本帝國褒章之記

岩手縣士族

田鎮綱紀

夙ニ邦語速記ノ術ヲ創起セント志シ刻苦研究明治十五年一ノ新法ヲ發明シ學會ヲ設ケテ生徒ヲ養成シ或ハ自著ノ書冊ヲ頒與シ或ハ各地ヲ周遊シ屢々官私ノ招聘ニ應シテ諄々之ヲ教授シ鋭意之カ完成普及ヲ圖ルコト茲ニ十餘年成業スル者前後三百餘名今ヤ議會演說等詳密ナル筆記ヲ要スルモノ概ネ此法ニ依ラサルコトナキニ至ル洵ニ公衆ノ利益ヲ興シ成蹟著明ナリトス仍テ明治十四年十二月七日勅定ノ藍綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス

明治廿七年十二月廿四日

奉勅

賞勳局副總裁正三位勳一等子爵　大給　恒　㊞

大日本帝國賞勳局印

此證ヲ調査シ第二百三十七號ヲ以テ褒章簿冊ニ登記ス

賞勳局書記官正五位勳四等　横田香苗　㊞

賞勳局書記官正七位　藤井善言　㊞

然るに其席には第三課長桂文吾と申すお方も居られまして此お方は私のとを宜く御存知で、又後藤書記官の如きも私が曾て仙臺に居りました頃のとや其他の事情を宜く御存知で、右兩氏より種々速記術の御問を受けまして夫々御答へ致ました處書記官又『先生にして斯る田舍に蟄居せらるゝとは何事ぞ、一日も速かに東京に赴かれては如何』との御勸告を受けましたが、私は此未熟の學術發表爾來改良に改良を加へましたけれども、未だ滿足な者とは思ひません故、尚一層之が改良を圖り、之が普及を謀るには、內國は申すに及ばず宇內を周遊したいと云ふ野心が厶ります、又少し

く思ふ所も厶りまする故暫時蟄居いたし居りまする』とお答をして再び內務部に退き掛り官の差圖に依り賞勳局よりお遣しになつて居る次の如き領票に記名捺印しお受けを致して引取りました、(褒章の番號既に二百數十に至りたるも學術發明を以て褒章を受けられたるは先生を以て嚆矢とすとお世事を云はれたるお方も厶りました)

第二百三十七號

領票

公衆の利益を興せしを賞せられ藍綬褒章の賜を

拜受す自今此光榮を失はざらんことを勉むべし

岩手縣士族

明治廿八年二月十四日　田鎖綱紀㊞

賞勲局副總裁子爵大給恒殿

今此重賞を拜受致しまするは決して不肖綱紀が拜受致したる者とは思ひませぬ、日本速記術が此光榮を得ましたるものにて、全く門生諸氏が多年拮据勉勵斯術を研究せられ其業に從事せられたる功勞に對しての賜でムります、私は深く舊門生諸氏は勿論の事苟も速記に從事せらるゝ處の諸

氏に其功勞の大なるを感謝致しまする、右褒章拜受の御通知を申さゝるに先立て日本速記倶樂部其外の諸氏より左の如き鄭重なる祝詞を御寄贈被下ました、

祝詞

日本速記倶樂部は評議員會の決議を經て名譽員源綱紀君が明治十四年十二月七日勅定の藍綬褒章下賜の榮を享けられたるを賀し奉る

明治廿八年二月十五日

日本速記倶樂部幹事

林　茂　淳㊞

市東謙吉㊞

日本速記倶樂部名譽員

源　綱　紀殿

謹て源綱紀君が藍綬褒章下賜の榮を享けられたるを賀し奉る

明治廿八年二月十五日

速記社々員總代

林　茂　淳㊞

源　綱　紀樣

速記法研究會は本會名譽會員田鎖綱紀君の速記術發明

の廉を以て藍綬褒章を拜受せられたる名譽を祝し茲に謹で祝詞を呈す

明治廿八年二月十五日

速記法研究會々長

若　林　玵　藏㊞

速記懇話會は田鎖綱紀君が日本速記術發明の功績顯著なりとの廉を以て藍綬褒章を拜受せられたる名譽を祝し茲に謹で祝詞を呈す

速記懇話會幹事

荒　浪　市　平

明治廿八年二月十九日　山田武八郎

速記懇話會幹事長　若林玵藏

拜啓未だ拜眉を得ず候へども兼て御芳名承り及び候處時下益〻御壯健奉賀候扨て今般速記術御創起の廉を以て賞勳局より藍綬褒章下賜相成り候由御名譽の段祝賀仕候(中畧)我盛岡市に於ては尊君を以て嚆矢と致候次第啻に尊君の御名譽なる而已ならず盛岡市の名譽と深く欣喜罷在候餘寒未だ退かず折角御自愛可被遊候不取敢

右御悦び申上度匆々如斯に御座候敬具

明治廿八年二月十九日　盛岡市長　清岡等

田鎖綱紀殿

速記同志會は會員の決議を以て源綱紀君が日本速記法發明の効績に因り藍綬褒章を下賜せられし榮譽を賀し茲に祝意を表す

明治廿八年二月二十日

速記同志會

理事　丹羽瀧男

仝　松原司馬

不肖綱紀不敏不識も顧みず敢て日本速記術完成の大業を企てました、未だ事充分に成りたる者とは安心致しませぬ、けれども俯仰天地に愧づる處がないと信じまする、神明も亦綱紀が微衷を鑑みらるであらうと存じまする、然れども貧窶を父母兄妹に及ぼし、辛苦を妻子に受けしむるの罪に至ては、其不孝、不信、天人共に容れざる處、嗚呼綱紀生て日本速記術の完成を來し、之が普及を謀ること能はざれバ死後何の面目ありて祖先の靈魂に見へんや、讀者諸君幸に綱紀が微衷を察せられんことを……、今藍綬褒章を拜受の顛末を陳ぶに際り聊か所感を附言して讀者諸君の瀏覽を煩はし

ます

明治廿八年二月廿五日

紀伊國名草山下僑居に於て

源　綱紀謹述

猪川精太郎速記

衆議院に於ける「日本速記術創始者田鎖綱紀に年金を賜ふべき建議案」會議速記錄

明治廿九年一月二十九日衆議院に於て「日本速記術創始者田鎖綱紀に年金を賜ふべき建議案」會議を開かれたり同年一月三十日發行の官報號外衆議院議事速記錄第十五號により抄記す

○議長(楠本正隆君)　日程の第三、日本速記術創始者に年金を賜ふべき建議案、朗讀を省略致します、早川龍介君

日本速記術創始者田鎖綱紀に年金を賜ふべき建議案

右成規に據り提出候也

明治二十九年一月二十日

提出者　早川龍介

贊成者
赤松新右衛門　河島醇　柴四朗　天埜伊左衛門　吉田常三郎
谷澤龍藏　小室重弘　成田直衛　堀昌造　佐々木正藏　波多野傳三郎
毛利莫　伊藤春太郎　齋藤巽輔　田中正造　武者傳二郎　頓後直
江原素六　長谷川龜一郎　野口代治　今井磯一郎　堤猷久　小畑岩次郎
千葉胤昌　藤金作　重野謙次郎　改野耕三　大野龜三郎　佐藤昌藏
高田早苗

凡そ有用の機器藝術を應用創始して以て國家國民を裨益する者は宜く相當の報酬を受くべきなり殊に其の人若不幸にして流離困頓の域に陷らば假令其の人は堅忍自守以て其の命を安んずるも國家國民は宜く之れが救濟を力むべきなり按するに日本速記術の本邦の起るや日尚ほ淺きに非ずと雖も其の用已に官民上下の間に周く其の成績燦然觀るべきものあり殊に我帝國議會に至りては第一回の始めよりして速記術を利用し完全なる速記錄を編製することを得て其の裨益する所意想の外に出るものあり而して此の日本速記術を創始したる者は田鎖綱紀なり彼れが始めて西洋の速記術を飜案し以て之を言語文字の全く相異なる我國に實用せむとするの工夫を凝らしてより幾多の刻苦艱難を經歷したるは世人の共に知る所なり今敢て之を詳說せざるべしと雖も其の功績に至りては深く之を記せざるべからず

今や聞く所に據れば田鎖綱紀は比年以來家產頗る窮乏にして一家殆んど四方に流離せるの狀ありと果して然れば是れ國家及國民が有功の士を待つ上に於て決して坐視すべきことにあらず蓋綱紀の性行は固より名聞利得に汲汲たらず故を以て貧困に安んじて敢て他に求むる所なしと云ふ是れ彼れに在りて固より當に然るべし然れども國家及國民は之れに對して相當の待遇法を講ずべきや論を俟たず

上來記する所の事實なるを以て政府に於て彼れに與ふるに相當の年金を以てせられむことを望む

右建議す

理由　速記術の必要にして社會に公益を與ふる尠少ならざるなり我國帝國議會開設の當初より速記術の完備したるは內外人の夙に稱賞する處にして之れが創始に苦心したる者は田鎖綱紀其の人なり是れ本案を提出する所以なり

(早川龍介君演壇に登り說明の後多數を以て可決す但し同君の演說は玆に略す)

貴族院に於ける「本邦速記術創始者田鎖綱紀に年金を賜ふべき建議案」會議速記錄

明治二十九年二月十四日貴族院に於て「本邦速記術創始者田鎖綱紀に年金を賜ふべき建議案」會議を開かれたり。明治廿九年二月十五日發行の官報號外貴族院議事速記錄第二十號により抄記す。

○議長（侯爵蜂須賀茂韶君）　本邦速記術創始者田鎖綱紀に年金を賜ふべき建議案、加藤弘之君外二名發議、會議を開きます、朗讀を致させます

（有賀書記官朗讀）　（贊成者人名及理由書は朗讀なかりしものなれども參照のため掲載す）

本邦速記術創始者田鎖綱紀に年金を賜ふべき建議案

右貴族院規則第六十四條に依り提出候也

明治二十九年二月十三日　發議者　加藤弘之　箕作麟祥　重野安繹

贊成者　公爵 徳川家達　公爵 近衛篤麿　侯爵 松平康荘
侯爵 佐竹義生　伯爵 中川久成　子爵 谷干城　子爵 鍋島直彬
子爵 曾我祐準　子爵 堀田正養　子爵 佐竹義理　子爵 小笠原壽長
子爵 梅小路定行　男爵 青山貞　男爵 渡邊清　小畑美稲
船越衛　前田正名　田中芳男　何禮之
南郷茂光　松本鼎　小原重哉　寺島秋介

富田鐵之助　千坂高雅　濱尾新　外山正一
宮崎總五　根岸武香　澤原爲綱　小幡篤次郎
金澤松右衛門　桑田藤十郎　鈴木傳五郎

贊成者（追加）　侯爵 久我通久　子爵 立花種恭　子爵 由利公正
子爵 山口弘達　宮本小一　長松幹　巖谷修
森山茂　長谷川貞雄

本邦速記術創始者田鎖綱紀に年金を賜ふべき建議

夫れ國家に功勞ある者は之を保護し之を奬勵し以て往を繼ぎ來を開くは實に聖世の德澤にして治國の要務たり況や其の刻苦發明非常にして其の成績効用の著大なるものに至りては特に之を優待し以て積年の勞に報ふるは最も國家の急務なりとす岩手縣士族田鎖綱紀は我が邦語速記術を創始し之を實地に應用するに方り苦心焦慮せしこと常人の能く堪ゆる所に非ず今や官民上下を問はず苟も語言を精密に記錄するに於て此の術に頼らざるものなく其の功績絶偉と謂ふべし然るに他の有形の發明は特許の制ありて之を待つの道あるも獨り速記術の如き無形の大發明を爲す者に對して之を遇するの法なきは豈國家の闕典に非ずや貴族院は第八議會に於て綱紀が爲め年金下賜の請願書を採擇すべきものと議決し之を政府に送付せり聞く所に據れば綱紀は斯の術の創始者たるにも拘らず多年生計窮乏し殆ど一家流離の境遇に陷れりと其の人と爲り名利に恬淡にして自から貧窮に安ずるも國家有功の士を待つに於て之を處するの方法を設けざるべからず故に望むらくは政府に於て特別の制規を設けられ綱紀に賞賜するに相當の年金を以てせられんことを玆に之を建議す

理由　誠に本邦速記術の發明ありしや第一回帝國議會開設以來之を利用して完全なる速記録を編製するを得たるは内外人の共に稱賛して措かざる所にして其社會に必要にして國家の公益たる固より鮮少に非るなり然るに之が創始者たる岩手縣士族田鎖綱紀は不幸にして未だ國家の報酬を得ざるのみならず今や流離困頓の域に陷るも堅忍自守して其の命に安せり之を救濟し其の功勞に報ふるは國家の急務と謂ふべし是れ本案を提出する所以なり

〔箕作麟祥君演壇に登る〕

○箕作麟祥君　私は此建議案の發議者の一人でありますから聊か理由を述べやうと欲します、尤も此建議は年金と云ふことで大抵諸君も御了解になつて居ることでありますゝ別にさう餘計なことを申すにも及びませぬ、況や此建議書にある如く此前の議會の節に請願の會議がありまして即ち其請願を採擇するでとに此議場でなつたのであります、諸君も充分に御熟知の事である、一寸唯一言添へて說きますのは此田鎖綱紀と云ふ人は速記の事に附きましては實に非常に苦んだ人である西洋の速記術を日本の支那文字と假名とを用ひる所のものに適用すると云ふことはなかなか容易な業ではない、恐くは馬車から人力車を發明したよりはもう一層困難な業であります、餘程種々な工夫をしてさうして明治十五年に漸くまあ速記の工夫が附いた、所が益々改良を加へまして今日に至つて貴衆兩院の速記を初め其他演說とか或は裁判上の辯論とか云ふもの、速記が出來ますするのは全く此人の御蔭と言つても宜しい、然る所が此人は自分自らは速記を致さぬで速記學……速記の實際家ではない速記學者だ、それで自分は速記はやりませぬものでありますから收入が甚だ乏しい、自分は唯益々速記の學問を研究して今日と雖も頻にやつて居る、やつて居るが斯う云ふ所へ來てやりませぬものでありますから收入

が甚だ乏しい、僅に弟子に講釋でもして活計を立つて居る、而して速記は益々研究して居ると斯う云ふ人であります、此の如く有益なる發明を國家の爲に致した人でありますから嘗て藍綬褒章と云ふものを賜はつたことがあります、是は大きに名譽なることに相違でざいませぬがどうも藍綬章ばかりでは甚だ活計に困まる譯であります、何とか之を救つてやる道がなければならぬ、然るにでございます、今日の制度では何分どうも政府と雖も如何ともすることが出來ぬであらうと考へる、それ故に此建議を提出致す次第でありますが一體此人のことを今日は申ずんでありまするが此人のみならず……此有形的の發明をした人には專賣特許と云ふ制度が有りますけれども此速記術のみならず斯う云ふ無形的の大發明を致した者に年金を與へると云ふ所の制度が備つて居りませぬから先づ此人を初めと致して而して國家の公益上餘程有益なるものを發明致して而して專賣特許の恩惠に浴することの出來ぬものには年金を與ふると云ふ制度を設けたらば甚だ國家の爲めに宜しい事と考へます、それ故に此建議案を出しました、是は諸君も御承知の通衆議院でも大抵同樣な趣意で全體で多數を以て建議致したこと、心得て居ります、何卒滿場一致を以て御賛成あらんことを希望致します、一寸終りに臨んで一言申して置きまするが此賛成者の中に、後に議長の御手許へ出しました後に追加せられた賛成者が有りました、侯爵久我通久君其外八名有ります、一々讀むには及びますまい、それだけのことを御斷り申して置きますから何卒御賛成を願ひます

○金子堅太郎君　もう既に十二時後になつて縷々箕作さんが御陳述もありましたが速記の事に附きましては私は大に田鎖君に就いて議會事務局で經營致しました時より以來、感謝のことを一言致したいと思ふて居りましたけれども未だ機會が得ませなんだが幸に今日、本人に年金を下さると云ふことになりたいと云ふ御建議が

出ましたから私はもう午前から引續いて御會議の終に及んで陳述するのは如何とは存じますけれども此事は隨分國家の爲には必要な事であらうと思ひますから若し御差支がございませぬならば簡單に五六分間一つ陳述したうございます

○議長（侯爵蜂須賀茂韶君）　宜しうございます

〔金子堅太郎君演壇に登る〕

○金子堅太郎君　幸に……〔「簡單に」と呼ぶ者あり〕無論簡單でございます、田鎖君のことに附いては本人の門弟より度々私に年金のことなり其他本人に對して感謝の語を述べて吳れいと云ふことを請求がございました併し今まで此議會の問題になりませぬ故に機會を得ませぬだが今日極簡單に何卒諸君が滿場一致で此建議案を御通過下さることを私は希望致します、丁度此議會の開設のために明治二十二年に歐米各國の議院の內部の組織を研究するために官命を以て巡回致しました時には多少本邦に於ても組織は調べて居りました、向ふへ行つて見ますと稍々見込は附きましたが……建築なり議事規則なり其他の內外の取締等も見込が附いて來ましたがたつた一つ私共の議會取調の一行が苦んだのは此速記の事でございました、歐米各國皆速記して居る、此速記しないために若し何か議論が衝突したときには速記錄に據つて證明するの外ないと云ふて反對の議員と演說者との爭ひ、又政府と議員の爭と云ふものは到頭速記錄を讀み出せば……讀上ぐれば直きそれで分ることが隨分でざいますから是非速記錄は必要だと云ふことは到る處の議長及書記官長から注意をされて日本も此準備が有るか、これが無からねば議場の紛亂は日々刻々に起るだらうが、それはどうか、其準備が第一だと到る處で聞はれました、所が如何せん二十二年の曉のことで、まだなかなか今日の程は上達して居らなかつた、それで是は斯うせれ、あーせれと云ふ色々の忠告もございましたけれども如何せん人が有るか無いかと思ふて苦んで歸つて參りまして田鎖綱紀君の門弟の此院の速記課に居られる伊藤新太郎君なり林茂淳君なり又衆議院の若林玵藏君抔を集めて扨斯う云ふ大事業の組立は持つて居るが此議會の速記を引受けるかと言ふたら皆引受けるや否や實は斷言し能はなかつた、併ながら試に試驗をやつて貰ひたいと言つて僅か十人餘りの田鎖君の弟子がこれでわながらに第一回の議會を引受けた、それで其前から數度諸所に寄り合ひまして私が演說したのを速記させて試みたらば多少目的は立つたのでございます、そこで政府に上申してどうぞ上下兩院の事務局に速記課を置いて此田鎖氏の舊門弟を以て其速記に出て貰ひたいと云ふことを要求して餘程それもまあ此門弟等の決心に依つて私が上申した位であります、幸に政府もそれを用ひて到頭やつて第一期以來の成蹟は諸君が每日御請取になる官報の附錄で御分りになつて居ることでありますから喋々は致しませぬ、隨分此田鎖君の議會に對する功勞と云ふものは言はずとも分つて居る、もう一つは憲法制定の當時、第一の議會から議員の發言したこと、政府の言ふたことを悉く一言一句も言葉を遺はぬやうに速記して國家の歷史の上に遺し、世の中に示されたのは日本帝國の議會の外ない、歐米各國の憲法制定の當時、第一議會を開いた當時は速記術が無いから皆各國の議院に往つて議會の會期の初めからどう云ふ工合の議事であつたか見たいと云ふと皆當時の新聞記者の傍聽席から筆記したものとか或は議員の中で面白半分に筆記したのを政府で編纂して第一議會の速記錄としてはございませぬが議事錄と致したやうなことで誠に簡略なもので一寸言へば今丁度此處に在るやうな議事錄位のものでおります、併ながら我邦は田鎖君の御蔭で第一期から議員の言論が悉く書いてあると云ふことは私は實に憲法歷史の上に於て餘程名譽のことであると思ふ、それ故に丁度議會が濟んでどうなつたと云ふことを各國の議長書記

官長から尋ねられて速記の文も英文で送りましたこともあります、獨逸、佛蘭西、英吉利、亞米利加に日本の帝國議會が速記にて書かれたことを報告した位でございまするのであります、併し事柄が政治上にも何にも關係致しませぬから、左まで人目を惹きませぬが、議會の歴史上に特筆大書して田鎖君の名前を諸君の御記臆に永く存して置きたいと思ひます、此速記は其他裁判上なり、又文學上なりに効能あることは私が別に喋々と致しませぬ、のみならず歐米の白晳人種の言語と亞細亞の人民の言語をば同じく速記に書かれたと云ふことは是は餘程其歐羅巴人の頭を動かしたのであります、是まで支那、印度、それから暹羅邊りで速記でやつたのはどう云ふものか彼の三箇國の言葉は速記に書けないと云ふことである、併ながら日本にはイロハと云ふ四十七文字が有つて此漢語をば繋ぐために速記の出來るのは田鎖君の發明に依つて既に毎日斯う速記して居るのであります、支那語や印度暹羅語では速記は出來ませぬ、併ながら日本の言葉は歐羅巴と同じく速記術で此速記が出來るや否やを歐羅巴人の言語學を研究する人には確かめたのであります、又是から議會の演說が速記され、總ての學術と云ふものは日本將來の文學上に一大革新を來すだらうと考へます、故に憲法の歴史なり又歐米各國の言語と日本の言語の組立は同一のものである、それと將來文學上に及す影響と云ふ三つのものは田鎖君に對して謝さなければなるまいと思ひます、何卒成規の許すだけ政府に於ても年金を下さるやうにありたいと思ひます。此事は平素申したいと思つて居りましたが唯今幸ひ年金の事が出て、まだ申せば大分でございますが、會議の終りで十二時も過ぎて居りますから簡單に申して置きます、誠に諸君の清聽を煩はしましたが、どうぞ此案は滿場一致を以て御決しにならんことを希望致します

○議長 侯爵蜂須賀茂韶君）　本案の決を採ります、建議案を可とする諸君の起立を請ひます

起立者　多數

○議長（侯爵蜂須賀茂韶君）　多數でございます

○右の建議案兩院を通過したる後兩院議長より建議書を政府に送付せられたるが、政府は終身年金三百圓を支給することに決せられ、二十九年度歳入歳出總豫算追加案丙號大藏省所管歳出經常部第三款に組入れ、同三月二十一日を以て帝國議會に提出せられ、衆議院は三月二十三日の會議を經て貴族院に送付し、貴族院は同月二十五日の會議を經て政府に送付し、政府は同年三月二十八日の官報を以て該豫算を公布せられ、五月二十七日に東京市下谷區役所を經て左の年金證書を附與せられたり

年金證書　第一號

巖手縣士族　田鎖綱紀

安政元年八月生

一金三百圓

右本邦速記術創始の功勞に依り特旨を以て前記の年額を終身下賜せらる因て此

證書を附與す

明治二十九年五月十三日

内閣總理大臣正二位大勳位　侯爵　伊藤博文（印）

此證書を調査し特別年金本簿に登錄す

内閣恩給局長從四位勳三等文學博士　男爵　末松謙澄（印）

新式速記術目錄

緒言……………………一頁

歐米速記術歷史……………………六頁

歐米速記術諸種の名稱……………………十三頁

五音の位置に就て……………………十九頁

第一章　總論……………………二十七頁

定義……………………仝頁

父母字……………………仝頁

第二章　父音……………………二十八頁

父音の定義……………………仝頁

父音の數……………………仝頁

速記字表の解……………………二十九頁

父音の種類……二十九頁
父音の性質……三十一頁
父音の成立……三十二頁
父音字の起原……三十四頁
線字使用の關係……三十六頁
速記字記臆の方法……仝頁
第三章　書法……三十七頁
速記字の書方……仝頁
ヌとラの區別……三十八頁
パとヌの區別……三十九頁
初學者の注意……仝頁
文字の大さ……四十頁

重音字及び拗韻字の書方……仝頁
速記字の速度……四十一頁
速記文讀方の練習……仝頁
第四章　母音……四十二頁
母音の定義……仝頁
母音の種類……四十三頁
發聲の方法……仝頁
母音字……仝頁
母音の聯類……四十四頁
第五章　子音……仝頁
子音の聯類……仝頁
子音字の種類……四十五頁

第六章　二重韻（拗韻）……四十五頁
二重韻の定義……仝　頁
二重韻の種類……四十六頁
二重韻の分解……仝　頁
二重韻即拗韻字表……四十七頁
第七章　連綴……仝　頁
連綴の種類……仝　頁
平聲語の連綴……四十八頁
長聲語の連綴……仝　頁
短聲語の連綴……仝　頁
急聲語の連綴……四十九頁
第八章　疊呼……仝　頁

疊呼の種類……五十頁
輕單疊字及其綴方……仝　頁
重單疊字及其綴方……仝　頁
輕複疊字及其綴方……仝　頁
重複疊字及其綴方……五十一頁
第九章　縮字……仝　頁
縮字の種類……仝　頁
ア行の縮字及其綴方……仝　頁
オ行の縮字及其綴方……五十二頁
ウ行の縮字及其綴方……仝　頁
エ行の縮字及其綴方……仝　頁
イ行の縮字及其綴方……仝　頁

中間に母字あるとき……五十三頁
長短急聲語に就て……仝頁
拗韻の縮字及其綴方……五十四頁
第十章 前字……五十五頁
前字の種類……仝頁
鄭重の前字及其書方……仝頁
否不の前字及其書方……五十六頁
鄭否の前字及其書方……仝頁
複數の前字及其書方……五十七頁
前字の規定……仝頁
第十一章 後字……仝頁
後字の種類……仝頁

名詞の後字……五十八頁
形容詞の後字……仝頁
形副詞の後字……仝頁
分詞の後字……五十九頁
助働詞の後字……仝頁
語格の後字……六十頁
訛言の後字……仝頁
後字の結合……六十一頁
第十二章 數字……六十二頁
數字の種類……仝頁
數字の連綴……六十三頁
一の字の種類……仝頁

零圏の書方……六十四頁
三個以上の零の書方……仝　頁
第十三章　句讀及校正法……六十五頁
句讀及校正標の種類……仝　頁
文首標に就て……六十六頁
本名標に就て……仝　頁
地名標に就て……仝　頁
連字標に就て……六十七頁
句讀標に就て……仝　頁
段落標に就て……仝　頁
引用標に就て……六十八頁
廢文標に就て……仝　頁

喝采標に就て……仝　頁
否不標に就て……仝　頁
未完標に就て……六十九頁
承前標に就て……仝　頁
完了標に就て……仝　頁
疑問標に就て……仝　頁
添註標に就て……七十頁
轉語標に就て……仝　頁
再用標に就て……仝　頁
合字標に就て……七十一頁
分字標に就て……仝　頁
除段標に就て……七十二頁

第十四章　諸般の心得……七十二頁
筆の撰び方……仝　頁
筆の持方……七十三頁
用紙の性質……七十四頁
習字の方法……七十五頁
用紙の綴込表紙のこと……七十六頁
手帳の寸法……仝　頁
机なきときの用意……仝　頁
着席の心得……七十七頁
演説講談情話速記の心得……七十八頁
復文の心得……仝　頁
復文の假名遣ひの心得……七十九頁

練習の方法其一……八十頁
同　其二……八十一頁
速記字の書翰認め方……仝　頁
結論……八十二頁

附録

速記術の批評及び効用……

新式速記術目録畢

新式速記術緒言

抑エマァスン氏が "Men are born to write." —(人は書く爲めに生れたる者なりと云はれましたが如何にも然るべき金言でムりまする、抑此人間社會に生れたる者は自己の意中に思ふことを表はすには言語を用ゐねばなりませぬ、言語を將來に遺し又は手輕に意志を通じあふには文字と云ふ舊發明の器械を用ゐねばなりますまい、併し現社會の如き便利に便利を圖る新發明世界には不便利の舊發明物にのみ依らずして便利の新發明文字を用ゐねばなりますまい…西洋諸國では昔しから筆記の道が整ふて在りましたけれども便利に便利を圖りて筆記の方法を敏捷にしやふと諸國の學者達が種々の言語筆記術を發明し、發言と同時

に之を筆記する方法を制定するに至りました…日本にも支那にも昔しは筆の達者な人が在つたと見ゑまして早。書。を能くしたと云ふことが漫筆などにも見へますが、併し是は一定の規矩準繩が調ふて居たものではムりませぬ、唯其者が天賦の達筆であつたのみであるから其方法を人に傳へることが出來ませんでムりました…綱紀は多年我國に此の方法の無いは遺憾なことゝ思ひ且つ是迄の人達は舊發明の文字を用ゐて日々の用辨を足して居りましたけれども、文字を以て言語の發音と同時に筆記しやふと云ふ考へが無かつたと思ひます、新發明の文字を作りて世界に押し擴めやふといふ勇氣が無つたと思ひます
歐米には言語速記の術があると云ふことを曾て綱紀は聞知

致しましたからどうかして之を修めたいと廿餘年前より心掛け歐米の學者や又は數十百種の書籍に就て歐米の方法を修め我國の言語を此法で速記しやふと致しましたけれどもドレも〳〵適切なる方法がムりませなんだ、其から數年焦慮苦心し漸く十有餘年の後ち一法を考へ出しまして日本傍聽筆記法と名づけ明治十五年九月東京に於て始めて之を世に公にし同十月廿八日より有志者に傳習を試みました爾來私の制定致しました所の筆記法に屢〻改良を加へ明治十九年には大に改正して是迄文字の細い太いにて淸濁音を區別したるを此時より太い字はスッカリ廢して細い字ばかりとし大日本記音學と改稱しましたが…熟〻愚考を廻らしまするに速記の術たるや唯だ言語のみ

に止まらざるの必要ハイクラもムりまするヿを考へまし
た：其故尚一層愚考を凝して最大の改良を施し明治廿二
年の春ニ至りまして日本語速記術の外ニ漢字的速記術：
外國語的速記術：擧働的速記術：現象的速記術：音樂的
速記術等を追加し之を總稱して早書學と改めました
去り乍ら此早書學の中日本語速記術の外ハ考案の日尚淺
くして自分が未だ之を完全のものと認めませぬ故之を世
ニ公にするヿを望みませぬ：他ニ之を傳ふるヿを潔しと
致しませぬ：私ハ日夜之を完美の方法にせんと考案を凝
し居りまする故他日自分が完全のものと認め之を社會に
公ニするを潔しとするの日もムりませう
今や我帝國議會ハ日本速記術を利用し源綱紀ニ就て直接

に速記術を修めたる諸氏及び其人々ニ就て修めたる諸氏
通計三十有餘名或ハ常任速記者或ハ無試驗採用又ハ有試
驗にて採用せられ貴族衆議兩院の議事速記に從事して居
りまする而して又時世の然らしむる處なるや各地方より
日々速記術の通信傳習を望む者も其跡を絶ちませぬ若し
之が全科を傳ふる事能ハざれバ其一斑のみにても傳へ呉
れよと申して參ります、通信教授ハ意を充分盡し能ハずと
雖も尚止むニ優れりとして強て之が傳習を望まれまする、
如何ニも和漢西洋の文字ニ比してハ遥かニ優る所の速記
文字で有れバ之を自習し得ざる者ニハ有らざる可しと思
考致しまするの折柄門生諸氏も頻りに之が擴張を計るの
一手段として之を出版す可しとの勸告に依り今茲ニ之を

發刊する事と致しました、本書に就て速記術の門に入り之を自習し其不明なる所ハ何回よても其御質問よ應じまする、自習せらるゝ諸君も亦勉めて之を練習し一日も速よ之を實際に應用せられん事を網紀只管企望致します、本書に就て一ト通の速記術を修められ尚高等の速記術を修めんことを望まるゝあらバ則に依りて入門あれ、網紀謹んで其蘊奥をお傳ね申しませう、

源　綱紀　述

歐米速記術の歴史

抑も歐米速記術の來歴を尋ねますると今を去ること殆んど二千餘年以前其昔羅馬の昌んなる時よ當りまして彼の有名なる能辯家マーカス、タルリアス、シセローと申します

は年廿五六歳の頃(紀元前八十一年)シルラーと云ふ者がアリアン黨を仆して政躰を變更し自から總領官と稱しました時に際りましてルシアスと云へる者が其父を殺したるとの嫌疑に依り遂に重罪に處せられ樣としましたるをシセローは一身の危をも顧みませず法廷に出で此辯護を試み固有の雄辯を振ひ始めて世間の喝采を博しました所よりシルラーに忌み嫌はれ冤罪を蒙らんと致しましたるを速くも探知致しましたから其門生テロー、エンイアスの二人を連れ此難を避けまして希臘アセンス、エシア、マナル等を遊歴して演説著述に從事致しました其時側に居りましたテロー、エンイアスの二氏に之が筆記を掌どらしめました而して右の二氏に命じてシセローが始めて簡單なる略記を

する事を授けました事を歐米速記術の嚆矢と致します、併しながら此法は彼シセロ－が紀元前四十三年に虐殺せられました時に埋沒して世の中に知られて居らざる所紀元千五百八十年に至りドクトル、テモデー、ブライトと云ふ人が古物學を取調べ之を研究するに際り彼エンイアス、テロー抔の方法を發見致しまして之は必要の者で有と云ふとを信じ之を編纂してシステム、アブ、アーヒトラリー即ち隨意略記法と云ふを著しました其後一千六百六十二年に至りましてザヨン、ウイルと云ふ人がフォルスト、シュアト、ペンド、アルフアペット即ち速記的假字初歩と云ふ書を著はしましたなれども此方法は汎く世に行はれては居りません而して千六百八十二年に至りましてマッソンと云る人が

右の諸法を改良して之を出版致しました之を泰西速記術紀元の第一世紀と申します其後千七百七十年に至りましてトーマス、ガーニーと申します人が右第一世紀のマッソン氏の方法を有益なる學術で有るから社會に汎く押し廣めなければならぬと確信致しましたから其時の政府に建言致し且つ己の親戚朋友知己等に謀り確く誓約して此學術の研究を勸めたと申しますが爾來千七百七十七年に至りバイラム氏と申します人が又一の方法を著はし又千七百八十年にはマアボアと云る人が又た一の方法を著しましたが此時ペアレーと申ます學士が自ら會主となり速記術通信會を起し大に速記術の擴張を計り尚ほ進で千七百八十六年に以前の方法を再び大改良を致しました人が顯はれました

之は其頃有名の文學士テーラーと申します人で厶ります此方法を名づけてテーラーシステム即ちテーラー法と申ます之を速記術紀元第二世紀と申ます

其後千八百廿三年に至りましてウイリアムヘーデングと申ます人が第二世紀のテーラー氏法の擴張を計り熱心に盡力致しましたけれども其當時の人々が餘り有益なる學術と云ふ事を認めざる故社會に用ひられずにしまいました然るに時なるかな一千八百三十七年英國パッスと云る所のアイザック、ピットマンと云る人が顯はれましてライン、ライテング即ち線状筆記法と云ふを著し世の中に押し廣め大に其の名聲を博しました以來速記術の祖ハアイザック、ピットマンで有ると云ふ位ゐになり學者社會の外は

其以前の速記術に苦心したる諸氏の名聲まで埋沒せらるる様に至りました之が即ち泰西速記術紀元第三世紀となりました

其後彼の英國のピットマン氏の方法に改良を加へ速記術の書を著はしましたるは米國のアンドリュ、ジーグレーハムと云ふ人で此の人はピットマン氏の方法に追加するにカーレスポンデングスタイル即ち通信法と云ふ者とレポアテイングスタイルス即ち報告法とを追加し又速記的の讀本をも著はしました而し此の書物の名はアメリカン、スタンダアト、ステノフォノグラフヒイと云ふ書物で此の書物は隨分廣く世の中に行れて居ります其後千八百六十六年米國ニューヨーク、サアロゲート裁判所の速記學士セーム

スヽマンソンと云ふ人がビ、カンプレート、フォノグラファー即ち完全速記者と云ふ書物を世に公に致しました此の方法はグレーハム氏の方法より一層完全にして殆ど其四分一の勞力を減ずる事は米國速記學者副總理アール、エル、ダクデール氏やチハイチ、ウエスレアン大學校の記音學敎官デーシー、ストラング氏米國元老院秘書官速記學士ジョージ、ウエークマン氏等の證言に據り明かに世に公にせられました其後千八百八十二年の頃米國のジイ、エームスと云ふ人がライトライン、ショルトヘンド、ライテング即ち淡線簡短筆記法と云ふ書を著はし彼有名あるバアン會社から出版になりました此の方法は餘り世の中に擴まりて居りませぬ

其外獨乙其他の諸外國にも諸種の速記術に關する書籍も

數種ムりますれども大抵ピットマン氏の方法に類似して大同小異のもの丶みでムりまするから玆には之を述べませぬ……が歐米諸種の速記術に就て其得失の如何は他日充分申述ることもムりませう

一）歐米速記術諸種の名稱

網紀は明治十五年始めて速記術を世に公に致しました時は假に日本傍聽筆記學と名づけましたが借西洋に於ては此術に付て種々の名稱がムりまする故玆にＡＢＣの順序に依り述べますれば(1) Brachygraphy.(2) Logography.(3) Phonography(4) Phraseography.(5.) Steganagraphy.(6) Stenography (7) Tachygraphy 抔と云ふ種々の名稱がムります而して通俗には之を Short-hand と申しま

於て羅布存德氏の英華字典を井上哲次郎氏が訂增したる者及び嶋田氏の和譯英字彙ノア、ウエブスタア氏の大字書 Noah Webster's An American Dictionary of the English Language 等ニ據り字義及び譯名を記載しやふと思ひます先づ通俗の Short hand とハ字典ニ依れバ減筆、草書行、花碼とムりまする字彙にハ略記法、速記法抔とムります大字書にハ(From Short and hand) A compendious method of writing by substituting Characters, abbreviations, or Symbols, for words; Short writing; Stenography, Brachygraphy.—(言語を代表するに記號畧語卽ち符號を以て筆記する所の簡畧の法略記短記法)とムりますけれども私ハ之を畧記法と譯しまする

(附言字典とハ羅布存德氏の英華字典字彙とハ島田氏の和譯英字彙大字書とハウエブスタア氏が大字書の事な

り以下倣之)

第一の Brachygraphy(ブラキグラフイー)ハ字典に寫行書者寫減筆者草書乘筆とムります字彙にハ速記法畧記法とムります大字書にハ(Gr. Brachys=short,(短き) and graphos,=to write,(筆記する))That art or practice of writing in short-hand; Stenography. 短記法又ハ畧記術にて筆記する所の術卽ち實驗と云ふ字義に依り私ハ短記術と譯します

第二 Logography の譯語ハ字典にハムりませぬ字彙にハ成語活字とムりますが之ハ其當を得た譯でハムりませぬ大字書にハ(Gr. logos = word,(言語) Speech,(演說) and to write (筆記する)—1. A method of printing in which whole words, cast in single type, are used instead of single letters.—2. A mode of reporting speaches formerly at tempted without using short-hand, by a manner of reporters, each of whom in Succession took down three or four words.—とありて第一の意ハ

(全語を示すに單なる活字より鑄造し單なる文字より代用する所の印刷法)とあり又第二は(三四の言語を代表する通信者の從來使用したる方法にして短記法を用せざる演說報告法)と見れますれども私は之を書言學と譯して畧語のみを以て速記する方法の名稱と存じます

第三 Phonography（フォノグラフィー）とは字典に聲音、音論、音學、とありまして字彙よりは人聲學、蘇言、畧記とあります大字書には〔Gr. phone, = Sound (發音) and — to write — 1...A descliption of the laws of the human voice, or of sounds uttered by the organs of the speech. — 2...A representation of sounds by distinctive Characters; a system of short-hand invented by Issac Pitman, of Bath, England, and at present much employed reporters.〕とありまして第一の意義は(人間の聲音卽ち說話の機關に據て發したる音響の規律を表明する事)第二は(現今

專ら通信者等が利用する所の英國バッスなるアイザック、ピットマン氏が發明したる畧記の方法にして種々の記號を以て音聲を表明すること)とありまする故私は之を記音學と譯しまする

第四の Phraseography（フラセオグラフィー）とは字典よりは一の譯名もありませぬ字彙には熟語法とありまして大字書よりは〔Gr. Phras = a phrase, (語句) The art of writing by a combination of short-hand letters representing a phrase or sentence. — (語句又は文章を表すに畧記的文字を連結して筆記するの術)と云へる意義より據りて私は之を成句的速記術又は記文學と譯しまする

第五の Steganography（ステガノグラフィー）とは字典よりも字彙にも一の譯語はありませぬ大字書には〔Gr. Steganos = covered (秘密なる) and to write 〕The art of writing

in ciphers, or characters which are not intelligible expect to the persons who correspond with each other.—(人々互ひに通信するに他人の解す可からざる暗號又は符號を以て筆記するの術)と云へる意義ゟ據り私は之を暗號畧記術又は秘密速記術と譯しまする
第六のStenography（ステノグラフィー）とは字典に減筆寫之法とあり字彙には速記術略書術とムります大字書ゟは〔Gr. Stenos. = narrow, closs,（短縮）and — to write.〕The art of writing in short-hand, by using abbreviations or characters for whole words.（全語を代表するゝ畧字又は記號を用ひて略記するの術)と云へる意義に依り私は之を略記術と譯しまする
第七のTachygraphy（タキグラフィー）とは字典に減筆寫之法とあり字彙に速記法とムりまして大字書ゟは〔Gr. — Tachygrapho = to write fast,（早く書く）from tachys = quick,（神速）fast（早く）and grapho = to write.〕The art or practice of rapid writing; Stenography; Shorthand writing.（早く書くとの術即ち實験略記術、畧記書法)とムりまする故私は之を速記術又は早書學と譯しまする
尚詳細に調べまするならば此外にも或は幾種も有るでムりませう私は是迄調べましたるは先づ此等でムりまする、世の博識の諸君は私の淺學を憫れまれて高論を吝しまるゝ無くば幸ひ尤も甚だしふムります

五音の位置に就て

私が此度更に編述したる日本速記術文字の表はアイウエオ、カキクケコ(以下畧之)等の如き舊例に依らずアオウエイカコクケキ(以下倣之)の如き順序に改めたるに就き何故に

今日人口に膾炙する所の順序即ちアイウエオ等の例に由らざるやと質問せらるゝの諸氏も少なからずムりますればバ聊か之を辯じ置きませぬと後ちに至りまして私の速記術講義を述べまする時議論が枝葉に流れはせぬかの嫌ひがムりまする故前以て一と通り申述べ置くは必要の事と認め茲に之を辯じ置きまする

既に御了知の御方もムりませう乎？…速記術は音聲學の原理に由り發音したると同時に早く書取ると即ち記音學でムりまする故此文字を定めまするにも可成的音聲學的の原則に依るは最も至當の事と私は信じまするが何分諸君が御承知の如き淺學の寒生でムりまする故充分學理を探究し得ませぬけれども今日に至る迄少しく取調べ見ま

したる私が信認致したる理論に據りまして五音の順序を改め而じて速記的の文字の順序に及ぼしました

唐有㆓唯陽寗公南陽釋處忠㆒作㆓元和韻譜㆒…(中略)當時に張麟之學韻鏡初若㆑不㆑解云云（以下畧之）と曆光韻鏡にもムりまする通り既に張氏の世に韻學は已に備りて居りまして又韻鏡と申まするも解し難き書ではムりませぬのに之を研究するに困難したるものと思はれます而じて音韻を區別しまするに漢洋ともに學者各々其說を異にしまして調ぶればバ調ぶる程繁雜極りなく孰が是孰が非あるや淺學の私などは五里霧中に彷徨しまして呆然たる斗りでムりまするが先づ漢洋の音韻の種類別けに就て大躰に述べますればバ漢法にては韻學集成に七音三十六母反切定局などゝ論じ

まする玉篇指南には三十六母圖として集成とは其名稱を異にして字彙直圖分配圖などには卅二種に分けてムりまするし又玉篇指南に音和互用類隔往還の四目を立てムりまする韻切指掌には音和雙聲疊韻憑切、憑韻、廣通偏狹、寄韻、寄聲、類隔、往來の十一例を立てムります韻切指南には、音和精照寄正音和、內外窠切、振救正音、憑切、寄韻憑切、喩下憑切日寄憑切、前三後一就形、掤立音和、通廣侷狹、通廣、侷狹、開合、類隔、輕重交互、精照互用、麻韻不定、等の二十門がムりまして李嘉紹撰圖には四例を以て等韻の十三門を該ぬとムりまする本邦の諸家は音和、雙聲、疊韻憑切、憑韻、廣通、偏狹、寄聲、寄韻、類隔、互用、往來等の十二例を以て六對として互に異同がムりまする故其名稱が同じで事の異あるもムります

るを磨光韻鏡の著者は折衷して八門となし又之を約して音和類隔の二としたるが如く諸說紛々でムります西洋にても詳しく述れば際限もムりませぬけれども先づ母韻及び類母音を原音とし Palatals (上顎音) Dentals (齒音) Sibilants (嘶音) Labials (唇音) Nasals (鼻音) と區別して子音とするもムりますし又 Closs (逼音) Dentals (齒音) Hissing (齒頭音) Nasals (鼻音) Aspiratos. (氣音) Labials. (唇音) Paratals (上顎音) Coalescents (和音) Liquids. (流音) とするものあり又た Gutturals (喉音) Paratals (上顎音) Liguodentals (舌齒音) Labiodentals. (唇齒音) Labials (唇音) に大別し Breathed Abrupts (輕峽音) Sonant Abrupts (重峽音) Breathed Continuents (輕續音) Sonant Continuents (重流音) Breathed Aspirates (輕氣音) Sonant Coalescents (重和音) と細別するが如く學者各々其說を異にしまする彼の音樂上の用ゐまする七音でさ

ねも諸國ともに一樣で厶りませぬ例へば以太利は最低音より順次に最高音に至りまするにDo, Re, Mi, Fa, Sol, La, Si, と名けて厶りまするを英のA, B, C, D, E, F, G, として彼此對照しますればC, D, E, F, S, A, B, となります之を我國のイロハニホヘトを以てしますればハニホヘトイロとなるが如きもので皆一樣の順序になりませぬ

惟々音聲學の原則に依りて我が五音を案ずればイ゜エ゜の二音は上半音にてウ゜オ゜ア゜の三音は下半音で厶ります……書に『上半音是輕的』とありて『下半音是重的都用氣噪作的』と厶りまする理論と最低音より最高音に至るといふ音學的の原則に據りまして上下の半音を併列し左より讀聲を始めてアオウエイ、カコクケキ、等の順序に改めました

尚右の外速記術に關しまする諸學説を述べたう厶りますれども中々此一小冊中に述べ盡す譯には參りませぬ故また他日一層高等の速記術に關する著書を刊行致しまするとき詳細述ることと致します、

増訂 新式速記術

源綱紀著

第一章 總論

第一節 定義 速記術とは簡單明瞭なる特殊の文字を以て人の音聲を發すると同時に速記するの方法にして我國に於て此術を始めて世に公にしたるは明治十五年十月源綱紀が發明せる日本傍聽筆記法を東京に於て傳習を試みたるを以て嚆矢とし爾來其名稱を速記術と改めました、

第二節 父母音 人類の音聲を分解すれば父音母音の二種となります又此父母音を合して數多の子音となります其事は後ちに詳細述べまする故此には畧します而して諸

種の音聲を代表する速記的の文字は十四種の父字と五種の母字より成立つ故に先づ其父音字より始めて其解釋を施すことと致します、

第二章　父音

第三節　父音の定義　父音とは口述の基本たる唇、舌、顎、咽、歯等の機關を假りて或は止まるが如き或は詰るが如き音響にして充分之を發聲せんとすれば必ず母音の助けを假らざるを得ざる者である、今羅馬字を以て之を例せばK G S Z T D Ts Ds N Ng H F P B M Y R L W V 等の如き父音字はA O U E I の母音を附け加へて其音聲を明にするが如き者で厶ります、

第四節　父音の數　經音の父音には十二種あるもの

で又之に伴ふ處の重音は唯九種のみに止ります、

第五節　速記字表の解　源綱紀が速記字の表は我國從來の五十音あるアイウエオ、カキクケコ、等の如き舊例に據らずアオウエイ、カコクケキ等の如き順序に更めたるの所以は元來速記的の文字は音聲學の原則と密接の關係を有するが故にイエの二音は上半音にしてウオアの三音は下半音なるを以て最高音より最低音に至ると云ふ原則に據りて上下の半音を右より並列して左より讀聲を起しアオウエイ、カコクケキ等の如き順序に改正したるもので厶ります、

第六節　父音の種類　父音に就て次ぎに示したるは父音の音聲即ち其性質に依りて之を類別し又其成立ちに

依て父音の方法を類別したる者を其音聲の組立を輕重の二種に分ちて之を揭ぐれば……

		喉音	上顎音	舌齒音	脣齒音	脣音
嚥音（クロッス）	輕	K		T (Ts)		P
	重	G	..	D (Ds)		B
續音（カンテニユエンス）	輕	..	..	S	..	..
	重	..	..	Z	..	..
鼻音（ナーソルス）	輕	..	..	N	..	M
	重	..		Ng	..	..
流音（リクエジス）	輕	..	R	..	..	..
	重	..	L	..	..	..
氣音（アスピレーツ）	輕	..	..		H	..
	重	..	..	.	F	..
和音（コアレッセンス）	輕	.	..	Y	..	W
	重	..	..		..	V

第七節　父音の性質

父音は嚥音、續音、鼻音、流音、氣音、和音の六種に之を分つものでムります

第一項　嚥音は呼吸即ち音聲を全く止め嚥はしく云ふが如き音聲より成立つ處の者で此等の音は父音中の最も十分ある者である故時に或は此等の音を激發音とも稱しまする

第二項　續音とは殆ど母音を合したるが如く音聲を有するもので或は時は母音と彷彿たる事あるが故に續音の名稱を附するに至りました

第三項　鼻音とは喩音流音との性質を抱合したるが如きものにて唯其呼吸其發音の音尾を鼻に通じて出すが如く聞こゆるもので厶ります

第四項　流音とは母音の性質に類似して續音よりは一層其發聲を高むるが如き音にして他の父音と合する時は母音を二個以上續けざるも或は其音聲の長くひくが如き事を形ち作るもので厶ります

第五項　氣音及和音は之れ亦其母音に等しきものなれども其發聲の本源を糺す時は母音と違ふ處が厶ります又其母音を假りて發音したる時は純然たる父音の音聲を表はす所の者で厶ります

第八節　父音の成立　音聲の成立ちに從て父音を並

列するにはカガの如き喉に近き舌の元に於て成立つ處の音を以て始め次でサザの如き口の上又は上顋に强く當るが如き音を以てし次にはタダの如き舌の先き又は齒に關係を以て云ひ表はす處の音とし次ぎはハ゜ファ゜の如き齒唇の者之に次ぎ而してパバの如きもの之に次ぐ故に種々の音種を類別せば第一喉音第二上顋音第三舌齒音第四唇齒音第五唇音等の者で厶ります前節に陳べたる父音の發聲は口の種々の部分を以て次の如く發聲するもので厶ります喉音は舌の根又は舌全躰を以て發聲し上顋音は舌の先き後ろを口の中にて齒より少し隔て發聲するもので厶ります舌齒音は舌の先きを上齒の根に付け又殆ど付けて發聲するもので唇齒音は上唇を下唇の上に輕く當てゝ發聲す

るもので唇音は唇を全く合せて發聲するものでムります

第九節　父音字の起原

速記的に使用する文字は左曲線四個右曲線四個及び直線六個より成立つ者にして此等の文字は皆次に示したる幾何的の原形より分解し其一部分を取りて一父音を代表せしめたるものでムります此の文字は我國語を寫す爲めに定めたるものなれども時に又外國の音聲を寫すに難からざるものでムります而して又此十四個の文字は單に輕音の父音を表はすものにして重音は之に一點を加へ或は母音字を重ねて重音の子韻を表はす事と致します

源綱紀速記字起原

幾何的分解之圖

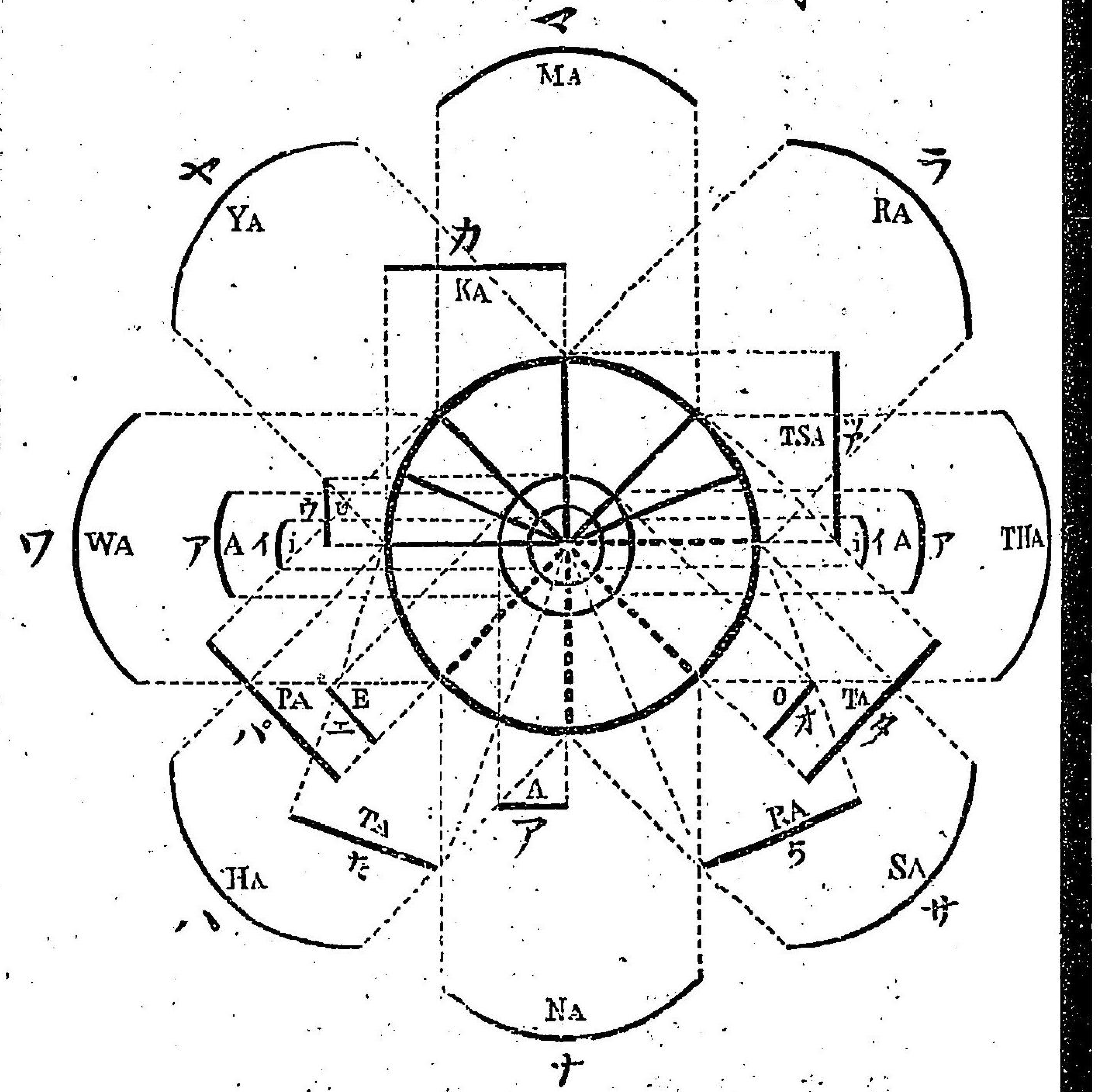

第十節　速記字使用の關係　前節に陳たる如く輕音の文字をして重音の文字に用ゐる事あるを以てヵガ、サザタダ、ツァヅァ、パパ、ヲLワVの如きは皆輕重其字體同じ事で又パと別躰のタの斜形は稍々似よりたれども、パは左より四十五度の角度にして別躰のタ。は二十二度半とす又タ。は右より四十五度の文字にして別躰のヲは右方二十二度半斜形の差異ある事を記憶せねばなりませぬ

第十一節　速記字記憶の方法　速記的父音を記憶せんには左の圖解に依りて練習するを便なりとす乃ち最初に直線父音字を記憶し後ちに八種の曲線父音字を記憶すべし此等の線狀の文字を名づけて速記的文字とするものでムります、

第三章　速記書法

右曲線字

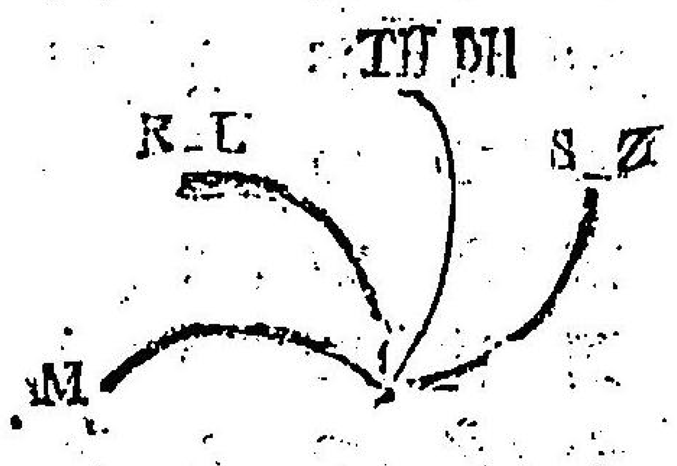

直線字

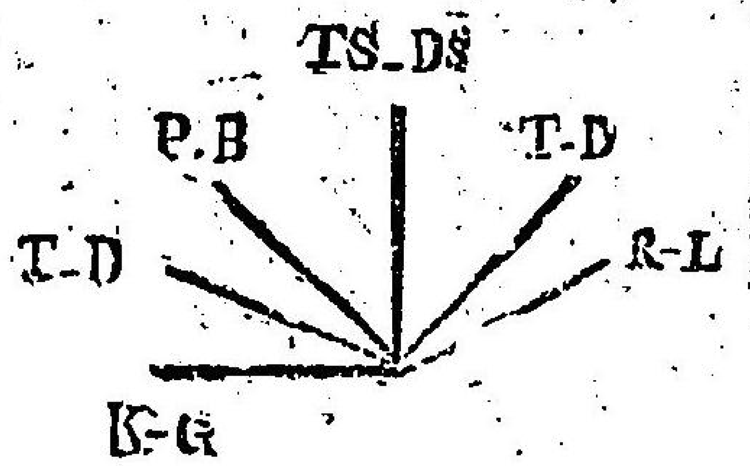

左曲線字

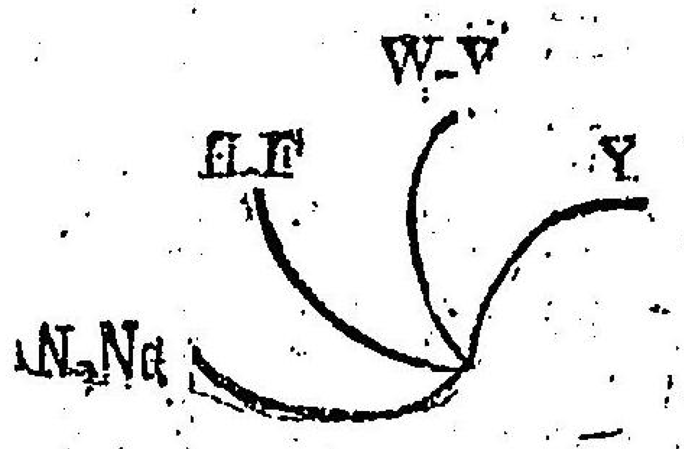

第十二節　速記的文字の書方　ヵナマの如き平行の文字は左より右に及ぼしヵタヤの如き左に傾きたる文字は左の下より右の上に書くを正體とし時に又上より下に書き下だすともあり之を逆字と申しますサ、ツァワの如き直立の文字は上より下に書き下だすを正體とし時に又下よ

り上に書き上ぼす事あり之を逆字と申しますハパヲの如き右に傾きたる文字は左の上より右の下に書き下だすを則と致します此等の文字には曾て逆字はムりませぬ又タの變躰及びヲの變躰にも逆字はムりませぬ且つタは左の上より右の下に書き下しヲは左の下より右の上に書き上ぼすを則と致しまする

第十三節　タとヲの區別

文字の書方に就ては前節に述べましたから大方は了解になりましたらうが併し此速記文字の中にて正躰の／タと／ヲと一寸見れば同じ様なる形ちであれども其角度に少しく相違がムります即ちタは右の方四十五度にしてヲは凡二十二度半でムりますそして前節にも述べましたが正躰のタは上又は下より

書きますれども變躰のヲは左の下より書くのでムります

第十四節　パとタの區別

又パと變躰のタとこれ亦少しく角度に相違あるのみで其字形は殆ど同様でムりますけれども唯パは左方四十五度にして變躰のタ°は其二十二度半の角度でムります而して此二字は左の一方より書きはじむるを則と致します

第十五節　初學者の注意

初學者の注意は第十三章各節も通じて必要のことなれども當初は習字を專ら勸めねバなりませぬ最初は母字より父字なる直字を習ひ次て左曲右曲の八種を修めそれから後ちこれに母字を配合したる諸種の子音字を習ふ樣にし又其記載したる文字の何たるを記憶する爲に屢々繰返し〱讀み下すことを練習せね

ハありませぬ

第十六節　速記字の大さ

速記の文字ハ成だけ小く習ふ様にせねバなりませぬ先づ其凡その大さハ曲尺二分若しくバ一分五厘位ゐに其字躰を正しく書き苟且にも亂雑に書かざる様に初學者の間より注意せバ竟ょ之が習慣とありて實地に臨んでも字躰明確に記載し得るに至るものでムります若し然らずして初學の中ハ唯文字さへ記憶すれバ其大小ハ孰れなりとも可なりなど漫りょ字躰を書き崩す時ハ他日成業の後大に悔るに至るものでムります

る

第十七節　重音の書法

カサタ等の如き父音字ょ母音字を配合せずして子音を代表する文字を重音字とする

には 斯の如く文字の左方に一點を附記して其重音なるを示しますが此外の母音字を配合しまた子音字ハ其母音字の結びつけたる圏の中を塡めて其重音字と致します

第十八節　速記字の速力

既に述べました通り速記字ハ簡便なるは勿論なれども先づ普通の文字に比して其字畫の數凡五分一より八九分一ょあるものなれバ此速記字に熟達せバ普通の筆記法よりハ八九倍も速かに記載することを得るに至りまする故竟にハ人の發音すると同時に容易く速記し得るに至りまするものでムります

第十九節　速記文讀方の練習

速記文讀方の練習をするにハ先づ最初邦文の例題ょ依り一頁なり二頁なりを速記字を以て認め而して次ょハ其邦文の原例題を閉ぢ速

記字にて認めたるものを見て各字其速記字の下ょ邦文を附し卒らバ其原例題に對照して其誤謬を訂正して讀方の練習を勤め次で學者互に其速記文を交換し屢〻其復文を試むる樣に心掛れバ竟にハ速記文と雖も普通の文字と同樣に容易に讀み下すことを得るに至るものでムります

第四章　母音

第二十節　母音の定義　母音とハ舌齒唇顧等の説話の機關を勢ひ強く假らずして聲音を發する口述の基本でムります而して又諸般の子音は此音の助けを得ねバ音聲を充分ょ發することが出來ませぬ故之を母音と申します如何なる子音ょても長く延て呼びますれバ何時しか母音ょ反へるものでムります

第廿一節　母音の種類　口述の基本たる母音ょアオゥェィの五種ありて此五音が父音と結合して諸種の子韻を生ずるょ至るものでムります

第廿二節　發聲の方法　母音のアを發聲するょハ唇を上下ょ開きまして其儘聲を出せバアとなりォハ口を開らき左右を少しく凋めて發聲するものでゥハ上下の唇を半バ閉ぢェハ舌の左右の端を上の奥齒ょつけ少しく口を開らき又ィハ唇を開らき齒を閉ぢて發するものでムります

第廿三節　母音字　母音字ハィを除くの外ハ皆な凡そ父音字の三分の一の大さょ書するものでィハ凡アの字半分位ゐょ書くものでムりまする

第廿四節　母音の聲類　母音の呼聲に平長短急の別ちありて平聲の母音ハ其聲の平らかなるもので長聲とハ其音尾を長く延いて呼び短聲ハ其音尾を鼻へ抜きて反るが如くに稱ふ聲でそして急聲とハ其音尾を詰めて口の内に又ハ唇にて止むるが如く發聲するものでムりまする

第五章　子音

第廿五節　子音の呼聲　子音の呼聲ハ父音に母音を配合して始めて成るもので其呼聲ハ單一の如くは聞ゆれども決して子音ハ單純のものではなく之を分解されハ必ず父母の二音に分かるゝものでムります

第廿六節　子音の聲類　子韻にも亦母音の如く平長短急の四聲がムりまして其別に依りて種々の言語を組立

るものでムります

第廿七節　子音字の種類　子音字とて別にある譯でハムりませぬ彼父字に母字を配合して子音を代表する文字と致しまするが併しカサタ等の如きアの音を含む處の子音字に限り母音字を配合せずして父字の儘にて子音字と致しまするハ元來我國語中に於きましてアの母音を含む子音より成立つ言語が最も多くムりまする故單なる父子を以てアの通りの子音字と致しまするから其父字にアの音を含みたる子音を除き父字一個毎に四種の子音字があるものでムりまする

第六章　二重韻(拗韻)

第廿八節　二重音の定義　二重韻とハ母音が二個以

上重なる音聲より成立つ言語にして單に母音のみ重なることもあり又父音に件ふて重なることもあり總て斯る場合を二重韻又は拗韻と申ます

第廿九節　二重韻の種類　單に母音の重なりたる普通の二種韻は　アオ　アイ　ウア　イア　イオ　イエ　等にして此の外に　アオエ　アオイ　イアイ　イオイ　等の三重韻を用することもムります

第三十節　二重韻の分解　二重韻を含む所の子音字を精細に分解致しますればウの先つ所のア、オ、ウ、エ、イ、とイの先立つ所のア、オ、ウ、エ、イ、の二種十類ムりますれども我國語中の拗韻の子音はウア、ウオ、イア　イオ　イウ　の五類を専ら用ゐますする其他は實に稀に用ゐるものでムります

第卅一節　二重韻字表　第二圖の末欄に於きまして前節に述べました母音のみの重りたる二重韻字を表に致し掲げ置きます

第卅二節　拗韻字表　第二圖に於きまして前節に述ました父音に伴ふ所の母音が二個重りたる子音即ち拗韻字の表を掲げ置きます

第卅三節　拗韻字の書方　拗韻字は凡て父音字の字首を少しく曲げ一少釣の如くに書くものでムりまする

第七章　連綴

第卅四節　連綴の種類　速記字を連綴するには子母音の聲類に從ひて各其綴り方を異に致しまするから平長短急四種に區別しましして言語は一語々々宛に斷りて綴る

規定で厶ります

第卅五節　平聲語の連綴　平聲の連綴卽ち聲の平らかなる言語を速記字にて綴るには第　圖の如く唯其文字を其言語に從ひて左より右に平列して綴る者で厶ります

第卅六節　長聲語の連綴　長聲の連綴卽ち音尾の長く延ひて呼ぶ言語を速記字にて綴るには第　圖の如く母音字は少しく其字躰を變じますれどもオウヱの母音を含む所の子音字は其配合したる母字を長く結び付けて長聲と致します又アの母音を子韻字は父字にアの長聲字を其字尾に附して長聲字と致しますイを含む所の子音字は長聲點なる｜を附記して其長聲字を表すことと致しますが我國語中にはア又はオの母音を長く延くが如き言語は皆

てムりませぬ

第卅七節　短聲語の連綴　短聲語の連綴卽ち音尾を鼻へ抜きて反るが如く短く呼ぶ言語を速記字にて綴るには第五例の如く字尾を）の如く右方に反ねて其短聲なるを示すもので厶ります

第卅八節　急聲語の連綴　急聲語の連綴卽ち音尾を急速に詰めて呼ぶ言語を綴るには第六例に於て示しまするが如く母字は皆其字尾を結び子音字は急聲に伴ふ所の音字を以て其中央を切斷し又は之れが中央に密接せしめて綴るものでムります

第八章　疊呼

第卅九節　疊呼　疊呼とは同聲の音字の重りたると

き節畧して綴るものでこれに其音字の輕重に依りて區別がムります

第四十節　疊呼の種類

疊呼即ち同音字を疊みて呼ぶものを速記字にて綴るに第七例の如く輕單重單輕復重復等の四種の疊字がムります

第四十一節　輕單疊字

輕單疊字とは輕音の文字が重なるとき又は重音に輕音の伴ふときに用るものでムります

第四十二節　重單疊字

重疊單字即ち重音の文字が重なるとき又は輕音に重音の伴ふときに用るものでムります

第四十三節　輕復疊字

輕復疊字即ち二個已上の輕音又は輕重音或は重輕音が重なるとき又は二個已上の重音に二個已上の同聲の輕音が伴ふときに用るものでムります

第四十四節　重復疊字

重復疊字即ち二個已上の重音に二個已上同聲の重音が伴ふとき又同斷の輕音に其重音が伴ふときに用ふるものでムります

第九章　縮字

第四十五節　縮字

縮字とは同父字即ち同形の字部が二個以上重りたるときに其速綴を短縮する爲め用るものでムります

第四十六節　縮字の種類

同父字即ち同形の子音字が重りたるとき之を短縮する文字に五種の區別がムりまして第八及十一例の如くァ行ォ行ゥ行ェ行及びィ行の縮字及び三種の二重類の縮字がムります

第四十七節　ァ行の縮字

アの音を含みたる子音字の重

りたるとき之を短縮する爲めに用ゐる輕音の縮字でムりますれど之を重音に代用するときは其中に一小點を加へるものでムります

第四十八節　オ行の縮字　オの音を含みたる子音字の重りたるを短縮する爲めに用ゐる輕音の縮字にして其結び目の孔を塞ぐときは重音の縮字となります

第四十九節　ウ行の縮字　ウの音を含みたる子音字の重りたるを短縮する爲めに用ゐる輕音の縮字にして之を重音となすには其結び目を前節と同じく塞ぐものでムります

第五十節　エ行及びイ行の縮字　エ行の縮字はエの母音又イ行の縮字はイの母音を含む所の子音字の重りたるを短縮する爲めに用ゐるもので之を重音の縮字となすには是亦前節と同じことでムります

第五十一節　中間母字あるとき　三聲語已上の連綴の中に同父字の子字と子字の間に母音字あるときは是亦母音字の次ぎに縮字を用ゐることと致します例令ばカイ。コキオ。クの如きカイコはカイと書いてコはオ行の縮字を用ゐキオクはキオと綴りてクはウ行の縮字を用ゐるが如くせねばなりませぬ（本節より第九例以下を參照あれ）

第五十二節　長短急聲　長聲の縮字はア及びイ行には長聲點を附記しオ、ウ及びエ行には其縮字の結び目を長く書くもので、短聲の文字に伴ふ同父字の子音字は亦縮字を用ひます、而して急聲に伴ふ同父字の

子音字ハ其五音ニ從つて縮字を用ゐ其縮字の字首を先立つ文字の中央ニ接して記せバ輕音の急聲となり中央より外ニ突出せバ重音の急聲となります

第五十三節　拗韻の縮字　二重韻即ち拗韻の縮字と申しまするハ子韻字ニ伴ふ所の同形の父字續くとき又ハ子字と子字との間ニ母字或ハ短聲あるときに其伴ふ所の拗韻字を短縮するニ用る縮字でムります

第五十四節　拗韻縮字の種類　拗韻の縮字ニイア、イオ、イウ、の三種ムりまして例へバ使者(シシヤ)、四書(シシヨ)、自主(ジシユ)、等の如きシニ伴ふ所のシヤ又シニ伴ふ所のシヨ及びシニ伴ふ所のシユの如きハ皆父字が同形でムりまする故シシヤと書くとの代りニシニイアの縮字を記しシ　シヨの代りニシニイオ、シ シユの代りニシイウと認めて連綴躰を短縮するものでムります而して又拗韻の子字ニ單韻の同形子字が續くときハ單韻の縮字を用ゐまする

第十章　前字

第五十五節　前字の種類　前字とハ或言葉の前ニ簡短なる一小文字を附記致しまして其言葉の意義を少しく變ずるものでムります、これニ鄭重、否不、鄭否、複數の四種類がムります

第五十六節　鄭重の前字　鄭重の前字ハ或言葉ニ附記したる一小字の位置に依りて　御(オン)　御(オ)　御(ゴ)　御(ミ)　の別がムります即ち御願(オンネガヒ)ハオなる一小字を子なる速記字の字首の下ニ書きます又御上(オカミ)とハオの中央ニカを書きはじめ

御賢慮（ケンリヨ）はケの字の字首の上にオを書きます而してミは鄭重の語とあるべき言葉の字形に從ひ或は竪或は横に一小字を記しますがこれには上中下の位置はムりませぬ

第五十七節　否不の前字　否不の前字は或言葉の前に一小字を附記して其語意を反對に變じ打消の言葉とするもので即ちこれに不（フ）　無（ム）　非（ヒ）　の三種ムりまして例へバ　不平　無論　非道　などの如きときに用ゐます

第五十八節　鄭否の前字　鄭否の前字とは鄭重の前字と否不の前字を合して用るもので又語を替へて申せバ否不の言葉を鄭重に云ふとでこれに　御（ゴ）不（フ）　御（ゴ）無（ム）　御（ゴ）非（ヒ）　の三種ムりまして例へバ　御不審　御無用　御非番等の如きときに用ゐます

第五十九節　複數の前字　複數の前字は有形無形に係らず複數の名詞或は形容詞の前に附加する一小字でムりましてこれに　諸。　各。の二種ムります例へバ　諸人　諸國　各個　各人　等の如きときに用ゐまする

第六十節　前字の規定　總て前字は他の言葉と離れ單獨にては其用を爲しませぬ必ず他の言葉の前に附記して其意義を構成するものでムります

第十一章　後字

第六十一節　後字の種類　後字とは或言葉の後に附け加へて語意を構成するもので或格段なる場合を除くの外は決して後字のみ單獨に孤立しては意義を爲さゞるものでムります又これは名詞、形容詞、ゝ副詞、分詞、助動詞、語格

訛言等の數種がムります

第六十二節　名詞の後字　元來の形容詞又は働詞の詞尾を變じて名詞とある言葉に用ゐる後字にサ　ミ　ケの三種ムりまして例へバ　重サ　厚ミ　樂シゲ　等の如き場合に用ゐるものでムります

第六十三節　形容詞の後字　單に形容詞にのみ用ゐる後字にナ　ナル　の二種の後字がムります例へバ　稀ナ　立派ナル　などの如き場合に用ゐます

第六十四節　形容詞及副詞の後字　元來形容詞の後字はムりますれども働詞の前に在りて副詞の後字とあるものがムります即ちキ　シキ　ベキ　ケキ　の四種で例へバ　善キ　又は　善ク、宜シキ　又は　宜シク、褒

ムベキ　又は　褒ムベク、靜ケキ　又は　靜ケク、との兩樣に用ひます

第六十五節　分詞の後字　分詞とは形容詞と働詞の或部分を分ち取りたるが如き言葉でムりまして其後字はル、ヲル、ツ、の三種ムります　例へバ　顯ハル、譽メヲル、書キツ、等の如き場合に用ゐる後字でムりまして又此　ル、ヲル、を　レル、ヲレル　を用ゐることもムります

第六十六節　助働詞の後字　助働詞の後字は元來の働詞に附する送り假名でムりまして只　ス　の一種より他にムりませぬ而して此のスなる後字が字句の中にある時はシと讀みます後節の後字の結合を示したる例中に

掲げてムりまする通りニス、トス、の如きハ語句の中ニ在りてハニシ　トシ　と讀むニ同じことでムります

第六十七節　語格の後字　語格の後字とハ我國で所謂テニヲハのことニして普通の語格の後字ハガ　ノ　ニ　ヲ　エ　モ　ト・テ　ヅ　ヤ　ヨ　等なれども此中があ る後字ハハの後字ニ用ゐることがムります之ハガもハも同じ主格の後字でムります故ニ同形の文字を用ゐます而して又此ガを接續詞の後字なるバニも亦用ゐます

第六十八節　訛言の後字　訛言の後字ニ　ダ　ヂヤ　ニヤ　リヤ　の四種ムりまして　ダハデアル　ヂヤハデハ　ニヤハニハ　リヤハレバの約言でムりまする故是ダ、夫ヂ、ヤ、之、ニ、ヤ、ス、リ、ヤ、等の如き場合ニ用ゐまする

第六十九節　後字の結合　後字と前字と綴合することハ出來ませぬ、けれども前字と前字を綴合せしめたるが如く後字と後字とを綴合して單なる後字の連綴の如く或言語を綴りたる後へ綴り合すニ用ゐます即ち之れニノガ　ノハ　ノニ　ノヲ　ノモ　ノト　ノデ　ノヅ　ノヨ　ニハ　ニモ　ニト　ニテ　ニヅ　ニヤ　ニス(ニシ)　ヲバ　ヲモ　ヲヤ　ヘハ　ヘモ　ヘト　トハ　トノ　トニ　トヲ　トモ　トテ　トヅ　トヤ　トス(トシ)　トガ　テモ　テヅ　ヅガ　ヅハ　ヅヤ　シテ　等の如き二個重さなりたるものが三十八種と又其三個重りました　ノニハ　ノニモ　ノデハ　ノデモ　ニテハ　ニテモ　トニハ　ト

ニモ　トテハ　トテモ　シテハ　シテモ　等の如き十二個ムります

第七十節　詞言の結合　前節に於て既に述べました後字の外に或る詞言中に用ゐまする所の語尾の　デス　を綴合し　デスシ　の如き単なる後字なる　デ　と　ス　にて　デス　と為し　デスシ　と為すときは　デス　の字尾に一小圏を結び付けて　デスシ　と読むことと致しまする故　アルシ。　スルシ。　など、記すときも亦　ス　と云ふ後字の字尾に一小圏を附して　シ　なる後字と致します

第十二章　數字

第七十一節　數字の種類　我速記術に用ゐまする數字は彼筆算數字たる亞剌伯亞數字にても宜しふムります

けれども尚其字畫を節略致しまするには速記的の文字を使用するが便利でムります即ち　タ　ナ　スァ　ツ　マ　ラ　サ　ハ　ヤ　カ　等の十字を以て　一　二　三　四　五　六　七　八　九　零　の文字に代表することゝ致します

第七十二節　數字の連綴　數字を綴りまするには既に八九の章中に述べたる如く同形の文字を綴るには疊呼或は・縮字を用ゐる規則に依りませぬ、此數字は決して疊呼又は縮字を用ゐませぬ只其文字と文字とを綴り合すものでムります

第七十三節　一の字の種類　前節に述べましたる通り速記的數字の綴りには疊呼又は縮字を用ゐませぬ故一

の字に限り三種ムります即ち　パ　ツァ　タ　の直ぐなる
文字のみで例令ば百十一と書するには　ツァ　タ　パ　又
は　パタツァ　タパタ　等の如く綴るものでムります

第七十四節　零圏の連綴　速記的数字の零を書き表
わしまするには　カ　なる文字を以て示すも宜しふムり
ますけれども尚節略して書きまするには数字の字尾に一
小圏を附け加へて一個の零を代表し又大圏を附け加へて
二個を代表致します例令ば十の代りに　ヒ　又は　ナ
二十を　ニ　と三十を　シ　の如く又百と書するには
タ　ー　二百と書くには　ナ　ニ　と書くが如きものでムり
ます

第七十五節　三個以上の零　三個以上の零を略記致

しまするには前節に述べたる如く二個の零の代りに大圏
を附したる字尾に速記字の　イ　の如き一小字を附け加
へて三個を代表し又　カ　なる零字に大圏又は小圏を附け加
へて何個にても数個の零を代表することゝ致します

第十三章　句讀及校正法

第七十六節　句讀及校正の事　我速記的の文字を綴
る仕方は既に已に述べましたる如く一語々々切り離して
認むるが故に其句讀を明かにし又之れを校正するに用ゐ
る種々の標がムります即ち　文首　本名　地名　速字
句讀　段落　引用　廢文　喝采　否不　未完　承前　完
了　疑問　添註　轉語　再用　合字　分字　除段　等の
二十個の標をして普通用ゐる句讀及び校正の標と致しま

す尚此外にも數個ムりますけれども之れは茲に省略致します

第七十七節　文首標　文首の標は文の始めに必ず之れを附け其文の首尾を明らかにするに用ゐるものでムります又之を速記的數字の上に附記して第何章節などの第。と云ふ字に用ゐることがムります

第七十八節　本名標　本名の標は神佛の名位階官爵及び固有人名等を普通の語句より區別する爲めに其標を言葉の字首に附記するものでムります

第七十九節　地名標　地名の標は凡そ地理學上に關する處の本名即ち山川草木都會等の本名を普通の語句より區別する爲めに其字首に必ず附するものでムります

第八十節　速字標　速字の標は語句を速記し來りて一行の終りに於て或語句が切斷したる時其切斷したる語句が次の行に連綴するを示すときに之れを上の字尾に附記して次に之れが續くことを示すものでムります

第八十一節　句讀標　句讀の標は速記したる語句中に名詞或は代名詞の數語續きたるもの、間の句讀を示し又は單なる語句の連らなりたるもの、其句讀を明らかに示す爲めに用ゐる標でムります

第八十二節　段落標　段落の標は速記文の一段落又は長き語句中にある小段落にても其語意が次の語句に及ぼさゞる時に此の標を以て其語句の切れ目を示す標でムります

第八十三節　引用標

引用の標ハ速記したる字句中ニ古人の格言を引用して述べたるもの又ハ他人の述べたる問答等を引用して述べたる時に其全躰の語句より引用したる語句を區別する爲ニ此標を用ゐます

第八十四節　廢文標

廢文の標ハ發言通りに速記したる字句中重複したるを省くとき又其復文を要せざる等の場合ニ此標を用ゐて其語句を廢すると云ふことを示す標でムります

第八十五節　喝采標

喝采の標ハ彼の演說等ニ於て聽衆がヒヤ〳〵等喝采するときニ其狀態を示す標でムります

第八十六節　否不標

否不の標ハ演說等の時ノ！ノ

ーと云ひ或ハ不同意を述ぶる者ありて其演說を打ち消さんとするが如き狀態を示す標でムります

第八十七節　未完標

未完標ハ或る言語を速記し一葉の終りに未だ其字句の引き續きて尙數葉ニ及ぼす時ニ此語句ハ次の丁數ニ引き續くと云ふことを明らかに示す爲めニ用ゐる標でムります

第八十八節　承前標

承前の標ハ前ニ述べたる未完標を用ゐたる所より次の字句に連續すると云ふが如き場合ニ用ゐる標でムります

第八十九節　完了標

完了の標ハ一場の演說又ハ講談等の語句が全く終りたる大段落の標でムります

第九十節　疑問標

疑問の標ハ我國の疑問の語尾な

る　ヵ　或ハ　ヤ　等又ハ　ヵ　或ハ　ヤ　等の語尾を用ゐざるも其語句が疑問の意義を要するときに用ゐ又速記したる語句が不明瞭なる時斯くもあらん乎等と云ふ時にも之れを用ゐます

第九十一節　添註標　添註の標は速記文中に誤脱あるとき又は斯く々々の語句を挿入したき等と云ふときに此標を用ゐて上の行に其添註すべき語句を記載するものでムります

第九十二節　轉語標　轉語の標は速記文中又は復文中の語句が轉倒したる時に之れを訂す時に用ゐる標でムります

第九十三節　再用標　再用の標は速記文又は復文中

に或る語句の誤謬あると思ひ訂したる後ちに其語句が誤謬ならざることを見出したる時に用ゐる標で、我國にて是迄言ひ習られしたる　生。ル。　と云ふが如き場合に用ゐる標でムります

第九十四節　合字標　合字の標は速記文又は復文中に於て或語句を別々に離して書きたる時に其分つものに非らずと云ふことを示す標でムりまして例令バミナモトと書く可きを　ミナ　モト　と書したる時にミナモトと合す可しと云ふ場合に用ゐる標でムります

第九十五節　分字標　分字の標は前節の合字標と全く反對にして或語句を分ちて書く可きものを合せて書きたる時に分つ可しと云ふ時に用ゐる標でムりまして例令

バゲンコーキと離なして書く可きをゲンコーキと續けて書きたる時に之れを分つ可しと云ふが如き場合に用ゐる標でムります

第九十六節　除段標

除段の標は速記文又は復文中に段落を要せざる所に段落を附けて記載したる時に此段落を省く可しと云ふ場合に用ゐる標でムります

第十四章　諸般の心得

第九十七節　筆の撰び方

速記に適する筆は東京の眞崎仁六氏の製造に懸る眞崎(サキ)鉛筆が適當でムりますけれ共若し之を求むる事が出來ねバ舶來のHB印の鉛筆にても宜し其可成的心の細き丸形なる餘り軟かならざるものを撰て用るがよし之れを削るには凡一寸三四分計り先よ

り鋭く削り尚其先を細かなる金剛砂の磨研布か又は硝子紙にて磨研すれバいくらでも細くなりますから適宜に磨き早書に掛る前に之を用意し置かねバなりませぬ

第九十八節　筆の持方

筆の持方は通例のペンの持方と等しく母指、食指、中指の三本指に寛く持ても宜しけれども又食指と中指の間に持ちて母指を添へて書くも宜し而して手帳をバ右の手の角度に從ひ斜めに置き腕を据ゑ指の先のみにて書く樣になし決して夫の圓腕直筆の古風に拘泥してはありませぬ又鉛筆で書くとき其先きを舐ぶる人がムりますけれ共是は誠に見苦しき習慣でムります故に成丈注意し舐らぬ樣にせねバならぬ其先を嘗たからとて鉛筆の心が溶けるものではムりませぬ却て舐る度毎

に心を保ち居る木が濕れバ從て柔かになり終にハ心を保つ事が出來ずして容易に其心か折れる樣になります又其先を度々口の邊りに持行くを端から見て居るのも躰裁が好くもムりませぬ

第九十九節　用紙の性質

速記に用ふる紙ハ光澤のなき質の良しき新聞用紙か又ハ西洋書簡紙にても宜し又上等の半紙にても宜しけれ共西洋紙の方が紙の表に不平均が無く半紙に勝りて好けれども半紙の方ハ價格が少しく廉價でムりますから初學の間多くの人ハ半紙を用ゐますけれど初學の内は餘り多くの紙も選びませぬゆゑせめて一通り習ひ修むる間なりとも好き紙を用ゐて文字を締密に分明に書く事を勉めねバなりませぬ然らざれバ後に

至りて文字の躰を崩し大いに悔ゆる事が出來まする

第百節　習字の方法

速記的の文字を書く事を習ふにハ綱紀が嘗て制定しました速記的習字帖又ハ小阪洋紙(二十四行のもの)を用ひ一字の大さ凡二分位ゐに習ひ文字と文字又ハ綴字と綴字との間ハ横に一目を隔て下に一行を隔て、速記字を記載し而して一ページなり一枚なり書き終らバ速記字の下の行に日本文字にて認めたる原文を見ずして其復文を記載する樣になさるべし且初學の間ハ速記的習字帖の如く文字二分位ゐに習ふても宜しけれ共漸次進んで一字一分五厘若くバ一分位に筆記する樣に練習すれバ熟練の后に至ては無罫の用紙にても敢て差支なく速記さる、樣に成るものでムります

第百一節　用紙綴込表紙

速記的に用ふる罫紙を綴ぢ置く爲めに幅三寸五分長さ四寸五分位の厚紙の表紙を造り柔らかなる皮を張り附けゴムの帶紐を附け置きて紙の取外づしに便利なる樣にして而して其紙ハ手前から向ふへ開く樣に拵るが宜しふムります

第百二節　手帳の寸法

速記的手帳の拵へ方も前に述べたる表紙の寸法に從ひ紙數は百五六十頁を適當とします而して此手帳も前の綴紙にても前以て紙の一方に一枚毎に丁數を記載し置くが宜しふムりますそうで無ければ速記したる原稿を復文する時に錯雜を免かれぬものでムります

第百三節　机無き時の用意

机無き處で速記するの

用意に就て厚さ二分五厘位幅四寸長さ一尺四寸位の紫檀又ハ黑檀にて一枚の板を拵へ置き持參して是を右の膝の上に置き手帳の臺とし机に代用すれバ右の臂が狂ふとハムりませぬ又是が携帶に便なる樣に爲るにハ七寸づゝの二枚の板として中央に蝶番ひを附けて二ッ折と爲し開きたる時ハ懸金にて留める樣に拵ふれバ最も便利でムります

第百四節　着席の心得

演説にせよ講談にせよ何事にても席に着き速記せんとする時は可成的左の方より明りを取る處に坐を占むる樣に注意せねバなりませぬ殊に夜間抔ハ勿論そうせぬ時ハ手暗がりになりて寔に不便なる者でムります又會議抔を速記するにハ可成的滿場の議員を見渡し得る所を撰びて着席する樣に心掛けなければ

ありませぬ

第百五節　演說講談情話速記の心得

苟も人の言語を發音と同時に速記するは何事に依らず容易のことにあらねども先づ此術に熟達し實地に就て演說にせよ講談情話にせよ之を速記するには甲乙丙丁諸種人物が躍出するを彼是混雜せぬ樣一人々々の話しをたとへ如何に短句なりとも更に行を改めて記載せねばなりませぬ然せねば復文の際其語句の段落不明瞭にして或は其語意を損し大に興味を失するものであるから能く〳〵注意して其過失なき樣に速記し又綿密に復文をもせねばなりませぬ

第百七節　復文の心得

速記文を普通の文字に復すには先づ其用紙に一枚毎に丁數の番號を附し紙の錯雜せ

ぬ樣にして而して又丁數を誤らぬ樣語句の誤脱の無き樣注意せねばなりませぬ靜かなる演說にても凡一時間精密に速記したる原稿を普通の文字に精密に復文するには少なくも五六倍の時間を費やさねばなりませぬ故急速に復文を得んとすれば是非數名の速記者を要せねば速に出來ぬものでムります

第百八節　復文假名遣ひの心得

和漢洋の文字は其字躰と發音と異あり或は字躰を異にして發音の等しく聞こゆるものもある其外種々なる定則あるものなれ共我が速記的の書方は從來の字躰又は假名遣ひに依て記載するものでムりませぬ其音聲を直寫したるものであるから其通り復文する時は或は解し苦き處も有らむなれども之を

復文するには和漢洋夫々の規定に從て適當の文字を當嵌めて復文するは勿論の事でムります

第百九節　練習の方法の一　速記術の練習をするには此書に就て色々の原則を能く習ふて後ち新聞書籍雜誌抔の內に就き言語躰の文を綴り度々斯の如く爲して如何なる文字にても綴字に澁滯なき樣に成りたるならば他人に托して新聞雜誌にても句讀を明らかに靜かに讀で貰ひ之を筆記し或は復文し追々進むに從ては靜かなる說敎又は學術の講義抔の實地に就て傍聽筆記を試みること少くも每日三時間以上又其復文をも怠らずに練習するときは凡六ヶ月位にして通常の講義等を速記し得るに至るものでムります

第百十節　練習の方法の二　實地練習に未熟なる者は大抵速記字を以て書き取る事が出來ても之を速かに讀み下す事が出來ぬ故復文する時大いに時間を徒費するものであるから速記文を通常の文の如く速かに讀むことを勉めねばなりませぬ我邦には未だ速記的の文字を以て印刷したる新聞雜誌の如き發行もムりませぬから先づ當分の中は此學を修めたる人々が共同して互ひに速記的の文章を交換し是を讀むことを習ふが宜しうムります

第百十一節　速記字書翰の認め方　速記字を以て書簡又はハガキを認めまするには最初の行の右の端に年號月日を記載し凡例に示しますが如くに線を描き年號と月日を區別し次の行の左の方に寄せて先方の名宛尊稱等を認

め一行を隔てゝ下の行に先方の尊稱を記したる字尾の邊より要件の字句を認め大段落を爲したる次の一行に結文の字句を記して後ち其次の行の右の方に寄せて當方の名前、住所等を掲ぐるものでムります又副啓或ハ猶々書等を記すにハ左の空間に認めます又時刻を記すにハ凡例の如く線を描き速記的數字を認め午前、午後、時刻、分秒を區別するを則と致します

以上十四章百十一節を述べまして普通速記の方法を講し卒りましたが尚此外に略語略文等の方法がムりますれども之を述べ盡すにハ到底一小冊子の能く及ぶ所でハムりませぬ故それハ他日に讓ります、併し又此方法のみでも熟練の効を積みますれバ如何なる言語までも速記し得られ

ぬと云ふとハムりませぬ乍併如何に簡便なる此速記術と申しましても一通り讀みましたからと申しましても一通り習修しましたからと申しましても充分此術を練習せねバ實際に應用するとハ出來ませぬ又此術を修めんと志しても就學半途で中絶しては何の用をも爲しませぬ練習を中絶する位ゐならバ寧ろ最初より學バぬ方が宜しふムります故に速記術に志しある諸君ハ……

"All or Nothing" 少シク學バンヨリハ寧ロ就學セザルニ如ズ

此言葉を御記憶あらんことを望みまする、

新式速記術畢

速記術の批評及効用

○日本速記の靈妙

米國加奈陀州トロント府の速記者トーマス、ピーチー氏は源綱紀の速記術の事に就きてオハオ州シンシンチーテ府速記學協會へ宛送りたる書中に曰「日本帝國なる源綱紀氏の發明に係る日本速記術ハ單複音を定めたるの基礎實に靈妙と謂はざるを得ず、且其速記文は英語にて種々煩雜を來すべき Rain,（雨）Rein,（手綱）Reign,（治世）及び Bow,（弓）Bough,（樹）等の如き魯魚の誤謬を見ること無し而して日本に於て近來ハ速記術漸次流行し追々熾んにして學校の科目中に編入したる向も尠からず」と

○新式速記術は古今未曾有の新法なり

朝日新聞に曰（明治十九年）源綱紀氏ハ明治十五年我國に於て始て日本傍聽筆記學なるものを制定せし以來追々筆記學の必要を感ずる者多く近頃に至り益々此學を修むる者の世に增加せしに就てハ傍聽筆記法と云ひ或は速記法と云ひ又は獨習雜誌と唱へて有志の者を教授し或は纂集すること彌々盛になりしが是等は皆記號の濃淡に依て其發音を區別せしが初學の徒文字を速寫する場合に於て錯雜し易く且迂遠にして不完全なりとの批評を免れず源氏ハ斯に患ふる所あり曾て改正せし新式の記號即ち記音學と云ふハ從來の者と其法全く異なる者にて前條述るが如き憂なきのみならず極めて簡便の者にして十九種の記號を以て萬般の言語を速記し得る方法なり且從來の記號ハ我國は勿論歐米諸國にても銅鉛木版等を用るにあらざれば活字に上す事能はざる困難の者なりしが改正記號に依れば活字に上す事を得且二十餘種の活字を製せば七百餘種に轉用するを得る古來未曾有の新法なり」と

○獨逸國博士日本速記術の傳習を請ふ

去明治二十一年春獨逸國速記學博士より左の表面を送り速記術の傳習を請ひ來れり

予ハ貴下をして日本に於て新たに速記術を發明されたる日本帝國鼻祖速記學博士たることを承認せり貴下若し此新法を予に傳へらるゝならば其賞金の如きハ貴命に從ひ早速爲替を以て御送付可致候謹言

一千八百八十八年一月十一日

獨逸聯邦ツーリンゲン、アサマ府

速記學會總理　オツト、エルシー

日本帝國鼻祖速記學博士源綱紀君閣下

○日本の速記術は英國の速記術に優る

明治二十二年春英京倫敦に於て萬國速記者會議の開設ありし時我朝野新聞の記者尾崎行雄氏が同會より招待せられ出席せられし節英國速記術の鼻祖アイサツク、ピツトマン氏の業を助け大に盡力し今は氏の營議員たる學士ゑぷフチード氏ば日本速記術の一斑を尾崎氏に就て示され驚嘆して曰「予が二十餘年間苦辛し考案したる方法ハ日本速記術に比すれば實に數等の下にあるを耻づ故に多年考案したる予が方法ハ今日より斷然放棄す」と

○宇内無比の速記術

明治十七年源綱紀が信越を漫遊の際北越新潟なる小島周二氏方に於て米國「キヤプテイン、フレイチヤー」氏曰「君が速記術は母音の配合簡單明瞭にして遙に歐米諸邦の速記術の右に出づ」と又去る明治十九年五月十五日加茂神社の葵祭に赴きたる時下加茂なる相模屋に於て英國の學士シヨツト氏に出逢ひ談偶々學術上に及び綱紀に向て其の修むる所の專門學課を尋るを以て日本速記術發明云々のことを述べたるに其組織順序等を詳細質問の末拍手して曰く「予ハ今支那に在留して日本の事情に詳しからざれども諸般の學術進歩の速力ハ支那の遠く及ばざることと聞しに君が速記術發明の企は實に予をして驚しめざるを得ず何となれば我英國の如き文明を以て宇内に鳴る國にしてピツトマン氏の速記術發明以來殆ど五十年然れども往々文字の濃淡と活字に製し能はざるとハ學者社會の難問なるを君が新發明の方法たる聯綠字のみにして母音の配合歐米の諸法より

一層簡便なるのみならず活字に製し得るとハ宇内君が速記術の右に出る者なからん君尙ほ撓まず屈せず改良に改良を加へ大に社會を益する所あれ」と

○墺國博士日本速記術の吹聽者となる

明治二十五年八月十五日墺國醫學博士エルドクス、プロコポヰチ氏源綱紀に面談を請ひ而して曰予ハ獨逸の某學士より曾て君の芳名を傳承せり（中略談話數刻喚發を供せられたる後）又曰く「君の速記術ハ予の曾て實見せる英米獨佛等の諸法に比して遙に上乘の良法たるを信ず予ハ源君の爲め否世の學者の爲め熱心に君が速記術の吹聽者たることを誓ふ可し」と

○我軍隊速記術專修者を養成す

夫れ速記術の軍人に於る緊急の問題たるや今更喋々を竢たず獨逸佛蘭西露西亞等の如きハ速記術をして軍人必修の學術なりとし夙に各兵營内に速記術專修所を設立せざるなき由なるが既に我軍隊に於ても亦此擧あり第二師團第十七聯隊長陸軍歩兵大佐阪井重季氏は去明治二十四年六月十八日同隊の將校及下士一同を同集會所に召集せられ速記術の軍人に必要なる所以を縷々演說あり而して同月二十日より三ヶ月間同營內集會所に速記術專修所を設けられて源綱紀に速記術教授を囑托せられ將校下士等七拾餘名の諸氏に斯術を授けることとなれり次て第一師團第二聯隊長陸軍歩兵中佐淺田信與氏も亦同聯隊の將校及下士等十數名の諸氏に命じて同聯隊將校集會所に於て明治二十六年一月十三日より同三月三日迄源綱紀に速記術教授を囑托あり斯術を專修せしめられたり

○軍隊に速記術を利用せる槩聞

陸軍偕行社記事第五十五號中に川郁清氏の譯述せられたる速記術に關する事項を左に抄錄す

コロギユーの兵器展覽會に於て當世紀間各地の戰役に使用せし速記術を殊に一千八百七十年の戰役に用ひし者とを摸寫して衆庶の觀覽に供せり之に依て見れば獨國參謀本部の編纂に係る普佛戰記は實に同軍各將校の熟練なる速記術に補助せられたる者多きを知るに足る可し

獨國軍隊に於て速記術の效用並に其價値を高め將校

中諸演習に臨み或ハ各自の作業に於て常に此記法を利用する者甚だ多し

普國近衛歩砲兵第二聯隊の大尉男爵ライサン、スタイン氏ハ砲工學校の速記共究會の教師にして速記學雜誌に軍事上此術の効用を說て曰簡易書法則ち速記術は軍事上に用ひて最も重要なる者とす夫れ此術たる獨り議會の應答を記錄するの効のみならず命令の傳達、偵察の報告、作戰日誌の編纂輕氣球の通信及傳話の交換等に用ひて其便最も大なり

獨逸速記雜誌に曰各隊に於ける多數の下士官も亦將に此技術に習熟するの狀を現出せり千八百八十八年七月一日より翌年六月三十日に至る一年間に於て速記の教習を受けたる下士ハ員數正に千六百五十六人の多きに達せりと

夫れ平時に在ても毎朝報告を呈出するに際し或ハ時々到達する諸命令を聽書するに當り記者稀有の熟練を以てするに非ざれば間々誤謬寫を免る能ハず其餘弊の及ぶ所益し尠少ならざる可し此時に當り速記に習熟なる下士を用ゆるを得ば其便益し少なからず獨國將校の下士官を此道に獎勵するハ決して怪むに足らざるなり

獨國に在てハ諸學校ハ勿論諸集會所及書籍館に至る迄所として速記の講習を見ざるハなく將校及下士の協會は銳意此術を全軍に普及するの企望を有せり故に同國軍人は平常と雖も此術を活用するの時期最も多く之が爲め一般軍人の交通を繁くし從て此社會に於ける一致和合を緊要ならしむるの餘幸を得るに至れり

伊太利の政府も亦大に速記術の効用を重んじセナツラン在勤の大尉ガハー氏此會台に差遣し且オンベルト王の親辭を提致せしめたり

墺國將校は概して速記術を習熟するのみならず之れに依て時間を節約するの効益々大なるを認知し常時も亦此記法を使用するに至れり故に陸軍諸學校は勿論其幼年豫備校に至る迄悉く速記の教法を設けざる所なし云々又同國に於ては獨り陸軍將校のみ此術を重用するにあらず市府の大なるもの所として速術講習會の設けあらざるハなく其開講に當てハ多くの將

校茲に來會して其教習を援助すと

チンガリーの陸軍大學校に於てハ各人任意の講習より速記術上意外の良果を奏し之が爲め同國陸軍省をして此術を規定の教科に加へんとするに至れり

魯國に於てハ速記術の用法未だ全軍に普及せずと雖も參謀官及特科軍人に於てハ概ね其効用を重んずるに至れりといふ

速記學雜誌に曰獨逸將校の博識強記なる世人の驚愕嘆賞する所にして或ハ見て以て兵學上一種特別の性能を有するに非ずやと疑ふに至れり然れども我儕の所見に依れば彼の博識強記なる決して天授の特性あるにあらず必竟一般の講學を利せん爲め早く速記術の習學に從事すると絕へず此記法を應用するの致す所に非ざるなきなり

夫れ速記術を習熟するときは從て其智能を增殖し其思考力を精密ならしむるを以て精神知覺の啓發に一大利益を與へ其實施上に於ては益々確實なる記憶力を催奬するの効あるや疑ふ可らず

○軍人に速記術を修めしむるの目的

明治廿六年一月廿三日佐倉衛戍歩兵第二聯隊長陸軍歩兵中佐正六位勳四等渦田信興氏が同所なる將校集會所に於て將校下士等の諸氏に向て演說せられたる速記文中に曰く「今度源氏を聘して我聯隊中より撰拔した者、殊に撰拔者の先途の見込ある者、殊近に撰らんだ其者の爲めに二つの目的がある、一ハ各人が直接に軍務の爲めに之を利用するの望を以て居る、一ハ各人が將來他の者に之を及ぼさしめんとするに當り幹部となすのである此二つの冀望を盈すのに短少の日數中に深く研究して後日恨みのなき樣に學ぶべし」と

○速記術は國家防禦の武器

陸軍歩兵少尉柳澤紘綱氏ハ奥羽日々新聞四千二百十七號に『予の速記術に志したる所以を述べ併せて世の有志者に告ぐ』と題し左の廣告ありし「予ハ嘗て明治廿三年七月第二師團將校旅行演習の際筆記係を命ぜられ晴雨を論ぜず統裁官の判決及各專修員の作戰狀況を筆記するを大に惱めり況や雷霆霹靂砲銃雨の間に立ち時機千變萬化の巷に奔走するの實戰に於てをや予爰に感

する所あり之れ速記學の巧術に由らずんば到底其美味を雜し得べからずと斷定し依て之を學ばんと欲して其師を得て問はんと欲して其人なし然れども之を空しく默止し置くは精神の許さゞる所爲に某書林に就き〇〇〇〇等の著述せる速記法の書類を求め獨學に消光するも其効を奏せざりしに豈圖らんや本年六月上浣に源綱紀先生が當仙臺市に於て速記術を傳習せらるゝとの吉報に接し欣喜雀躍措く所を知らず直に國洗齋郵書を盛岡に致し待つ一日千秋會々郵便に托し早書學大要を寄せらる嗚呼先生の門弟の多き全國星散あらざるの地なし殊に感ずべきは去明治廿一年一月十一日獨逸國速記學會總理たる「オツト、エルシー」氏は余は貴下をして日本國に於て新たに速記術を發明せられたる日本帝國速記術鼻祖博士たることを承認せり貴下若し此新法を余に傳へらるゝあらば其謝金の如きは貴下の命に從ふ云々とありしには……依之此名譽ある先生に從ひ此有益なる速記術を學ばんと欲すること益々切なり幸にして先生は六月九日を以て該地に來着せられ同十六日をトし假傳習場を仙臺市北一番丁に設けらる予は奮然入門し勤務の餘暇を以て注心勉學旬日にして速記術一般の科程の傳習を卒りたるの今日あるに逢へり是れ實に先生の賜なり將來誓て練習員となり一は以て先生の志を爲し一は以て自己の學術を補助せしむるに利用し聊か國家に酬ゆる所あらんとす苟も軍人たる者は勿論世の速記術に志す諸氏は彼粗漏杜撰の獨學書に就き或は無識無經驗なる白面生等に就て不完全なる方法を學ばんよりは寧ろ就學せざるに如ず而して此完全なる速記術を修めんと欲せば源綱紀先生の門に入り此名譽ある嶄新なる帝國鼻祖速記術を修められんことを勸告す終りに臨んで軍人諸氏に一言せん速記の術たるや平時に在りては野外演習の講評及命令の筆記とに應用し戰時に在りては命令を速記し瞬間を爭ふ可き咄嗟の際に空しく戰機を失ふの歎なからしめんとす果して然らば速記術は啻に學問上の進歩に關係あるのみならず國家防禦の爲め間接に貴重なる武器と云ふも敢て不可なきなり若し速記術をして末技なりと唱ふるものあらば共に語るに足らざるなり」と

〇軍隊速記術の必要

夫れ戰時に速記術を要するは尚は吾人に視聽の感覺を要するが如し而して戰時に緩急あるは又人事に緩急あるの比にあらず、千變萬化、神出鬼沒縱横叱咤暫く機變に應ぜざる可からず蓋し兵馬の間にあつては常に奔雷疾風の急を以てするも尚は其の迂なるを覺ゆる者あり例へば兩軍戈を交へ苦戰直ちに援兵を出すが如き一軍は破れ精兵を交代せしむるが如き、全軍重圍に陷るも後に都城を圍むが如き、兵糧盡き飢渴輸送を促すが如き等の時機に際して一旦遲々其の時機を失すれば勝算のある所殆んど知るべからず、三軍の死生存亡も亦圖るべからず此時に當りて機敏靈活進退共に其の功を奏する者は唯戰時速記術の力あるのみ、其戰時に於て密接の關係を有するや極めて大なるを知るべし而して又其の成敗利鈍安危の係て決する所は其の速記術の精なると否とに在ると云ふも敢て不可なからん

戰時報告の方法古來各國の軍人が用ひし所の者を見るに其國文物器械の進歩如何に從て異なる所あるは勿論なりと雖とも要するに其短を捨て其長を採り漸次に發明改良を加へて今日に至りたるは尚社會一般の事物が近世に至りて益々精巧に至りたるが如し、故に中古以前に在つては其方法不完全にして新奇發明の起ること至つて少なかりしが近世に至つて大に其面目を一新し就中一千八百七十年普佛の役を以て最も速記術進歩の時代なりと信ず

抑も一千八百七十年普佛戰爭は歐洲全土の大勢を一變したると共に軍用速記術の上にも一大改革を與へたることを至大なりとす實に當時佛國の有樣を見れば廣大なる佛國の戰野は普軍が實地練習の場處となり神出鬼沒の軍隊が利用せし速記術は專ら通信速達を主とし慓悍決死の軍人が彈丸頭上を迸散する所或は大樹の枝間に攀り或は灌木の間に身を潛め或は枯草の中に埋伏し一枝の筆、一片の紙を取り從容として戰況を寫したることもありしならん或は砲烟彈雨の内に奔走して交戰の實況を時々刻々將軍の麾中に通じたることもありしならん一片の速記文と雖とも亦三軍將士の命脈を支配することなきにあらず、而して之れが應用の結果に至りては獨り一將帥が之れを利用して機變の術を逞ふするのみにあらず、砲烟彈雨妖氛殺氣をして國土を隱蔽したるの時

機を短縮したるに在り、普佛當時の大戰爭が僅々十數ヶ月にして全く其結局を來せるも亦以て見る可きなり今や歐米文明の各國至る所として速記術のわらざるハなし斯術の盛衰ハ以て其の國文物の消長如何をトするに足り、以て通商貿易の如何をも亦占ふに足る、平和の目的を以て出で平和世界に用ひらる、も夫れ斯の如く大なり而して又歐米文明の各國に速記術の隆盛を極むるは豈に唯通商貿易に關するのみならんや實に軍事上に最大關係を有すればなり、嗚呼速記術の直接に戰時の運動に功用わるや已に此の如し間接には政略の利用をなすも亦斯の如し速記術の盛衰ハ獨り其國文物の消長をトするに足らざるなり（以下略之）（源綱紀著軍隊教科速記術自序抄錄）

○速記術の政務官に必要

スターツアイツインク新聞に萬國速記者會議に於ける學國大藏大臣の演說と題し曰く「學國大藏大臣ミックエル氏は速記者會議に於て爲したる演說中政府の各事務局に遑からずして速記術を利用するの見込なり若し此事を實行するに至らば之が爲め時間を減省し得る事非常にして殆んど從來の五分の一にて事足るべしとの旨を明言せり」と

○速記術と警察官吏

每日新聞に曰く「大坂府警察本部にてハ巡査に速記術を教授する事に就き久しく計畫をなし居りしが此容遂に之を實行する事となり本部内に於て教授會を開き稻田高等警察課長が開會趣意及び同會の成立並に該學の必要を說きし概畧は「速記學の警察官吏に用わるハ單に演說其他の言論を筆記する上のみならず夫の人命犯姦通罪等の如き人の感情又ハ貧苦より來す所の犯罪調査等ハ善く其審問に應答するの情態を詳にし且忘さるべからざるを以て之をなすにハ速記學を利用するの外に便宜しきものわるなし云云」と

○速記者の報酬

ロシエスタア、デモクレット新聞に曰く「近來米國に於ては速記者の需用極めて頻繁を來し俸給千五百弗乃至二千餘弗を以て斯術の學者を招聘せんとするもの有るも常に之れに應ずるの人員に缺乏す」とサインテフイツク、プレッス新聞に曰「年々歲々速記術を修めんとする者增加し來り諸學校に於ては學生一名に就き一百弗以上の傳習料を以て速記術教官を招聘せんとの廣告新聞紙上に表はる、こと屢々わり」と

○速記術は生計の要具なり

英國宰相グラッドストーン氏は嘗て倫敦に於ける萬國速記術大會議に於て爲せる演說中に「予ハ速記術の爲めに常に恩惠を蒙りつ、わるが世人速記術を一日たりとも忘れたるならば如何にして世渡りが出來やふかと思ふ」と演べられたり

○速記術は歲入を得るの捷徑

博士「エプスタア」氏曰く學資に乏しく且速に收入を得んと欲する者ハ須らく速記術を學ぶべし既に予が督生中十九歲の少年にして當時金二百弗の月給を受る者わり若此者をして此年まで他の學術を修めしめなば僅々二十弗の月俸を受るに難かる可し故に學資に乏しく且速に歲入を得んとする者は速記術を修むるに如かざるなり」と

○婦人は速記者に適す

米國速記學校長ホアン女史曰く速記術實際の活用は男子より女子の方速かなり何となれば女子ハ男子に比すれば事物に就て綿密の性質を具有すればなりと又フアンニー、スミッス孃ハ有名なる女速記者にして從來米國新約州ハンチングトンに於て汎く速記業務に從事し居られしが現今は專らサアロゲート裁判所の速記者として勤務し居らる、とぞ又ビ、シー、パーチット孃ハ米國オハイオ州ハミル官省等の依賴に應じつ、在しが昨年同地の裁判官ヴァンダーヴイーア氏の建議に依り其裁判所に速記者を使用すること、なり遂に立法院の衆議に依り同孃ハ一千八百九十年十月十四日より向ふ三ヶ年間の約定を爲し給料は一ヶ年一千弗にて同裁判所の速記者に任命せられたり」と

○丁抹國會婦人速記者を採用す

倫敦女皇雜誌に曰く「丁抹國會に於て數名の婦人速記者を採用せしが其上院に於ける公文書の如きは悉く婦人速記者をして議事を書き取らしむることゝなれり」と

○米國狀師婦人速記者を利用す

米國速記雜誌に曰く合衆國各裁判所に於てハ總て速記者を採用し居るは珍らしからぬことゝなるが近頃に至り

てハ一般状師諸氏は其法庭に於る辨論ハ勿論証據物等の記錄を直寫せしむる爲め婦人速記者を採用することゝなり近來婦人速記者續々法庭に出入することゝなれり、これ全く婦人ハ其速記に從事するや男子よりも一層緻密力を有せる故其依賴者に滿足を與ふるの結果なる可しと

○速記術ハ必要を世の父兄諸氏に告ぐ

博士コールリッヂ氏曰く「君等世の父母何故に君等の子女をして速記術を學ばしめざるや速記術は之を講習するに多分の金圓時間勞働を費すことなくして卒業するを得る者なり予が父母予をして少年の時より之を學ばしめたるが予ハ其際思ふ樣父母何事ぞ斯の如き奇怪の文字を習いしむるやと不本意ながらも多年修習の今日に至り始めて其利用の廣大無邊なるに感心したるを以て深く父母の恩惠を謝し併せて世の父母諸君に之を告げん君等が女子をして速に速記術を修めしめんことを祈る」と

○速記術は幼稚の時より學ばしむべし

博士ダッガア、カンベル氏曰く「速記術の効用は他の學術の遠く及ばざる所にして其進歩の速かなるハ予の嘗て他に見ざる所なり且之を學ぶに易くして卒業の後ハ大に他の諸般の學術を修むるに非常の便益あるものなれば必ず幼稚の時より之を修めしむるに若ず」と

○速記術は學士學生に必要なり

博士ペムバア氏曰く「苟も學士學生にして高等の學術を研究し之を修めんには必ず速記術を利用せざる可らず何となれば高等の學術ハ多く書籍に依らずして教師の講述に依らざるは無ければなり」と

○速記術は讀書家に必要なり

博士ペムバア氏曰く「速記術に熟達せバ讀書記錄家が書中の要領を拔萃掲載するに極て便利なり」と

○速記術は演說家、講談家、說教師に必要なり

博士ペムバア氏曰く「人苟も演說講談說教をなさんと思ふ事項を速記字に依て原稿を製せば通常筆記の八倍

も速に記載し得可し」と

○速記術と耳、目、口、手

博士アイモア氏曰く「速記術を修むる時ハ諸般の言語發音を精細に分解し得るのみならず耳目口手を教育する無上の學術なり」と

○速記術の公益

博士グレーハム氏曰く「速記術の有益なる事に就てハ嘗て諸學士の賞讚を受る所なるが就中通信者、文學者、記錄家、演說家、說教師、裁判官の如きハ最も賞讚して之を講習する者多し」と又ボストン、ヂオアナルに曰く「速記術は學術講義、演說、討論、會議、說教、裁判所等の速記を爲すに極めて便利なるのみならず諸般の報導を敏捷ならしむる社會無上の學術なり」と

○速記術の快樂

博士プリッヂ氏曰く「一と度目の前に出逢たる事柄を速記術に據りて速記し置き數日月を經たる後に之を見れば既に見聞したる事に再び出逢ふたる如く其快樂云はん方なき者なり且之を後世に遺し置く時ハ過ぎたる昔しを思ハれ過去を以て現在に比較し無限の快樂實に云はん方なし又世の中を利すること極めて大いなるものなり」と

○速記術の速度

博士グレーハム氏曰く「通常の女子にて能く早書とりを爲す者にても一分間に廿五語位より書き得ざる者なり速記學の文字に熟練せば一分時間に百語以上二百語以内を速記し得る者なり」と又官省速記學士マンサン氏曰く「速記學者は通常の人より七八倍長器なり如何となれば通常の人の七八時間も費す事を僅々一時間にて爲し得ればなり」と

○速記復文の速達

倫敦タイムス新聞に曰く「英國政治家に錚々の聞ゑあるグラッドストーン氏の一昨年エヂンバラに於て演說を爲せし際開筵は午後四時六分にして五時三十分に千秋樂を告げしが其間數名の速記者ハ交る〲眼をギロ〱然として其演說を速記しつゝありしが同氏の演壇を下りし後八分間にして速記者ハ悉く其復文を了り之を印刷職工の手に渡せり印刷職工ハ之を手に受て後十二分間にして之を組み終り之が印刷を爲し六時五分に

至る頃ハ早新聞賣子ハ之を諸街衢にグラッドストーン氏演說速記とて堆高に賣捌きつゝありしと云其迅速の妙術又驚くに堪ゐたりと云ふ可し」と

○速記術は商人に必要

學士ストーン氏曰く「商人ハ速記術を修むるを最も必要とす何となれば毎日の商況を記錄し或ハ其景況、物價の變動を速やかに記載して他に之を報導し又ハ之が報導を受るにも極て便なりとす」と又英國の「テクスフサード」「キャンブリッヂ」等の大學より試驗委員を派出して商業科を修めたる者の試驗をなせしに試驗科目中第一に速記術を編入したり」と又「ブリストル、グランマア、スクール」の教頭より英國中の商人に質問して曰く「今日商業學科中佛國語、日耳曼語、簿記法、速記術等の中如何なる學科が第一に必要なるかと質問したるに國內有名の商人五百餘名の重なる諸氏よりの答にいづれも速記術を第一番と答へたり」と

○文學博士重野安繹君曰く
（日本速記俱樂部發會式祝詞抄錄）

抑我國の古昔は文字なく故事を人々口々に相傳へて其れが卽ち歷史となりし由古語拾遺に見ゐたり之を語部の言傳へと云ふ其後文字の應用追々開け文字を以て事實を書くこと〻なりたるも文字にハ文飾多くして往々事實を誤り傳へ又口々に言繼ぎしハ自然言落ちもあり聞誤りもあるべき道理なるに近來開けたる速記術てふものハ人の言語を其儘に書き寫し文字に著錄する者なれば上古語部の言傳へと後世史家の紀事とを一つに合せ當座卽席に之を書き顯して天下後世に傳ゐ少しも誤傳なく遺漏なく是れぞ卽ち事實の寫眞と稱すべき者なりけり、先年源綱紀氏創めて速記の方法を案出し林茂淳氏なぞ此業に盡力して官府の力をも假らず十餘年間辛苦經營し今日の好結果を得るに至りしハ社會の幸福千載の偉業と云ふべし今又日本速記俱樂部の設けあり此業益々發達して光榮を世界に輝かし我日本帝國の名譽とならむこと疑を容れず」云々

○子爵福羽美靜君曰く　（同上）

抑々言語或は其綴字の方法等上古以來の沿革ハ其世態の旺なるときにわたり改良進步を促し太古符牒の如き一種の文字ありしを其を漸々に改正し漢土の文字も入

り又僧徒の利用厚生を教ふるにつけて專ら文字上の事までも及ぼし我が朝廷之れが採用をなし天下をして益德を被らしめしこと久し方今維新の最初事の大規模を立てさせられし其定まりの如く漸次進步を怠らざるのときハ方今の文字方今の綴字に對し何樣の變革をか加ふべきことと思考す近來速記法行ハれて言論を速に記載し衆人に傳ふるの迅速なる又後日に傳へて其證となすの益德等枚擧すべからず是れ則ち速記者諸氏の勉勵して得たる所の利器全く明治聖朝の德益を增加したるの一證なり而して今後なは變革の綴字法あるにいたるとも今日の大功ハ必其魁首と稱せらるへし」云々

○元文部次官辻新次君曰く　（同上）

私ハ速記ハ言葉の鏡卽ち其眞を寫すものであると思ひます、茲に眞と云ふものが起つて來ますからして自然と日本人の言葉遣ひも改まり言つたことハ耳で聞いて其文字の形を見ずして能く分るやうなことになりませうと思ひます、是れハ實に我邦の學術上卽ち教育上に取つて非常なる益を與へますことと思ひます」云々

○農商務次官金子堅太郎君曰く
（同上）

社會の進步と事業の頻繁と伴ひ總ての會議又ハ審査の報告等を後日に遺し將來の慣例と爲すことハ最も必要のことである官廳の例に依れば各官廳の委員會評議員會等の如きものハ之を速記して其顚將來の慣例となすべきものである殊に議院の如きに至てハ速記の必要なることと喋々をせずとも世人の認めて居る所である、速記は世の進步と共に益々必要を感じ今日爲したることを後日に遺し今日言たてことを後世に遺すに必要である歐州各國に於て初めて速記を用ひたのは議院だけであつたが今日は各官廳ハ勿論、地方の自治團體私立の會社又ハ協會等に至るまで之を用ふることになり殆んど今日文明の事業を經營する所に速記を用ひぬ所ハ無いと云ふ迄に發達した顧みて日々の景況を見れば帝國議會及地方議會の或る部分と或る官廳の會議等に用ふることになつたが未だ中々充分にハ普及して居らぬ併し既に萌芽を生じた以上は駸々乎として將來進步するの望を遂する樣にまでにハなつたと思ふ」云々

○衆議院議員島田三郎君曰く　(同上)

今日は議會を始め裁判所、學術の會、政談演說會に至るまで速記を以て事を辨じ且つそれに熟達したる速記者は言々辭々發論の眞を寫し出して讀む者をして而り發議者の演說に現場に接する如く思はしめるのは僅か十數年の間で、斯くばかりの進步をなさうとは當時何人も思はなかつたのでありまず、殊に私は政談演說會に臨み同會の議場に立つて自分に演說したことを翌日若くは三日後の速記錄に顯はるゝ所を見ると云ふと一と言を繰り返し繰り返して演じ或は言ひ損ねたるをも其まゝ寫し出されて居る速記の功用は實に豫想の外に出でたと思ふ、併しながら斯くまで進步すると云ふ事は此業をなす人が非常なる奮勵と忍耐自信の結果であつて其言論社會の人を助くること大いなるものである言論に關係ある人は此の術の發達を喜び尙は此術に依つて益を得る事を感謝するのである」云々

○津田仙君曰く　(同上)

余昨年シカゴに開かれたる閣龍世界博覽會に臨み一日工藝館を觀覽せしに我國の出品物中に我帝國議會議事筆記の速記原文及び譯文あり之に英文を以て記せる說明書を添へたるを見轉た往時を追懷して二拾有餘年間に於ける我國進步の神速なるに且驚き且喜びたり之れ今回の博覽會中余の尤も愉快に感じたる一事なり斯の如く速記術の我國に適用せられてより年を閱する僅に拾數年に過ぎず而して充分の成功を爲し百般事物の進步發達を扶くるの具となるに至りたるは職として諸君の拮据經營の勞多きに是れ由る諸君の功や偉なりと云ふべし云云

●東邦協會報告三十六號に「日本魂」と題し左の記事あり

千八百九拾壹年九月壹日出版倫敦タイムスに載する所の通信を見るに日本人の精神堅忍不拔なる而も其公共的福利の爲に身命を惜まず心身の力を盡す所の實例は源綱紀氏の勉强に徵して知るべきなり、源綱紀氏は東京に住する一貧學生、而も志を立てピットマン氏速記術を貸り之を日本語に應用するの方法を工夫し刻苦十二年の久きに亘り百折して撓まず終に之を成功せり

而も同氏の門人が日本帝國議會の議事を速記したる所の議事錄は速に印行せられ其議事の翌朝は必ず載せて官報に在り(其速記の明瞭精密なることは世界他邦國會議事錄の上に在りとす)是れ實に源綱紀氏の一大功績たり緊要不朽の功なりとす、然るにタイムス通信によれば綱紀氏は此一大功績に對して日本政府が將に之に授與せんとする所の勳章若くは褒賞を一切辭謝して之を受けず又今氏は帝國議會の報告課長たるをも勸められしも是れ亦辭して之を受けず而も氏は門生に語りて吾人は唯日本の爲めに働きたるのみ吾働作は成功せり吾願は以て滿足せり復何をか求めんやと言へりと云ふ」云々

●日本速記術は文明港灣の一大橋梁なり

左の記事はヂャツパン、メール新聞が第一帝國議會の速記術を批評したるを東京新報が譯述せる者の中一節を抄錄す、

(前略)速記術は十二年前始めて日本に起れりと云ふを得可し日本人は之れが爲に非常なる困難に遭遇せり西洋に於ては速記術の組織有りて巧に歐米の寫生的言語を筆記するに適當せり然れども如何にして此の速記術は同音異義の言葉多く且純粹字符の綴り若くば假字綴りにて明確に記錄し得ざる者と假定せられたる形象的言語に適用し得可きか外國人は此の多くの困難を想像して終に速記術は到底日本には行はれざる可しと斷念せり然れども日本人自身は然らず東京に源綱紀と云る人あり紳士の家に生れしも貲力は限り有りたる人なり此の人夙に自國の文學の力によりて此の速記術の不足を補はんとの志を發したり(中略)源氏及び氏の同志協力者は未だ速記上に於ける功妙熟達の實際上の標準を世に公示せざりしにもせよ其旣に有用なる組織を成就し何時にても之れを利用し得らる可しとの事を世人が認むるに至る迄は彼等の刻苦忍耐は實に少々ならざりしなり恐らくは今若し吾人は此等の速記術率先者が相應の報酬を握るに到る迄經過し來りし辛苦困難の委細を知り得ば之れ實に日本人が其國の數百年來の閉鎖を開かんとして嚮射奮發するに當り屢々表はしたる勇氣ある忍耐を描寫したる面白き記錄に一つの新材料を

加ふるなる可し源氏ハ久しく其企圖したる事業上の困難に打勝たんが爲め大いに勤めたりしが少しも其報酬を得ざれば氏が細き活計の道は消滅し去れり氏ハ番町の陋屋に協力同志の士を容れて速記術を講せし其薄命落膽の境遇此の道に達せんとする遥々たる進歩辛勞困勉及び當時に於て報酬少なき速記術を實施するの機會を求めるが如し（此れ皆高尚なる事業に力を盡せし人々の多くの物語に在る事柄なり）之れ皆日本國會史を研究する學者の能く記憶す可き價値ある者なり政府ハ喜んで日本に於ける速記術の開祖として刻苦忍耐せし源君を採用せしならんなれども源氏ハ純粹なる古流の日本人の如く官職若くば官祿を享るを背せざりき盖し氏の心にてハ道の爲に業を究めしにて利の爲になせしに有らず且利己主義の餘臭に感染せざらん事を望めり（中略）速記術は疑ひもなく言語と文章とを隔てし港灣に一大橋梁を架するならん此の如くして文學上の日本ハ其思想觀念を了解し得可き音法に筆記し得るの一つの大なる賜を享けたり」云々

○日本速記術の發明は歐米人の企て及ぶ所にあらず

クロニクル新聞に曰く我が通信者が日本速記術に付て左の有益なる報告を我々に送りたり此れ其オハイヨ、シンシンチーテなるフチノグラフイツク、マガジン（速記雜誌）に日本の速記術と云ふ記事中多くの闕訣有るを以て之れを訂し來れり日本に於ける速記術の祖先ハ博士源綱紀氏なり源氏は千八百七拾貳參年の頃米國の教師に就てグレーヘム氏の式を學び日本語を速記せん事を企つ然れども日本の言語ハ我々が使用する英語と其組織順序を異にするを以て遂に此米國の法式を以て日本語を速記し能ハざるが故源氏が多年の研究も遂に徒勞に屬したり將來多年源氏ハ考察を凝らして日本語を速記し得可き完全なる方法を發明するに至れり千八百九拾年旭日の登るが如き日本は帝國議會を開設するに至り源氏をして速記課長と爲さんとしたれども源氏ハ古來の日本人の如く官祿を享くる事を甘んせず其聘に應せず氏の門生數氏をして貴族衆議の兩院に速記者たらしめたり盖し源氏の素志は道の爲めに事を極めしにて利の爲に之れを爲せしに非ざる事を信ず余輩ハ實

に源氏の心登間にして到底歐米人の企て及ぶ所にあらず」云々

○速記者の名譽（明治廿八年二月十五日大阪朝日新聞第四千八百十號）

我國速記術の創始者たる源綱紀氏は昨年末和歌山に移りて速記社と云ふを設け子弟を教育し居たる處今回其筋に於て氏の功績を嘉みし藍綬褒章を授與せられ一昨日和歌山縣廳を經て下賜せられしと云ふ

○速記者請願（明治廿八年二月廿三日大阪朝日新聞第四千八百十七號）

日本速記倶樂部員林茂淳白井寛代松森本大八郎兆濱市平酒井昇造の五氏は貴族院議員金子堅太郎氏衆議院副議長島田三郎氏の紹介を以て項日左の請願書を貴衆兩院に差出せり

謹で請願す岩手縣士族田鎖綱紀積年の刻苦研究を經て邦語速記術を發明し今や都鄙を問はず言論の行はるゝ所に於て其便益を享けざるはなし實に文藝上注目すべきの大發明と云ふべし而して彼は之が爲めに心神衰弱し加之資產を蕩盡し今や困頓流離の境遇に在り凡そ國家が文藝を獎勵する宜しく斯の如き者に向つて保護を加ふべきものと信ず賞勳局は既に藍綬褒章を下賜し其善行を表彰せられたり某等願はくは我國家が彼に對し年金下賜の特典あらんことを

右謹んで請願仕候也

○右の外百般の功用及批評等數ふるに遑あらず他日又追加することあるべし

○速記術の傳習を卒りたる諸氏の姓名（イロハ順に依る）

源綱紀が明治十五年十月廿八日速記術を始めて世に公にしたる以來明治三十六年十月に至る迄東京、京都、大阪、群馬、埼玉、靜岡、三重、岐阜、愛知、岩手、宮城、北海道、千葉、和歌山、長野、滋賀等の三府一道十二縣に於て直接に速記術を傳習したる數十百の門生中にて全科の傳習を卒りたる諸氏の姓名左の如し（◯印は永眠者）

東京　石原明倫　　愛知　石原準太郎
愛知　石川源太郎　長野　石川經銘

福岡　石橋哲次郎
熊本　岩永辰人
群馬　井上廣佐
東京　井東安次郎
愛知　伊藤福之助
岐阜　伊藤貫一
岐阜　今西曹一郎
靜岡　飯野與市
愛知　猪飼鐵太郎
和歌山　猪川信麻呂
愛知　石里現端
東京　林茂淳
和歌山　濱野愛都
群馬　早川彪
宮城　橋本助治
愛知　服部米彦
愛知　芳賀喜一郎
高知　伴正雅
和歌山　濱口龜吉
兵庫　西村臨
滋賀　西村義以
長野　堀井敬之助
京都　德永恒次郎

青森　岩崎榮次郎
島根　岩佐齊吉
秋田　井上伊太郎
愛知　伊東次麻呂
福島　伊藤卯三郎
愛知　一色卸三郎
愛知　生田乙平
愛知　稻生正政
和歌山　猪川精太郎
千葉　石井伊太郎
靜岡　岩倉爲敏
三重　林正幹
福井　土生理作
群馬　橋倉次雄
愛知　服部愛之助
愛知　服部祥次郎
愛知　長谷川清一
愛知　馬場直清
青森　新井田次郎
愛知　丹羽留吉
滋賀　西村紫次郎
長野　細井檻籤
岐阜　德山慈眼

宮城　島海亥太郎
茨城　宮澤定一
奈良　千葉富藏
千葉　沼田眞
愛知　大橋賢學
愛知　大場民平
福島　大谷榮五郎
岩手　太田忠恕
岩手　太田豊彦
秋田　小栗重敬
岩手　小原末治
新潟　小田元三郎
岩手　小笠原善八
宮城　岡录福
愛知　岡部周三郎
岐阜　奥村梅次郎
東京　小野正兵衛
和歌山　奥野重太郎
埼玉　若林珅藏
熊本　渡邊彦人
山形　渡會長範
京都　渡邊幸明
千葉　和田茂助

福井　戸田與太郎
石川　千葉秀學
三重　長奨生
北海道　沼田幸次郎
愛知　大橋吉太郎
愛知　大林爲策
岩手　大谷六三
岩手　大進松助
大阪　大槻房之助
東京　小野木四郎
岐阜　小川峰三郎
岩手　小笠原長順
三重　岡喜作
群馬　岡本榮次郎
大阪　緒方整之助
鳥取　織田永太郎
德島　岡田眞澄
岡山　荻田退吉
北海道　若山藤兵衛
福島　渡邊正
山形　渡邊孫治
千葉　渡邊龍之助
高知　川添利郷

茨城　渡邊行信
東京　勘解由小路資承
岩手　龜島重治
東京　片桐和吉
愛知　加島岩次郎
三重　加藤榮五郎
千葉　加藤房吉
岩手　加瀨谷左門
岐阜　河合給數
石川　吉木竹次郎
東京　吉田眞
埼玉　横田四郎
宮城　横橋兵彌
愛知　米倉國次郎
長野　吉野寅五郎
埼玉　横川善吉
東京　高柳虎次郎
愛知　高橋鐵次郎
滋賀　高田源之助
北海道　高木勘三郎
千葉　高山嵩
兵庫　高田新太郎
廣島　田中通一

三重　渡邊元功
東京　神尾珍
大分　龜井晴吉
京都　河島喜三郎
愛知　加藤彌太郎
愛知　加藤太郎
岩手　金澤友次郎
香川　梶原录隷
三重　粥見英郎
栃木　横塚善吉
和歌山　吉田楨
愛知　横井是洞
愛知　横山駒雄
三重　吉原守一
德島　吉田佐平
岩手　高野直太郎
福井　高橋駒吉
愛知　高平瀧次郎
愛媛　高橋初太郎
岐阜　高木悅二
千葉　高旨市太郎
石川　高林孝太郎
愛知　田中光四郎

愛知　田中德十
愛知　田中悅二
長野　竹內友三郎
愛知　竹中卒道
岩手　武田三五郎
高知　武市楯幸
三重　玉置毅三郎
京都　立入太一郎
新潟　田澤金次
千葉　曾我孝四郎
愛知　坪井慶次郎
愛知　長島喜四郎
三重　長尾录略
岡山　伴田慶三郎
東京　奈良鋭治郎
北海道　中村義三郎
和歌山　中村天眞
東京　中野福次郎
愛知　中森幸作
群馬　村山萬樹平
岐阜　村瀨要次郎
山口　宗久仁輔
島根　內部平治

岩手　田中德太郎
岩手　田村圓次郎
愛知　竹內喜重
新潟　竹內又一
和歌山　武田庄兵衛
三重　垂水千代三郎
京都　立入すゑ子
長崎　高嶋諒多
大阪　高橋悌郎
千葉　染谷憲次
愛知　長戸鵜松
愛知　長島十郎
三重　長谷習吉
愛知　夏目熊作
福岡　中山正史
岩手　中村英榮
兵庫　中谷市藏
愛知　中西司馬治
長野　中村幸三
岩手　村上喜三郎
愛知　椋田松治
愛知　村上大達
三重　內田慈城

岩手　●上田機造
滋賀　上杉治三郎
高知　野本敬
大分　野崎福太郎
愛知　野田鐵次郎
岐阜　久納重吉
岩手　久慈直臣
宮城　熊谷與助
和歌山　黒田凉造
奈良　黒川太郎
東京　久保田正次
福井　山田都一郎
愛知　山田齊雄
愛知　山口傳作
愛知　●山盛政次郎
京都　山本藤次郎
愛知　山崎祐五郎
兵庫　●柳田周吉
長野　安川保次郎
愛知　山口亮一
山形　前田二郎
愛知　丸山愿
京都　松島はな子

宮城　鵜橋寛造
和歌山　上山ちか子
東京　野田殖
岐阜　野田虎雄
福井　久保貢一
岩手　久慈勝人
新潟　熊木亮平
静岡　櫟林乙治郎
岩手　工藤吉太郎
長野　久米助三郎
京都　山縣萬吉
長野　山田元平
福島　山田義賢
滋賀　山本竹太郎
長野　山本松太郎
岐阜　山本祐專
愛知　山崎金之助
長野　柳澤祐嗣
滋賀　山本國松
東京　前田正一
長野　丸山平次郎
三重　丸川龜之助
宮城　松眞富熊

愛知　松井不知美
岩手　松岡忠夫
和歌山　松田友太郎
神奈川　古田元清
京都　藤井定次郎
徳島　藤本源八
長野　藤田宇三郎
愛知　小林八藏
新潟　●小島周二
千葉　小菅富藏
三重　小森松北
岐阜　兒玉庄八
三重　駒田元藏
岡山　謙元政
愛知　近藤鈹太郎
佐賀　枝吉つる子
三重　荒木もと子
京都　荒木信正
和歌山　青木楠吉
熊本　芥川忠藏
愛知　淺野提甾
宮城　安藤龜代治
静岡　相場七平

岐阜　松原唯平
岐阜　松並郁多
愛知　増田稻彦
京都　藤木顯道
岩手　船越半藏
兵庫　福山安次郎
新潟　藤田直助
京都　小林菊松
愛知　小島定次郎
長崎　小西雲心
岐阜　小出隈次郎
山梨　與永平吉
福井　古宅眞之助
東京　小島香三郎
愛知　●蛯江曉村
愛知　寺澤齋
福井　荒木鐵三
宮城　荒才三郎
静岡　青山英太郎
熊本　蘆田束雄
愛知　安藤弘
和歌山　秋津正次郎
和歌山　●相川全平

兵庫　足立武一郎
熊本　佐藤潤象
宮城　佐藤德治
東京　酒井昇造
静岡　三田泰光
群馬　阪部祭太郎
滋賀　澤保次郎
岩手　佐々木文藏
岩手　澤里耕太郎
岩手　佐々木源吉
熊本　佐野秀三郎
和歌山　阪口茂吉
和歌山　木村龜之進
岩手　菊池駒五郎
静岡　木下義清
神奈川　●北村門太郎
京都　北村伍逸
岩手　宮川善三郎
京都　宮原有松
岐阜　三浦眞鐵
愛知　三尾信太郎
長野　宮原新太郎
千葉　市東謙吉

愛知　阿部慶敦
東京　佐藏一治
宮城　佐藤眞吉
愛知　酒井潮榮
埼玉　阪田鷲郎
愛知　櫻井恕平
北海道　佐藤重輔
岩手　齋藤千太郎
石川　笹島治太郎
和歌山　雜賀忠兵衞
千葉　佐藤十次郎
和歌山　●木村よしゑ
京都　木村榮次郎
岩手　菊池初郎
和歌山　木島登志夫
京都　北村松之助
群馬　宮澤貞也
山形　宮崎忠輔
茨城　宮唯市
愛知　三輪芳太郎
和歌山　附浩平
和歌山　三橋重作
山形　白石行善

愛知　白井清太郎
福井　篠原圓
群馬　芝野鞆彌
愛知　新見吉治
岩手　澁谷嘉兵衞
和歌山　顯崎彌太治
愛知　平手秋太郎
京都　平井直三郎
岩手　平塚均
岐阜　廣江德太郎
鹿兒島　比志島義松
愛知　菱田英之
東京　森本大八郎
静岡　森田孝吉
群馬　茂木長五郎
愛知　千賀武三郎
秋田　鈴木七五郎
愛知　鈴木富二
茨城　鈴木義任
神奈川　杉田與平
滋賀　杉龜藏
岐阜　杉山宇定
岐阜　杉野伊三郎
長野　山邊濟三郎

大分　篠原寅吉
愛知　島田萬
滋賀　釋發圓
和歌山　白樫甚一
岩手　柴內秀正
和歌山　芝野六助
愛知　平尾源太郎
愛知　平松高三郎
大分　廣永本光
愛知　廣瀨壽太郎
愛知　彥阪泰次郎
東京　森田莊藏
京都　森杉つね子
和歌山　門前安野
静岡　●瀨戸正義
岐阜　關善之助
愛知　鈴木貞藏
愛知　鈴木庸吉
静岡　鈴木傳一郎
宮城　杉田清治
愛知　杉本喜三郎
岐阜　杉山太吉
静岡　鈴木重太郎

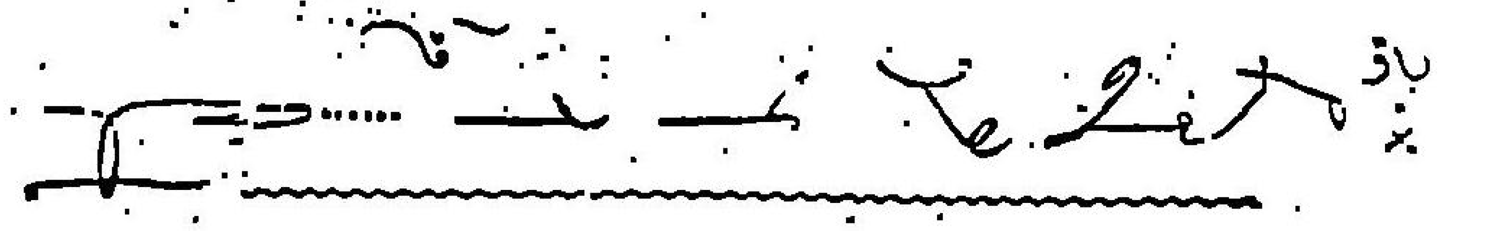

A

New System

OF

JAPANESE SHORT-HAND

WITH

VARIOUS EXAMPLES

AND

MANY USEFUL EXPLANATIONS,

By

Gen Coiky.

(MINAMOTO TSUNANORI)

"PROF. & INVENTOR OF NIPPON SOKKIJUTSU.

(Japanese Tachy-Phonography)

TOKYO AND OSAKA.

AOKI SUZANDO,

1904.

第一例　單韻字

輕音　　　重音

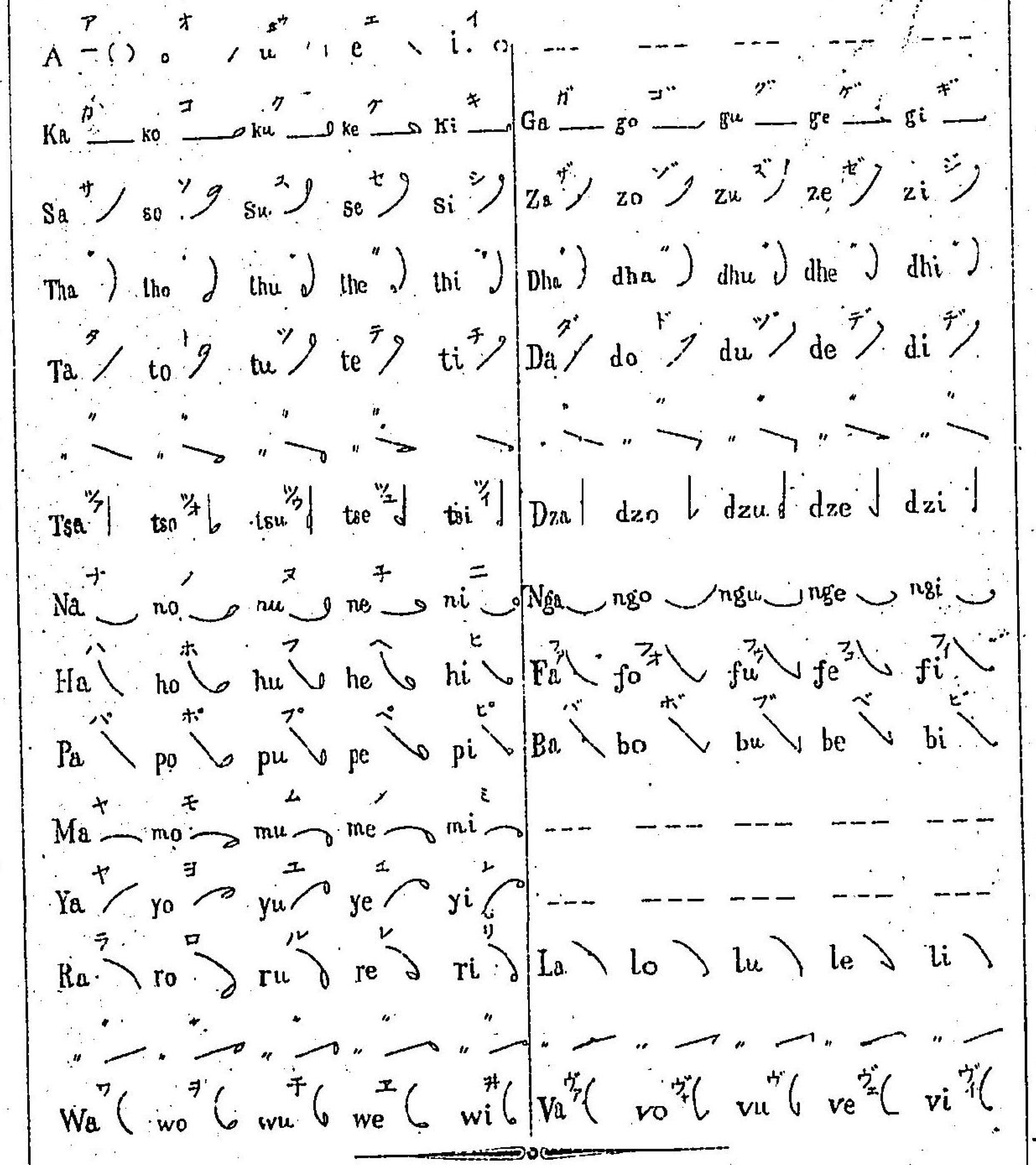

表中假名文字ヲ附記セザルハ羅馬字ヲ以テ其音ヲ代表セリ。

第二例

拗韻字

輕音　　重音

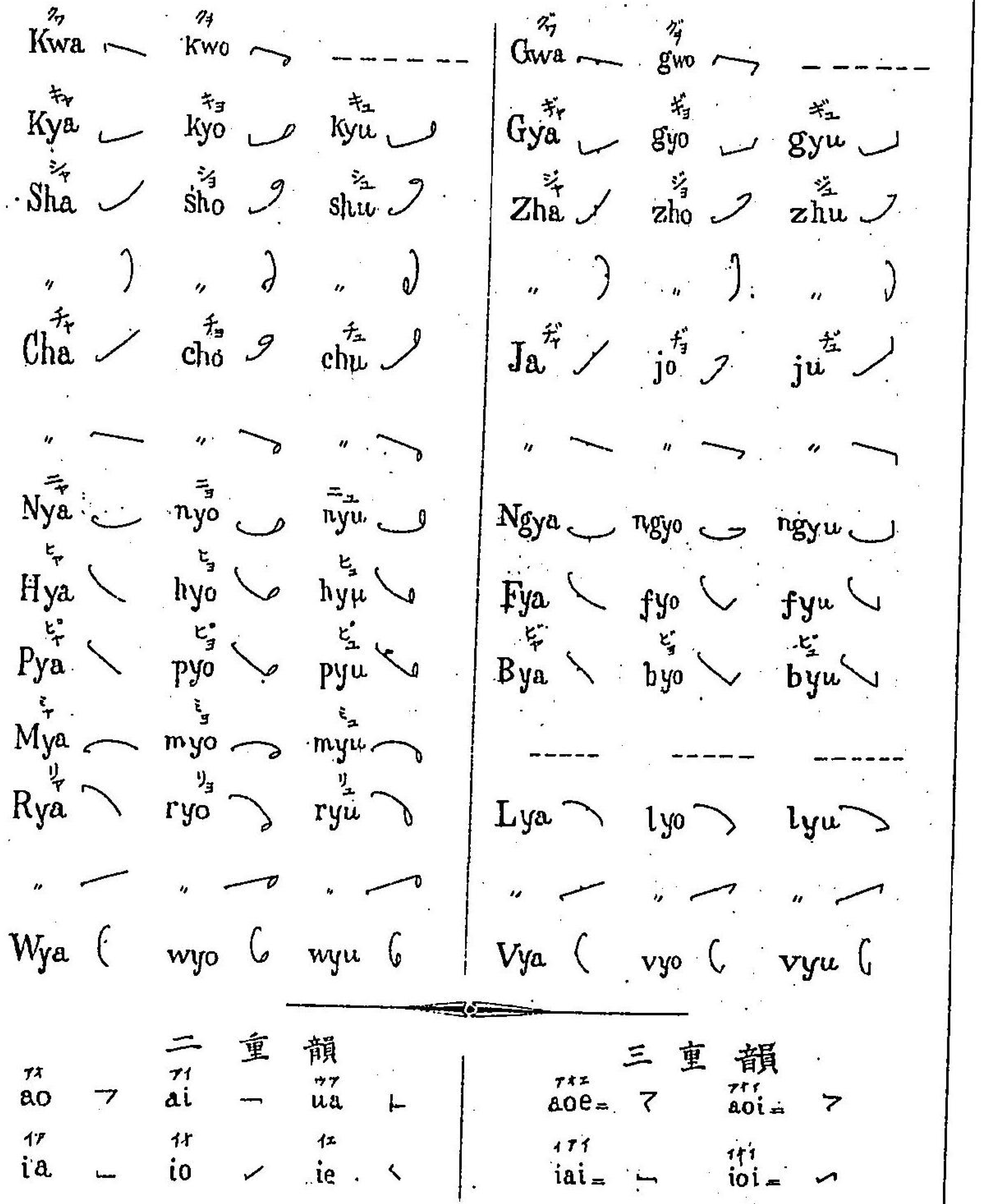

第三例

平聲綴字及復文例

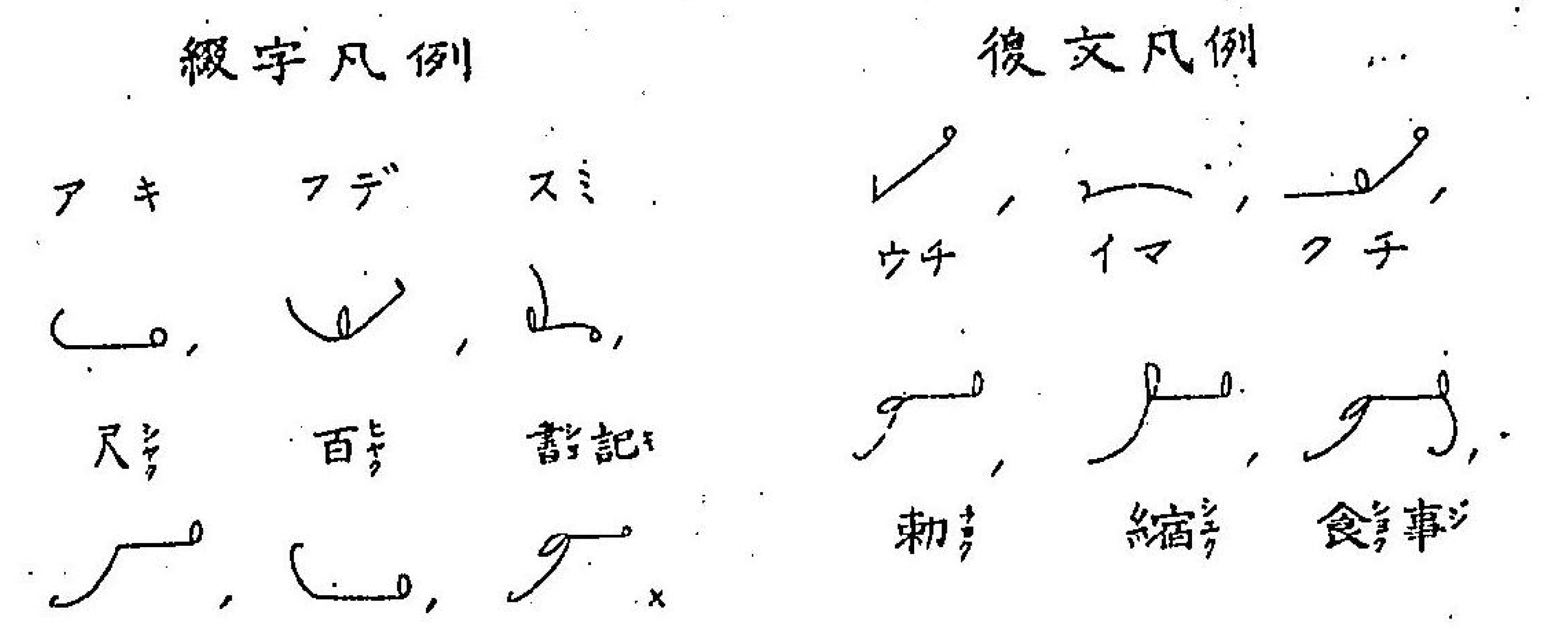

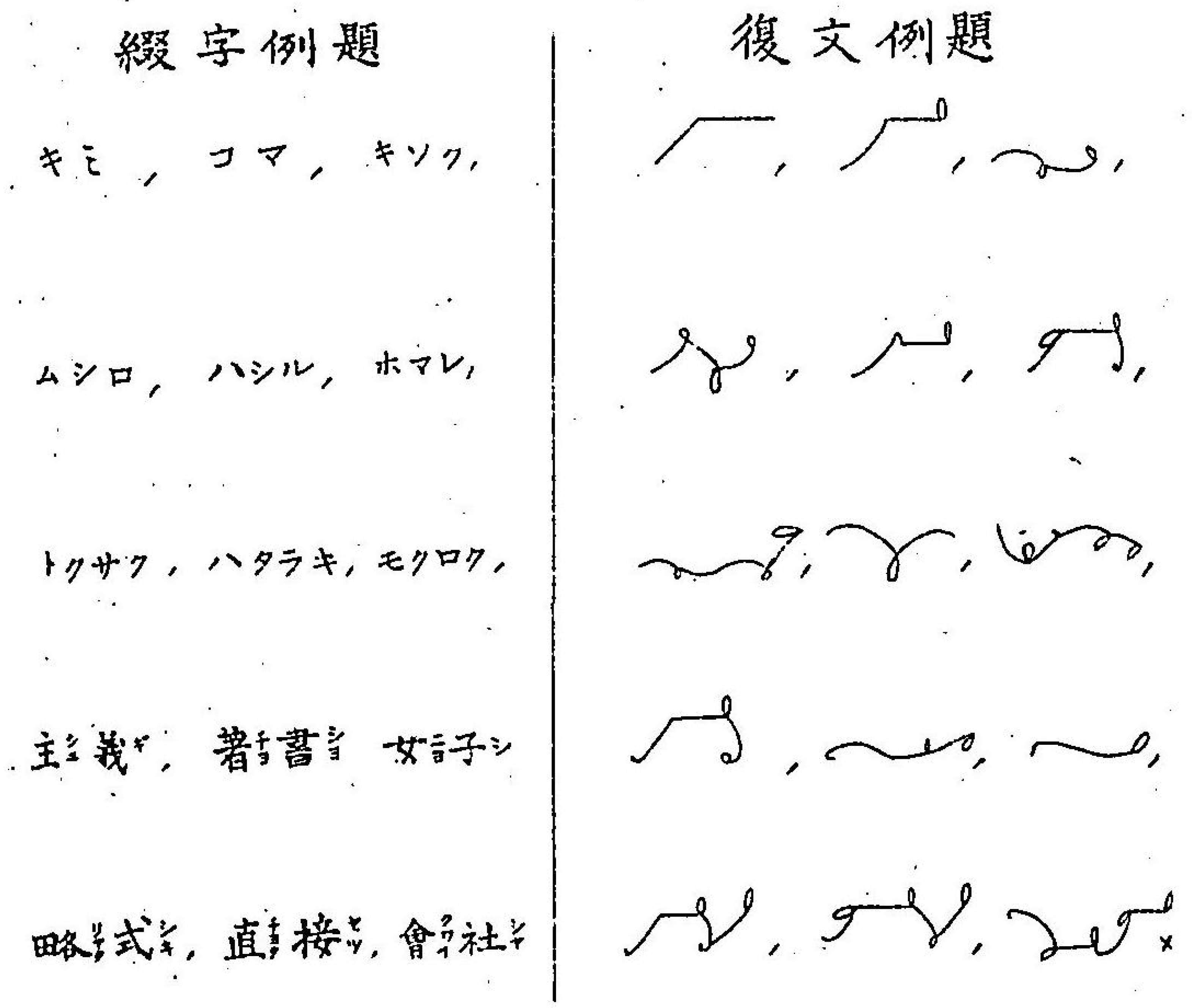

☞……凡テ綴字例題ハ国字ニ據リテ速記字ヲ綴リ復文例題ハ速記字ノ下ニ國字ヲ附記シテ習練ス可シ

第四例　長聲綴字及復文例

書法凡例

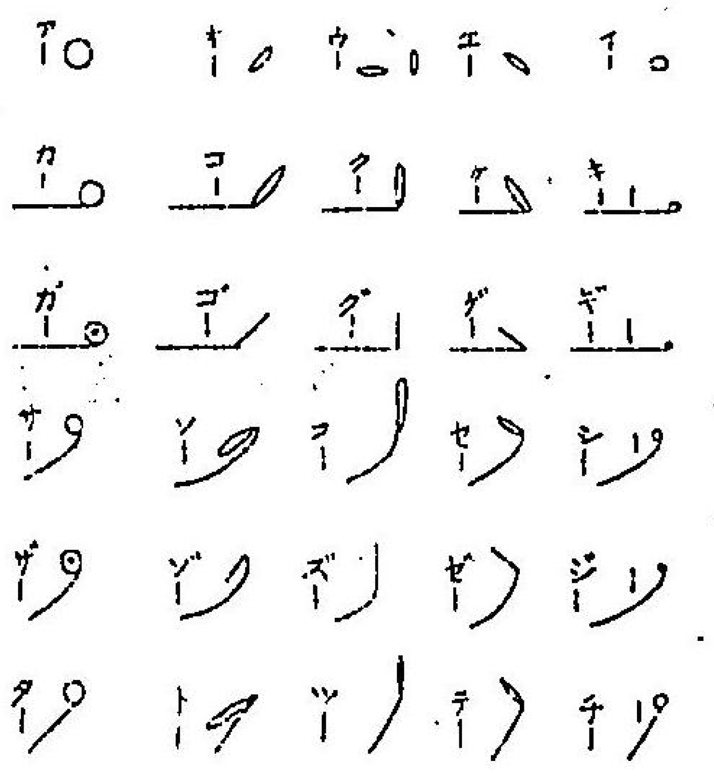

綴字凡例

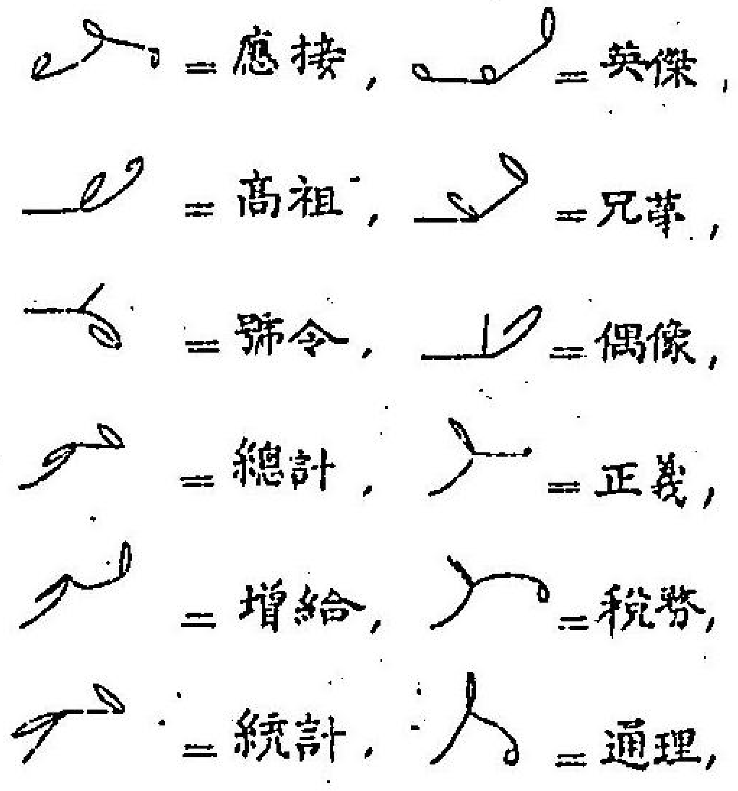

綴字例題

形勢（ケーセー），空理（クーリ），草稿（ソーコー），

通計（ツーケー），提携（テーケー），脳裏（ノーリ），

猛勢（モーセー），用法（ヨーホー），命令（メーレー），

秋冷（シューレー），名聲（メーセー），西洋（セーヨー），

大阪（オーサカ），中立（チューリツ），直入（チョクニュー），

復文例題

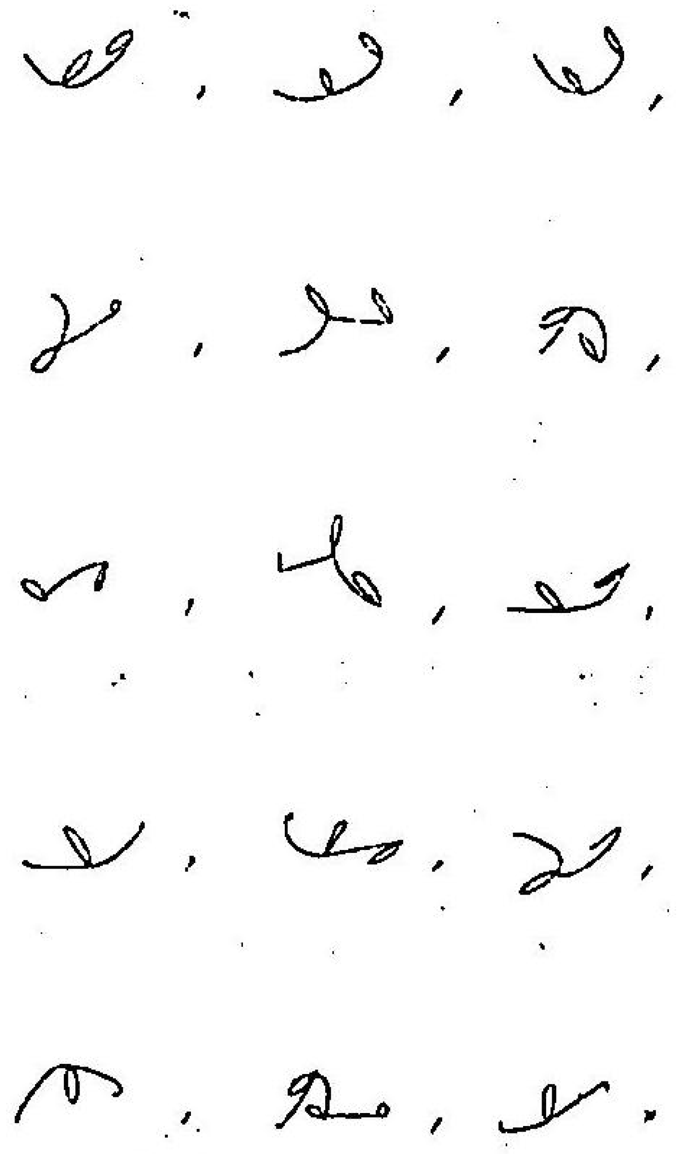

第五例　短聲綴字及復文例

凡例

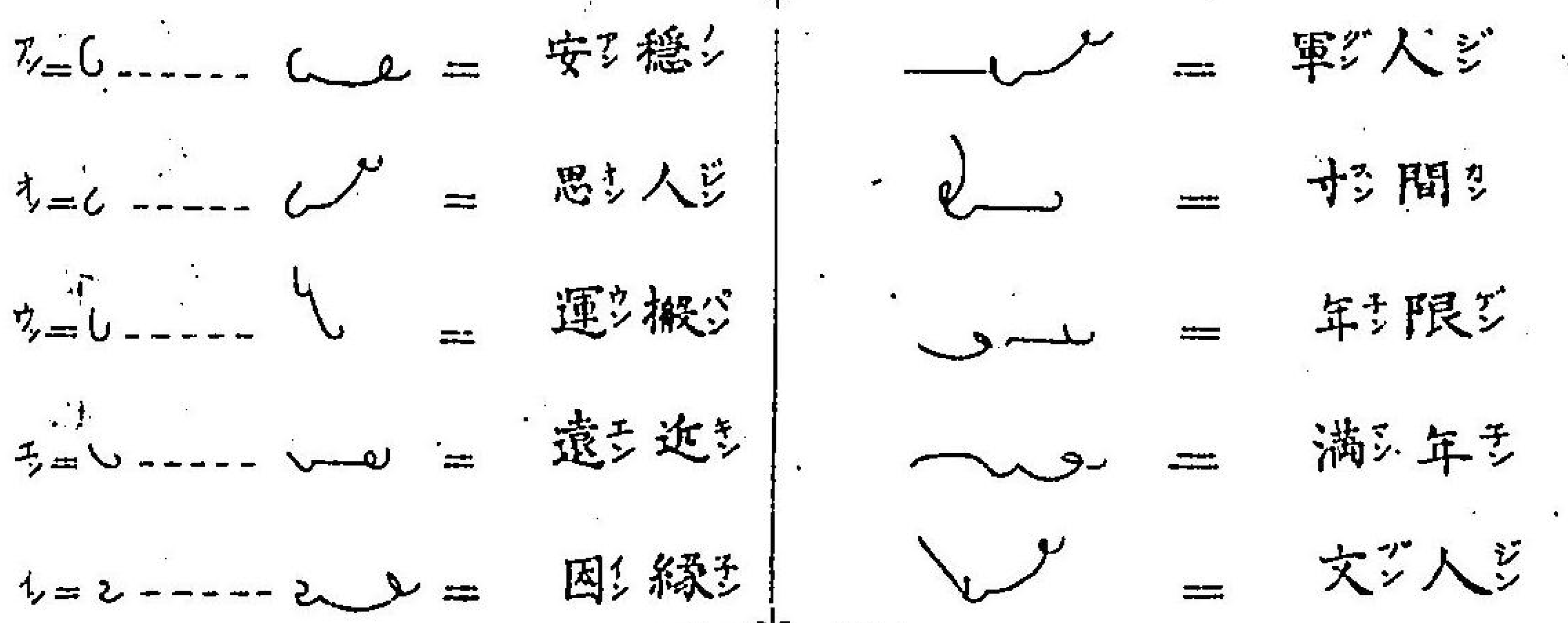

例題

版權，門人，談判，

看版，辨難，片言，

仙人，損金，撿点，

君臣，安泰，沈默，

參內，論外，順拜，

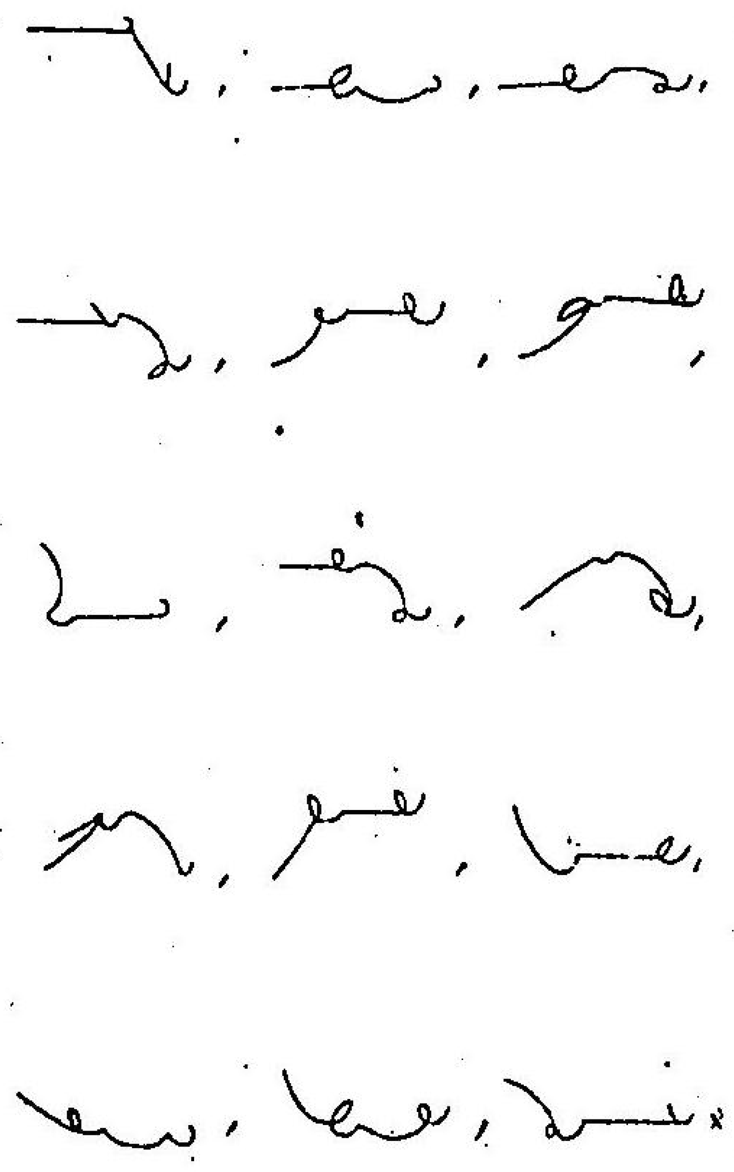

第六例　急聲綴字及復文例

凡　例

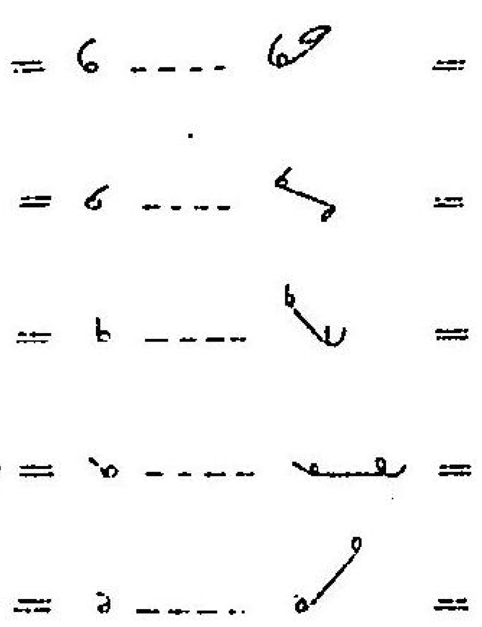

アッ＝壓倒
オッ＝夫
ウッ＝鬱憤
エッ＝謁見
イッ＝一致

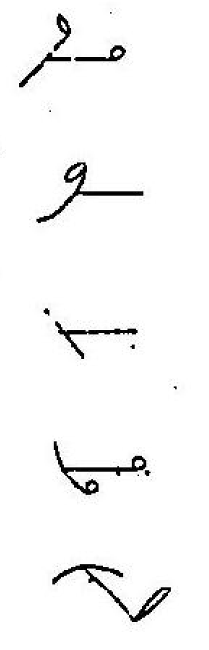

＝鐵器
＝足下
＝幕下
＝筆記
＝末法

例　題

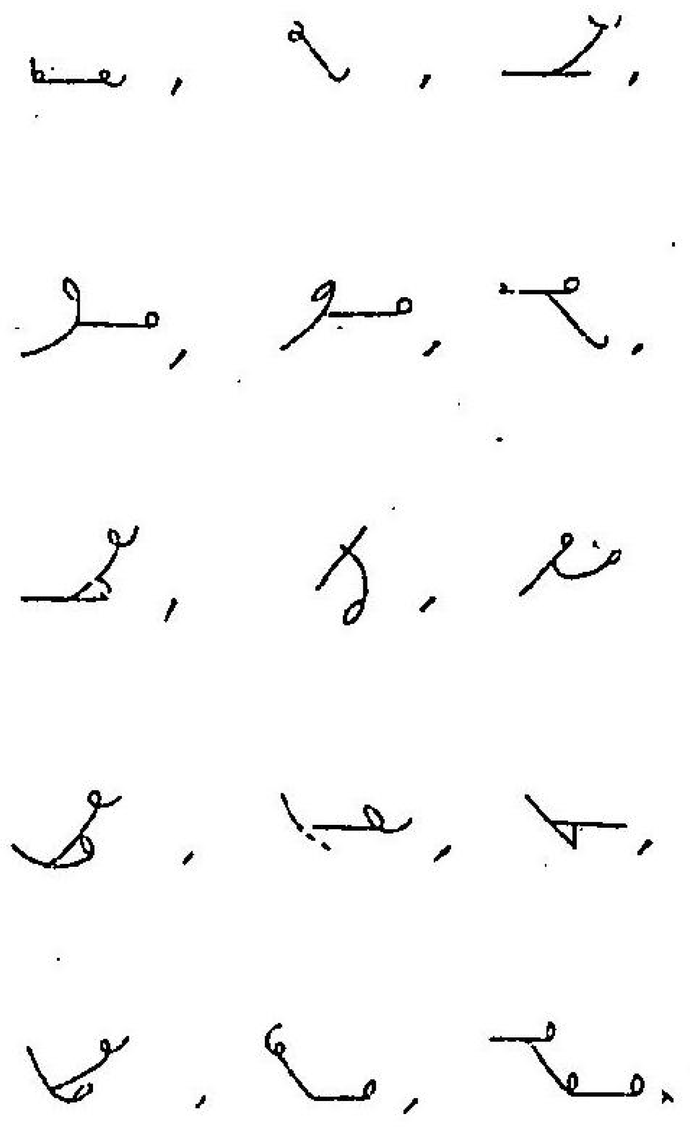

壓制，一統，設置，
失敬，日記，鐵炮，
獨歩，發行，密計，
跋扈，惹起，百貨，
熱湯，吉兆，合体，

第七例　疊呼綴字及復文例

凡　例

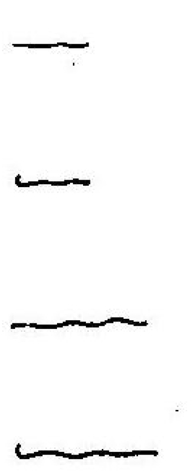

輕單疊字＝
重單疊字＝
輕複疊字＝
重複疊字＝

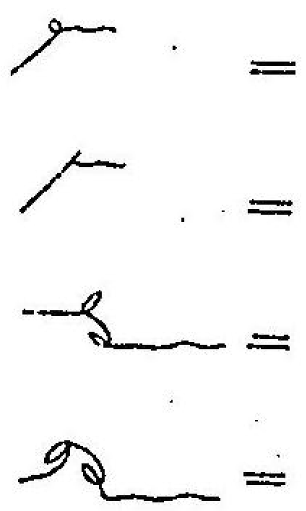

＝チチ（父）
＝タダ（唯）
＝コレコレ（此々）
＝ソレゾレ（其々）

例　題

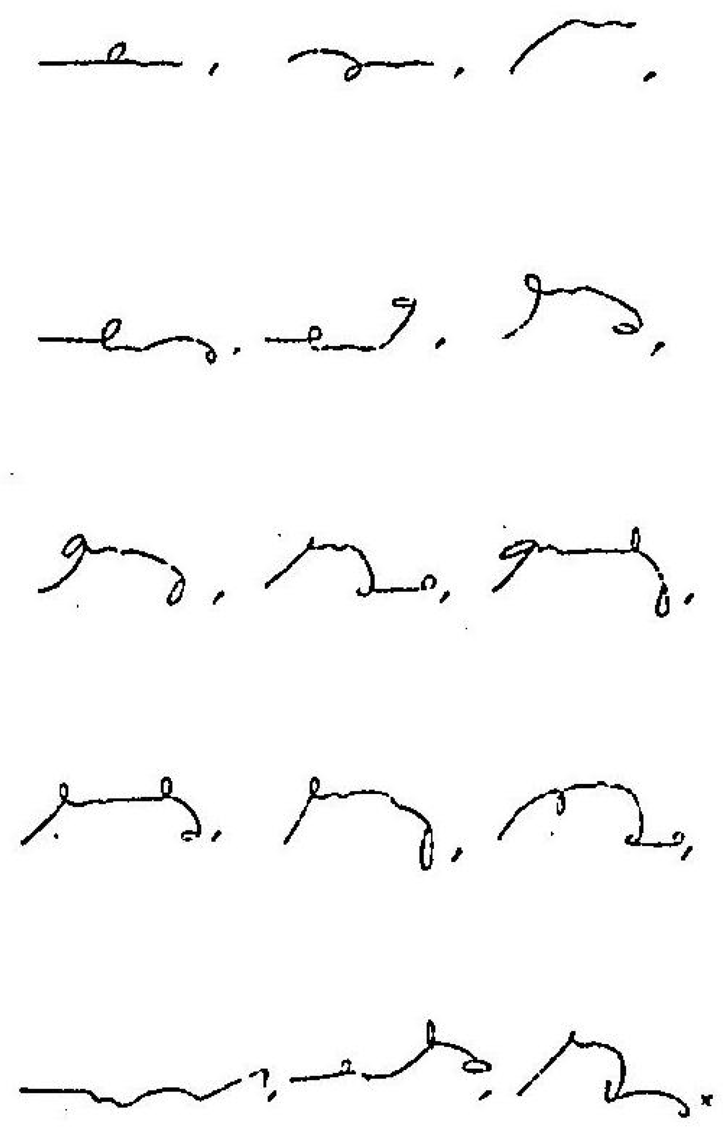

キギ，ササ，スズ，
ツツ，ルル，ハハ，
ククル，ササラ，ススキ，
チヂム，トドマル，ノノシル，
シタグル，モモヒキ，トドロク，

第八例　縮字連綴及復文例（第一）

凡例

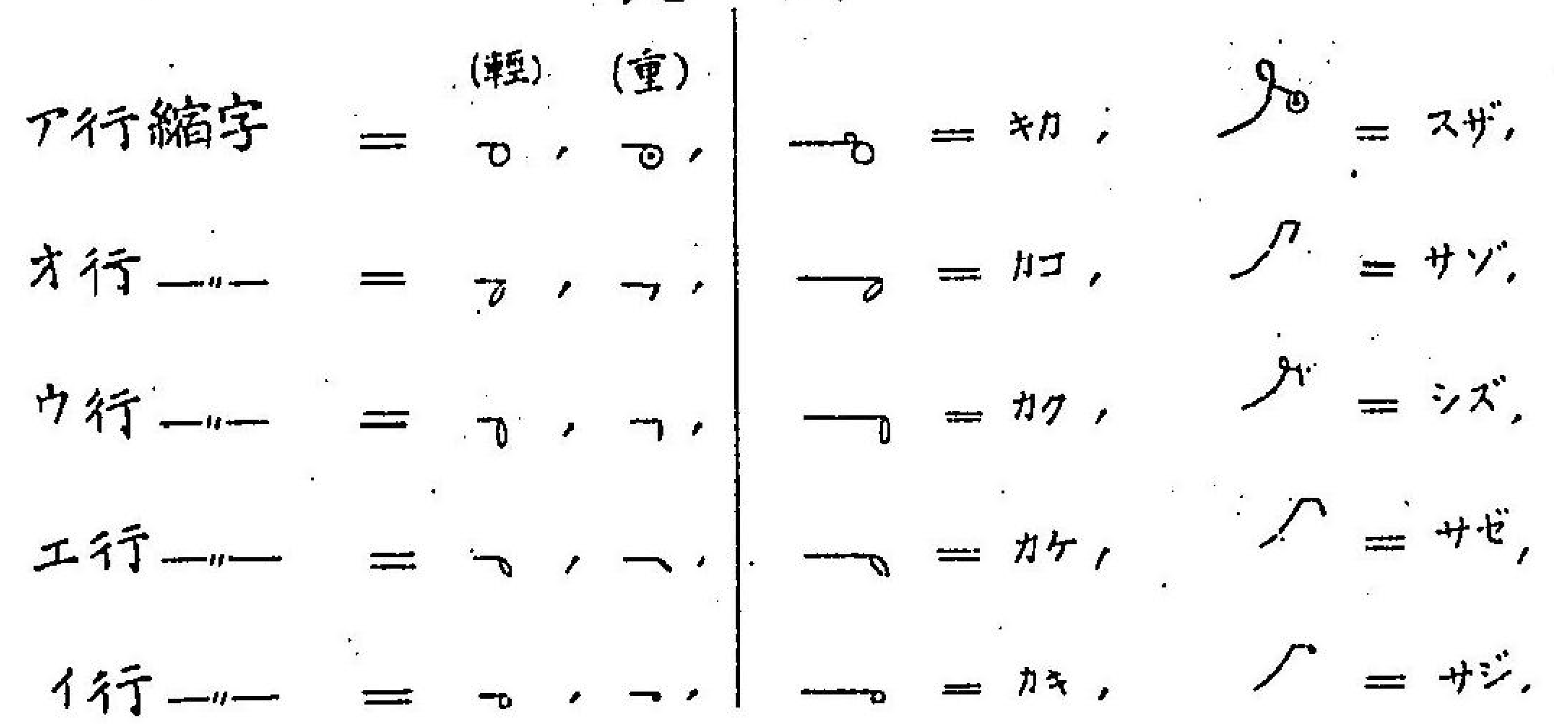

例題

カゲ，　コク，　クキ，

ツタ，　スゼ，　セシ，

タツル，　タドル，　タツタ，

ナノル，　クマモト，ヤマモリ，

サシタテ，カキタテ，サシトドメ，

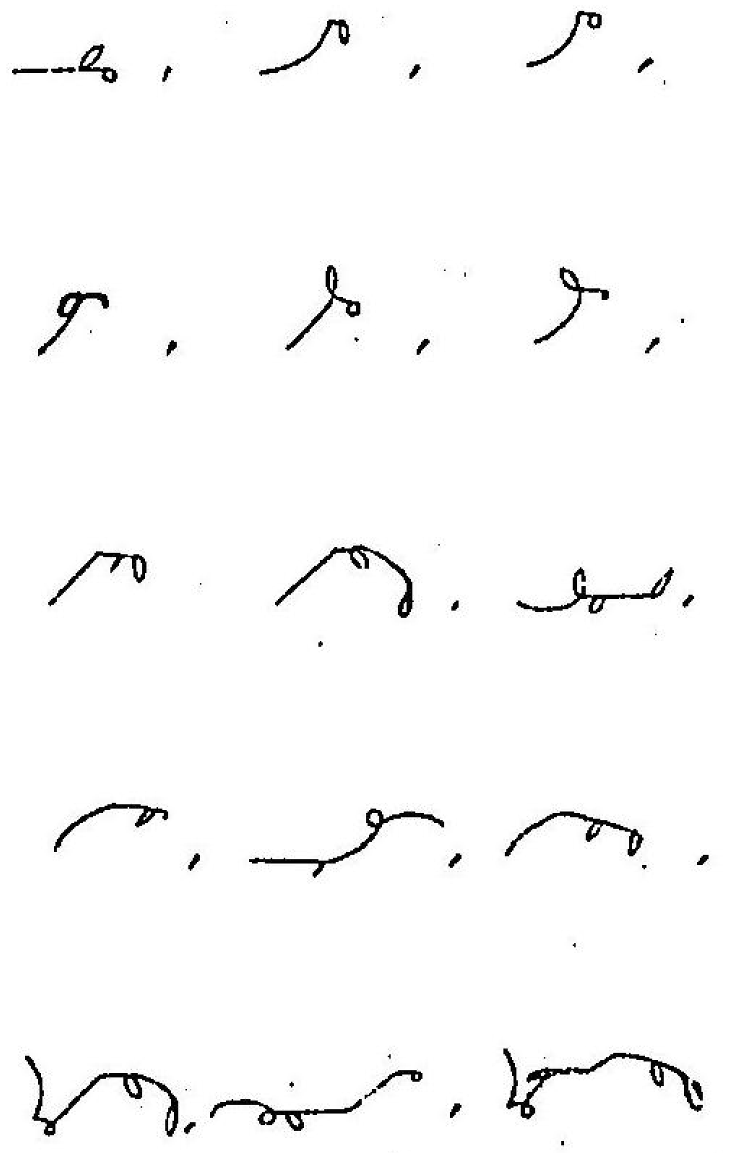

第九例　縮字連綴及復文例（第二）

凡例

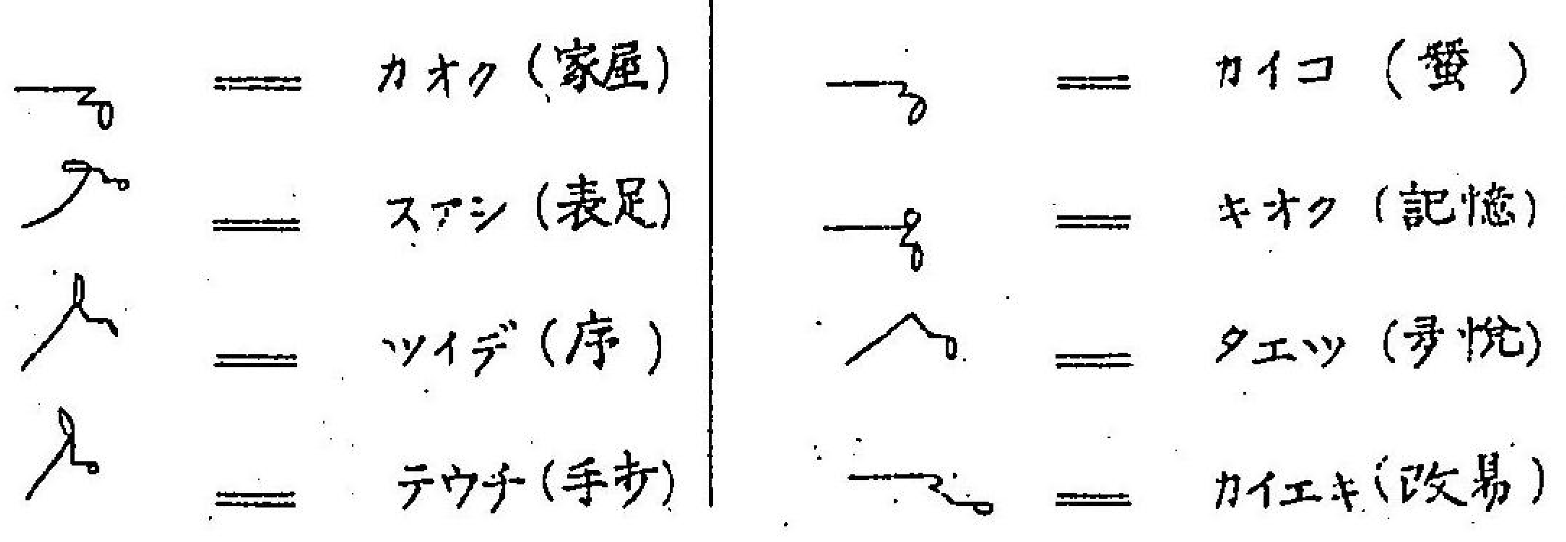

例題

クエキ，カイコ，シオゼ，

コイカ，テオチ，イサオシ，

タイテキ，ツイタテ，ヤエヤマ，

サイソク，サイセキ，ライレキ，

タテヤマ，フエフキ，トイウツス×

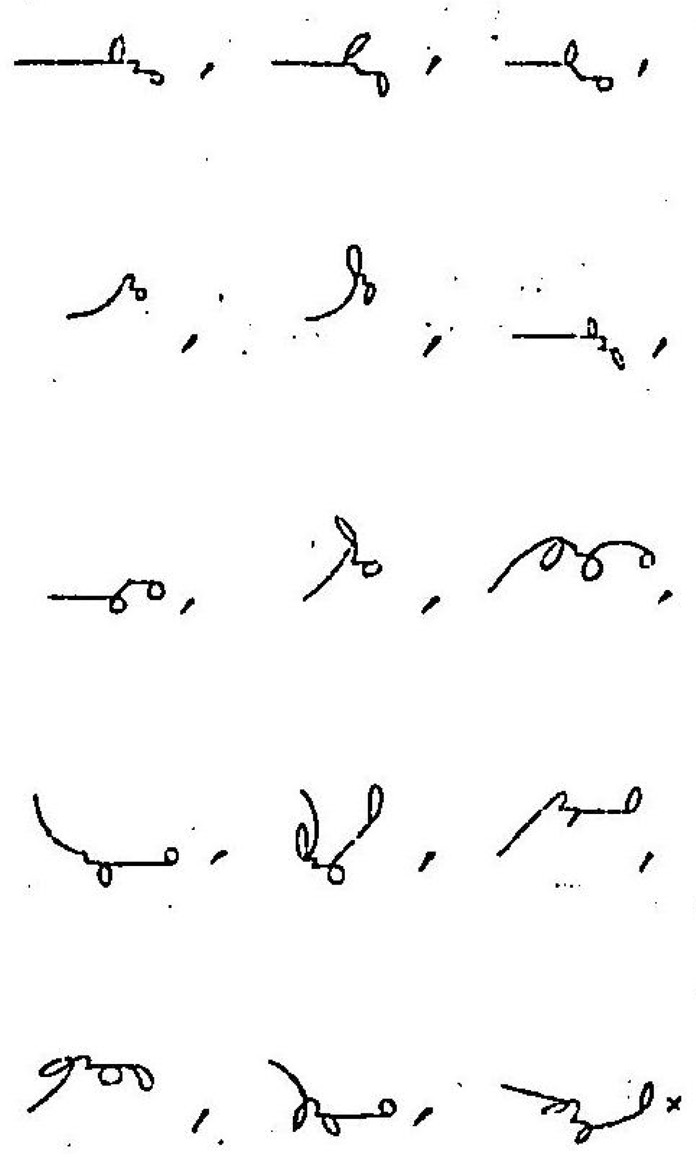

第十例　　縮字連綴及復文例（第三）

凡　例

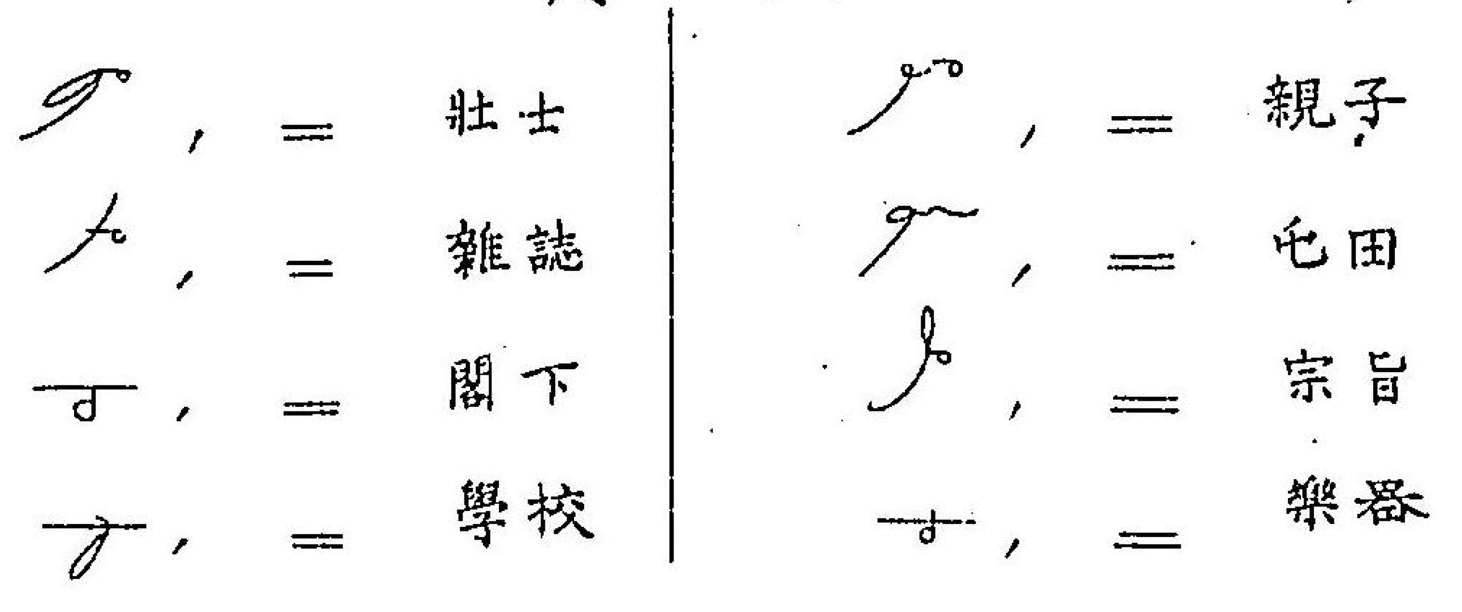

壯士	親子
雜誌	乇田
閣下	宗旨
學校	樂器

例　題

軍歌，合計，元氣，
酸素，實施，雜俎，
絶世，探臺，徹頭，
出仕，徹底，出身，
小成，到底，純粹，

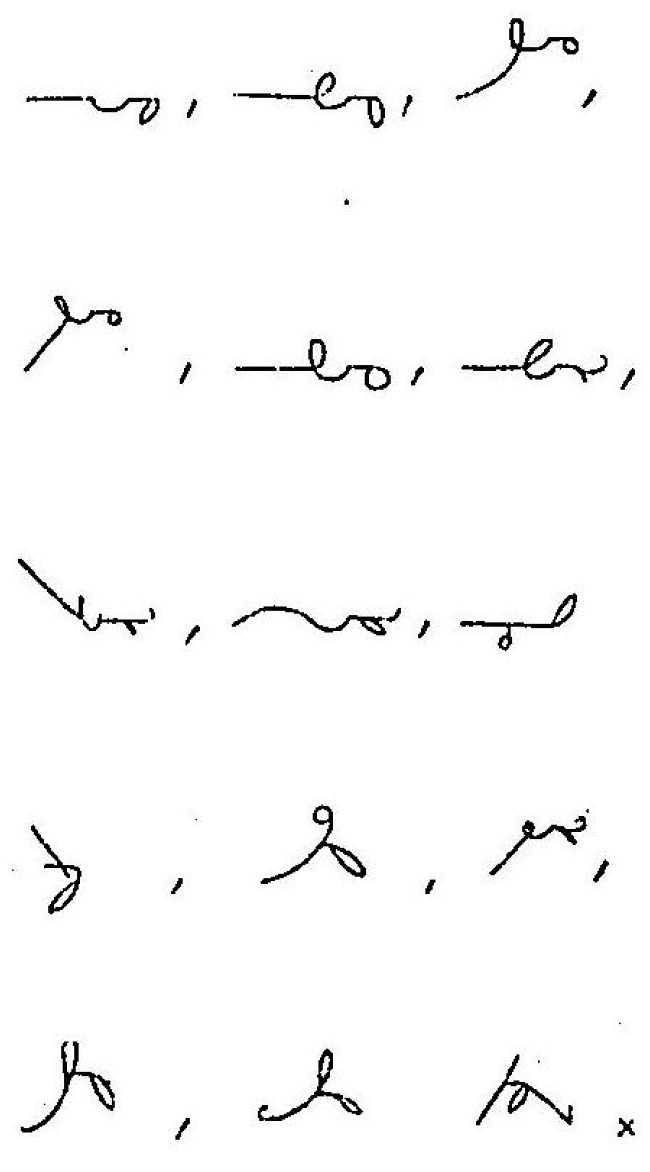

第十一例　　縮字連綴及復文例（第四）

凡　例

（輕）（重）

イア（ヤ）行縮字＝ ……＝子爵，＝遲着，

イオ（ヨ）＝ ……＝組織，＝恥辱，

イウ（エ）＝ ……＝支出，＝着述，

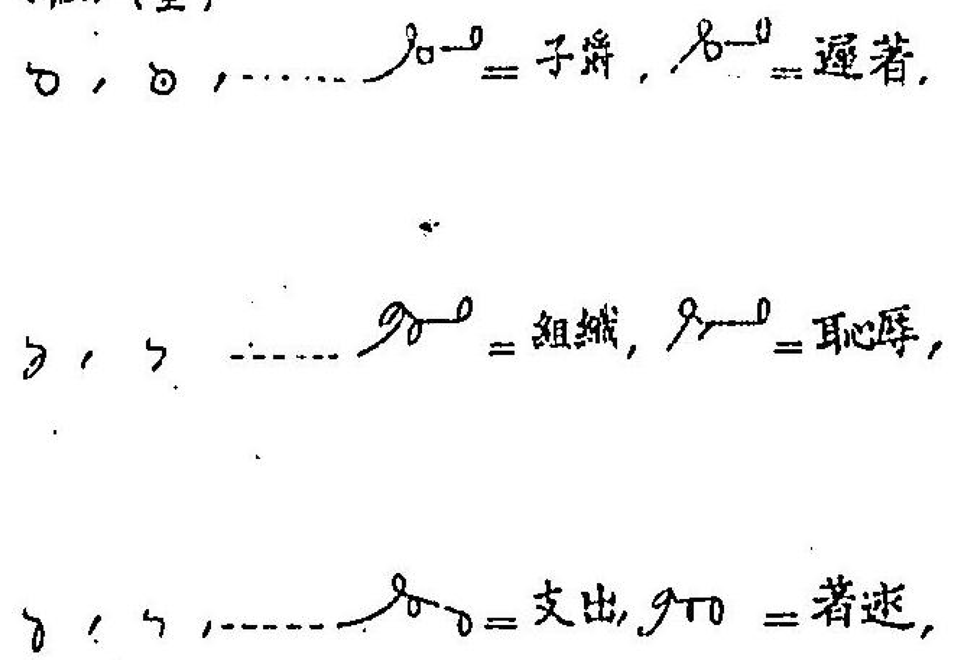

例　題

自若，雅曲，藏書，
到着，充實，歩擲，
就職，困却，奸曲，
頸着，收縮，股脚，
沈着，邪術，結局。

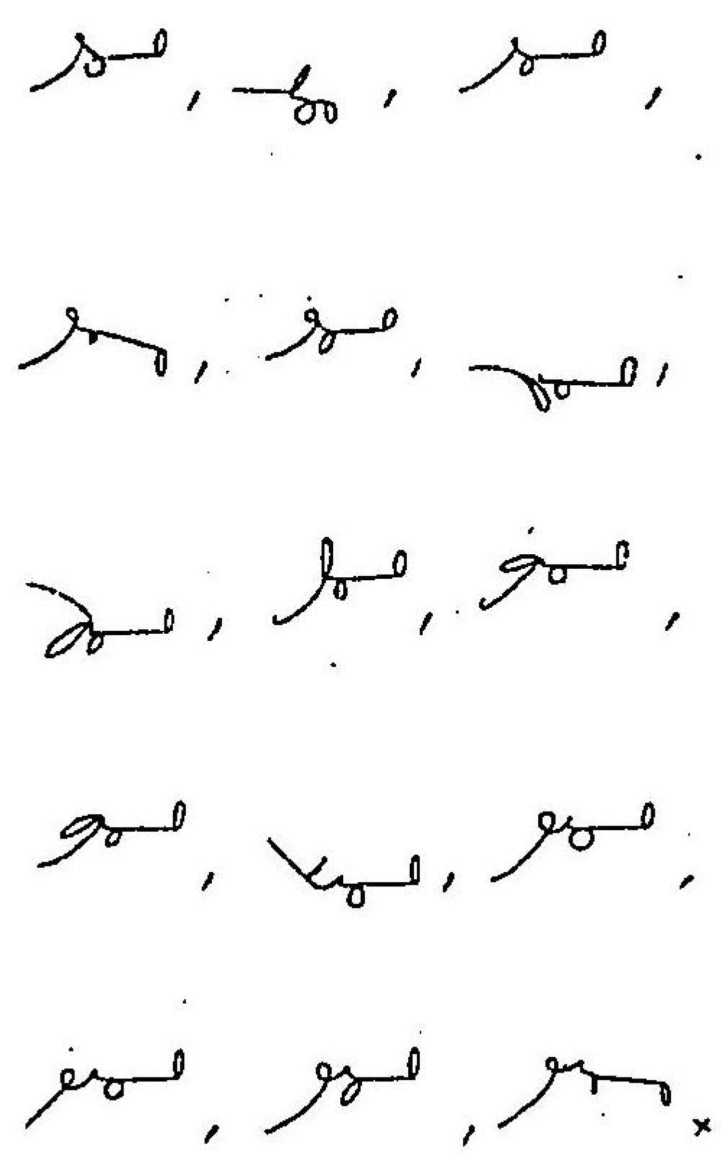

第十二例　鄭重前字連綴及復文例

凡例

御オ = / …… = 御柔 …… = 御願

御オ = / …… = 御答 …… = 御話

御ゴ = / …… = 御沙汰 …… = 御洞察

御ミ = |– …… = 御釼 …… = 御社

例題

御守，御打合せ，御本國，

御車，御心得，御執成，

御満足，御戸帳，御企，

御申込，御決心，御臺所×

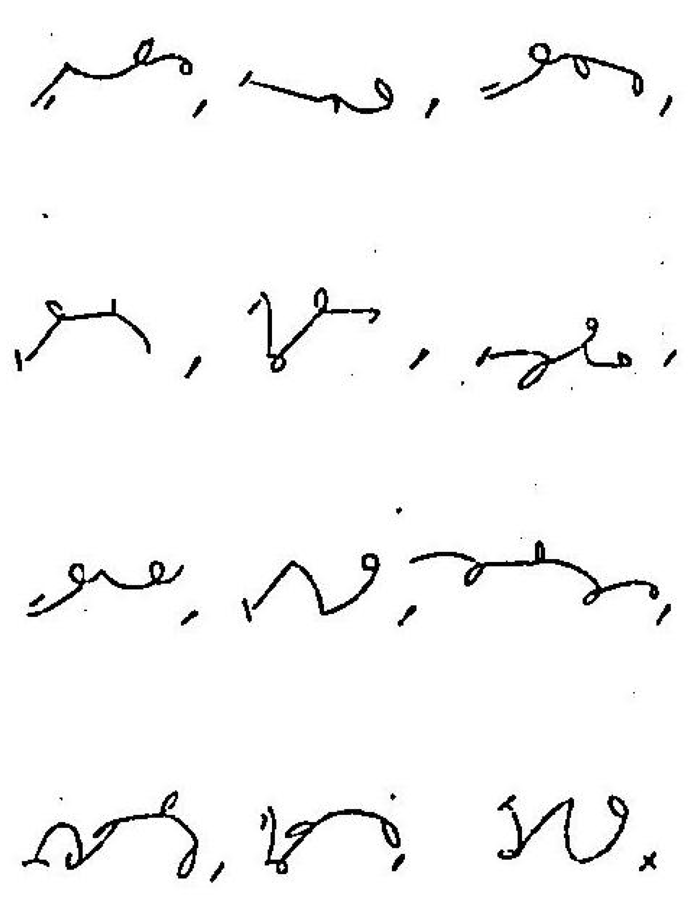

第十三例　否不前字連綴及復文例

凡例

不フ = ＼ …… = 不法， = 不規則，

無ム = ⌒ …… = 無理， = 無道理，

非ヒ = ＼ …… = 非道， = 非理屈，

例題

不明，無論，非番，

不審，無色，非例，

不得手，無鉄炮 非教義，

不可思議，非道理，不安心×

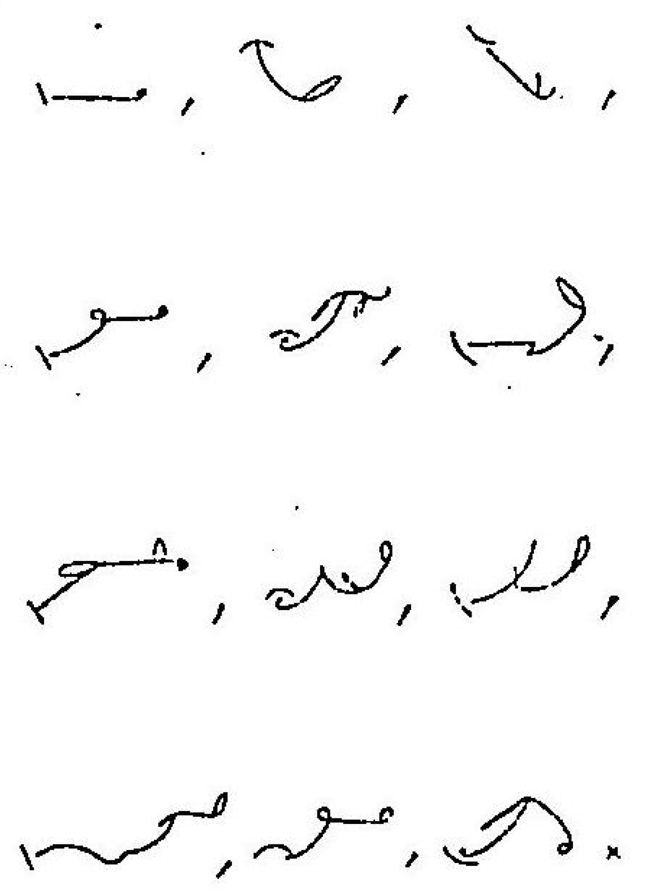

第十四例

鄭否前字連綴及復文例

凡例

御ゴ不フ ＝ ------ ＝ 御不審, ＝ 御不在,

御ゴ無ム ＝ ------ ＝ 御無用, ＝ 御無理,

御ゴ非ヒ ＝ ------ ＝ 御非番, ＝ 御非難,

例題

御不德, 御無音, 御非義理,

御不得手, 御無休, 御非法,

御不沙汰, 御無禮, 御不安体,

御無法則, 御不快, 御不自由,

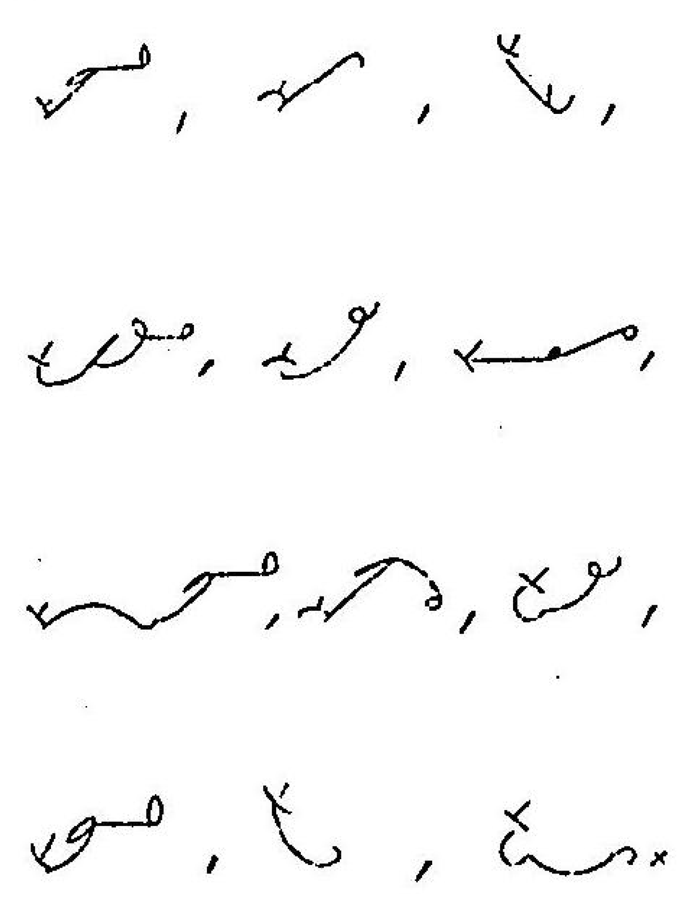

第十五例

複數前字連綴及復文例

凡例

諸ショ ＝ ------ ＝ 諸人, ＝ 諸國,

各カク ＝ ------ ＝ 各個, ＝ 各國,

例題

諸方, 各地, 各例題,

諸名家, 各個人, 諸大家,

各教科, 諸條例, 各項目,

諸賢人, 各府縣, 諸學科,

各大臣, 諸宗教, 各士官,

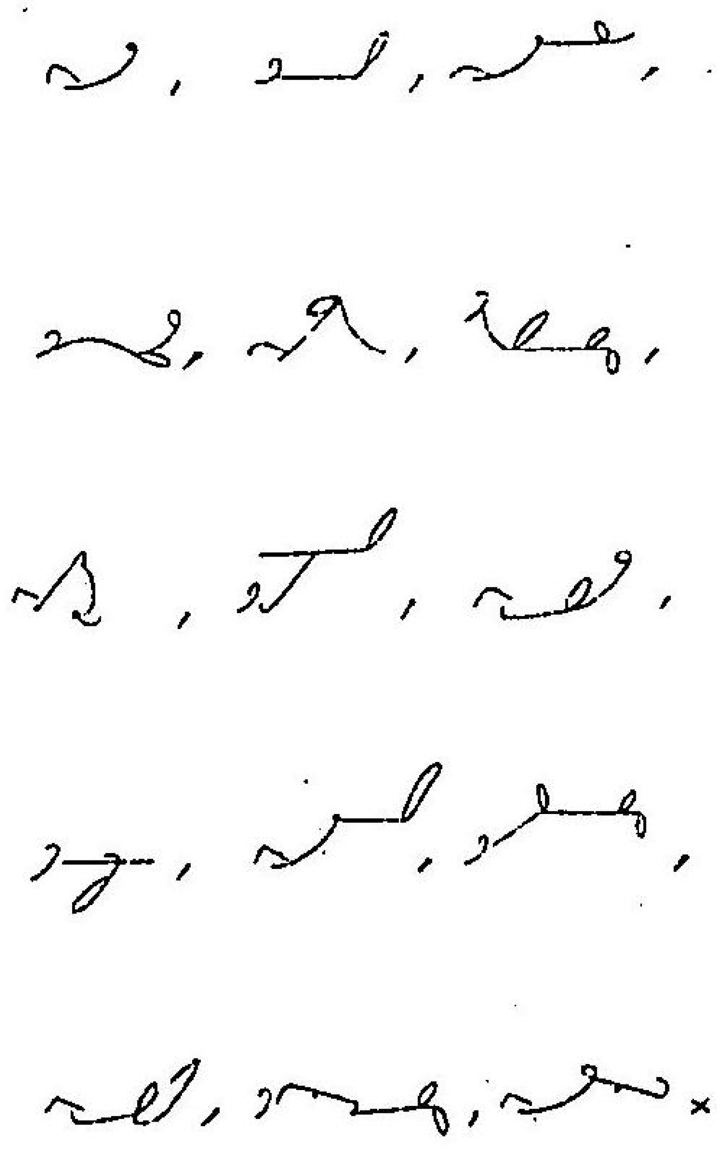

第十六例　名詞後字連綴及復文例

凡例

サ＝ ＝重サ， ＝高サ，

ミ＝ ＝厚ミ， ＝清ミ，

ゲ＝ ＝樂シゲ， ＝强ゲ。

例題

白サ， 黒ミ， 赤ゲ，

廣サ， 弱ミ， 强サ，

狭ミ， 悲シサ， 淋シゲ，

苦シサ， 面白ゲ 樂シミ。

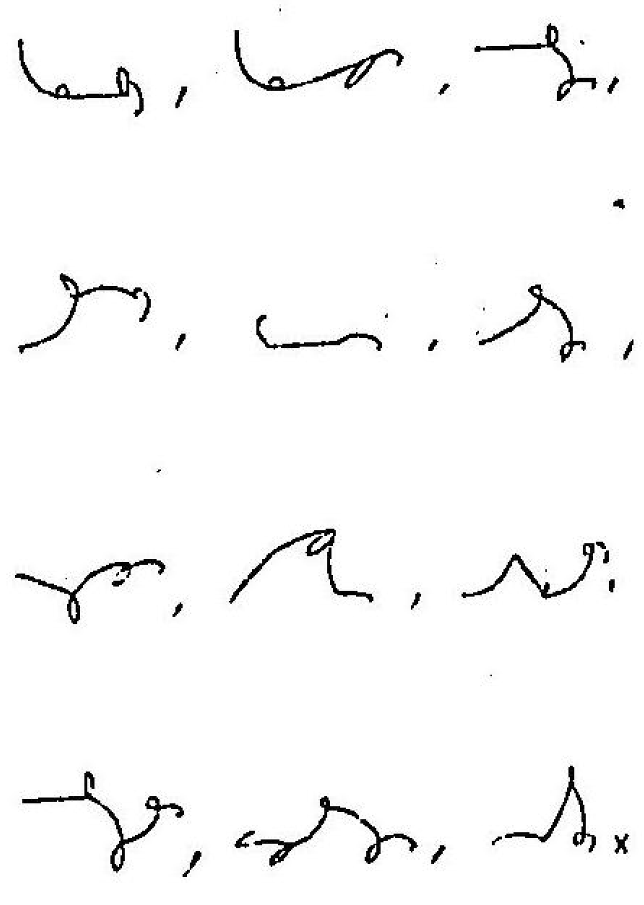

第十七例　形容詞後字連綴及復文例

凡例

ナ＝ ＝稀ナ， ＝便利ナ，

ナル＝ ＝立派ナル， ＝重寶ナル，

例題

正直ナ， 因循ナル， 頑固ナ，

伶俐ナル， 活潑ナ， 結構ナル，

高名ナ， 莫大ナル， 强壯ナ，

高大ナル， 立派ナ， 分明ナル，

柔弱ナ， 確乎ナル， 緑色ナ，

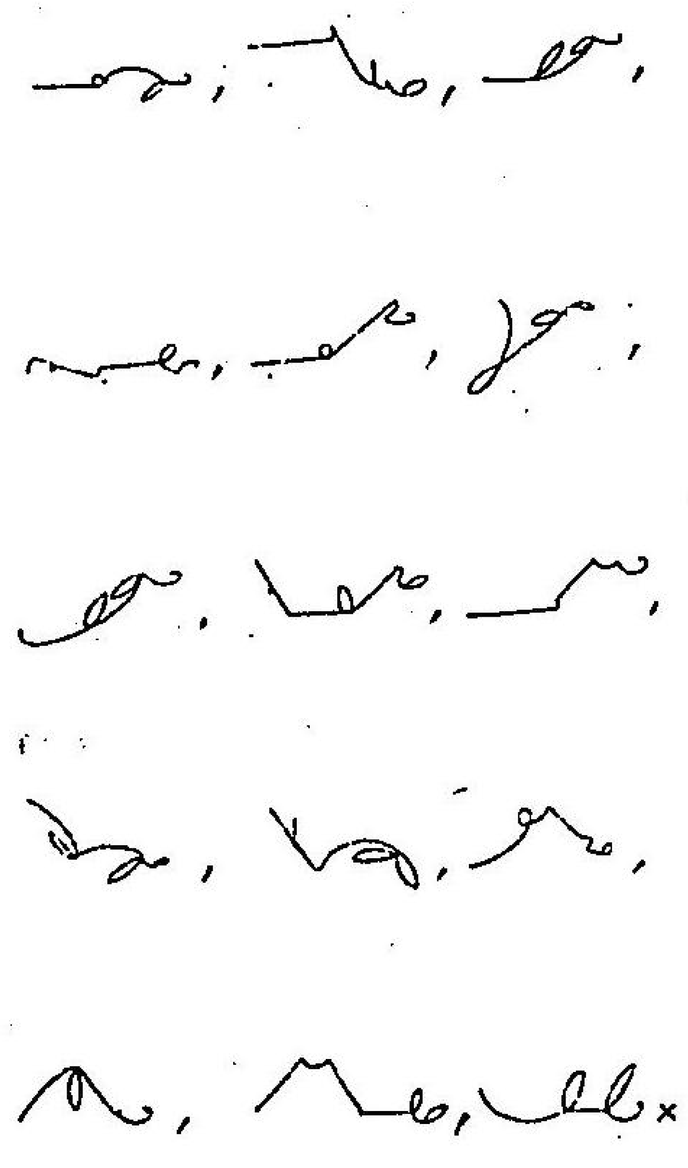

第十八例　形容詞及副詞後字連綴及文例

凡　例

キ（又ハ）ク ＝ ------ ＝ 善{キク}，　＝ 高キ ，

シキ……シク ＝ ------ ＝ 宜シ{キク}，　＝ 正シキ ，

ベキ……ベク ＝ ------ ＝ 褒ムベ{キク}，　＝ 貴ブベキ ，

ケキ……ケク ＝ ------ ＝ 静ケ{キク}，　＝ 寒ムケキ ×

例　題

黒キ，楽シキ，送ルベキ．

長閑ケキ，赤キ，嬉シキ，

取ルベキ，春ケキ，面白ク，

長々シキ，書クベキ，全タキ，

弱々ハシキ，尤モラシキ，止ルベキ ×

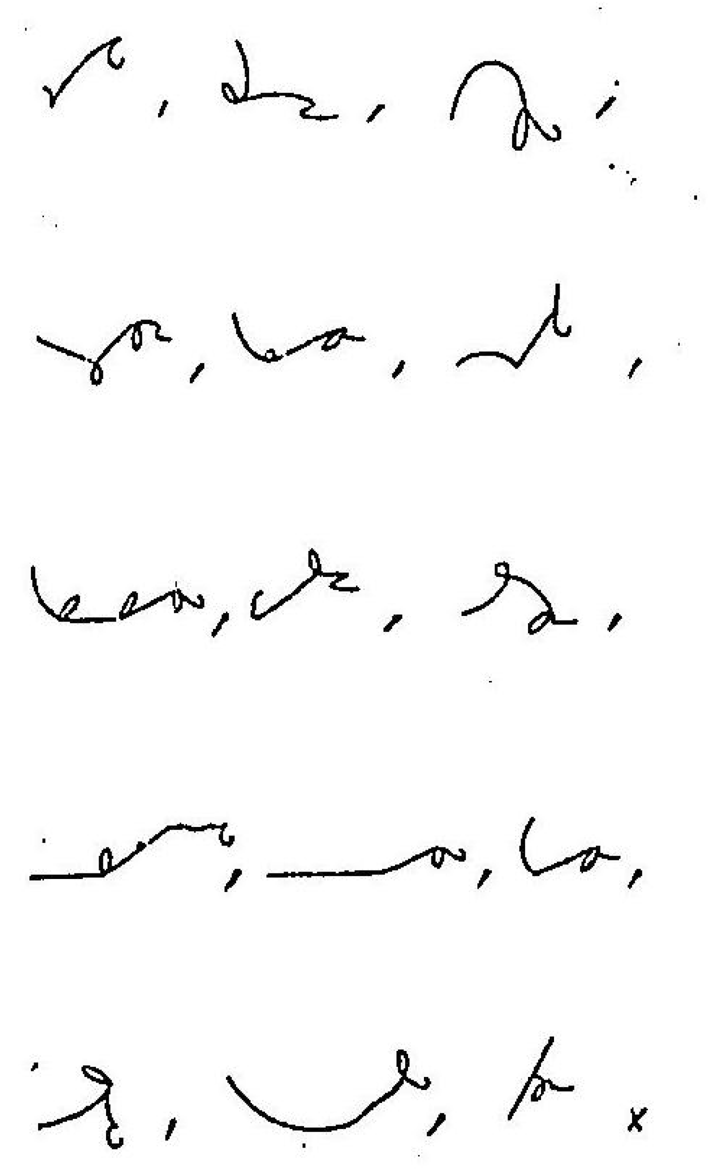

第十九例　分詞後字及連綴及復文例

凡　例

ルル（又ハ）レル ＝ ------ ＝ 表ハルヽ，　＝ 讀ルヽ，

ラルル……ラレル ＝ ------ ＝ 褒ノラルヽ，　＝ 採ラルヽ，

ツツ ………… ＝ ------ ＝ 書キツヽ，　讀ツヽ，

例　題

行カルヽ，教ヘラルヽ，聞キツヽ，

引ルヽ，考ラル，働キツヽ，

除カルヽ，迎ヘラルヽ，思ヒツヽ，

招カルヽ，作ラルヽ，行キツヽ ×

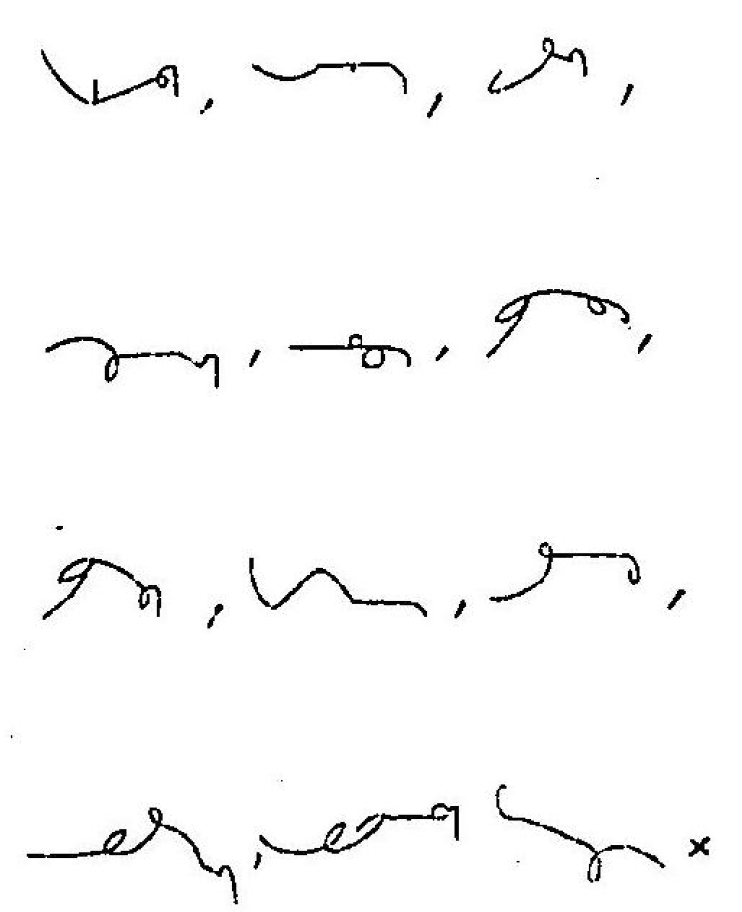

第二十例　助働詞後字連綴及復文例

凡例

ス(又ハ)シ }= ---- ＝發ス, ＝欲シ

ズ —〃— ジ ---- ＝論ズ, ＝轉ジ

ニス —〃— ニシ ＝ ---- ＝明ニス, ＝簡ニシ

トス —〃— トシ ＝ ---- ＝者トス, ＝是トシ

シテ —〃— ジテ ＝ ---- ＝果シテ, ＝論ジテ

例題

敬ス, 審カニス, 書ントシ,

輕ンジ, 關係シ, 簡便ニス,

方法トス, 速記シテ, 鄭重ニス,

本分トシ, 命令シテ, 結了ス,

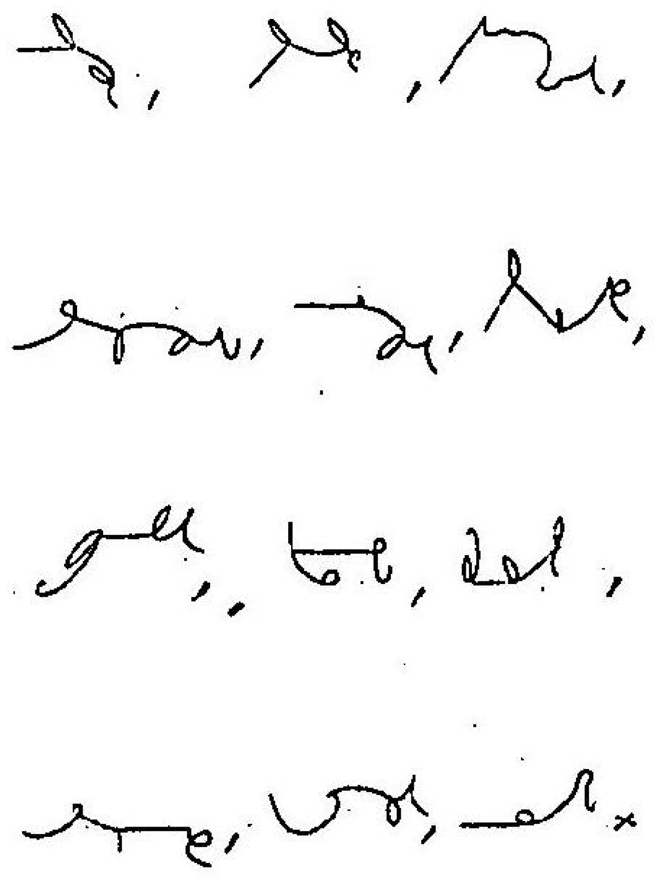

第廿一例　詞格後字連綴及復文例（其一）

凡例

ガ }= ---- ＝其ガ, ＝此ガ,

ハ(ワ) ---- ＝其ハ, ＝此ハ,

バ ---- ＝爲レバ, ＝採レバ,

ノ ---- ＝ ---- ＝其ノ, ＝此ノ,

ニ ---- ＝ ---- ＝其ニ, ＝此ニ,

ヲ ---- ＝ ---- ＝其ヲ, ＝此ヲ,

ヘ ---- ＝ ---- ＝其ヘ, ＝此ヘ。

例題

筆ハ, 書ケバ, 先ノ,

民ニ, 速記ヲ, 國ヘ,

攝ムレバ, 人民ノ, 爲メニ。

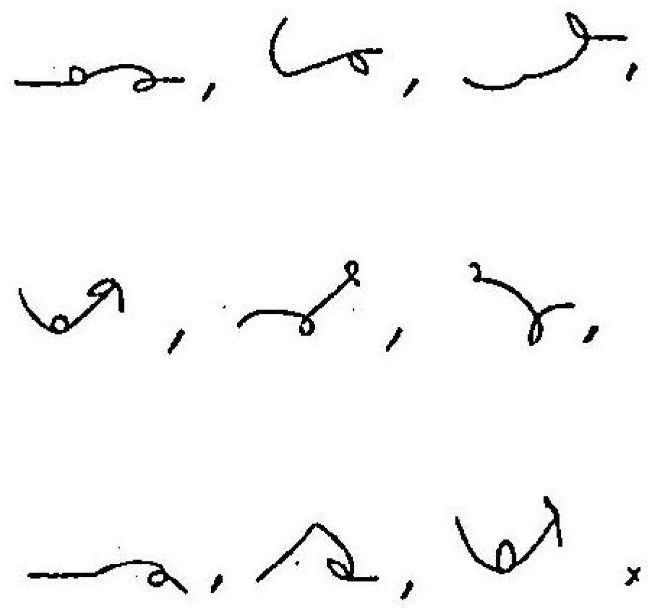

第廿二例　　詞格後字連綴及復文例（其二）

凡　例

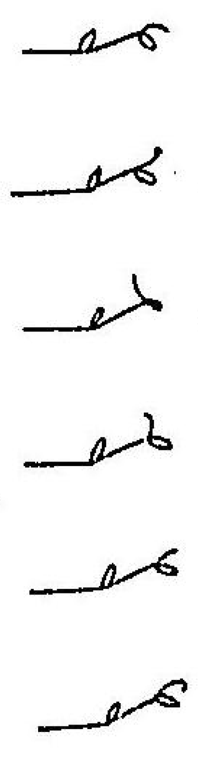

モ＝	------	＝其レモ,	＝此レモ,
ト＝	------	＝其ト,	＝此ト,
デ＝	------	＝其デ,	＝此デ
ゾ＝	------	＝其ゾ,	＝此ゾ
ヤ＝	------	＝其ヤ,	＝此ヤ
ヨ＝	------	＝其ヨ,	＝此ヨ

例　題

筆モ, 紙ト, 其所デ,

人ゾ, 書クヤ, 見ルヨ,

我モ, 彼ト, 茲デ,

誰ゾ, 學ブヤ, 教ヘヨ。

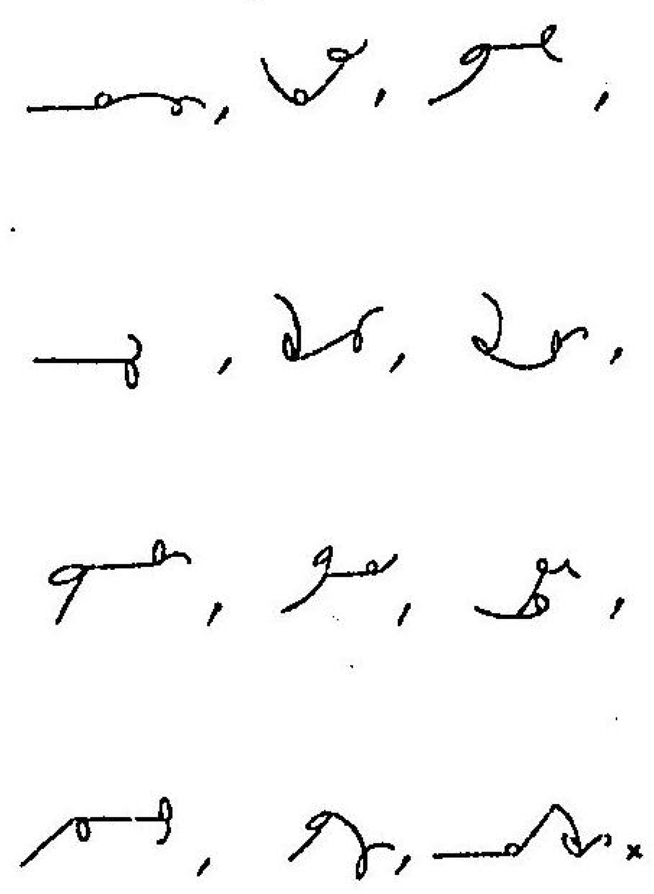

第廿三例　　訛言後字連綴及復文例

凡　例

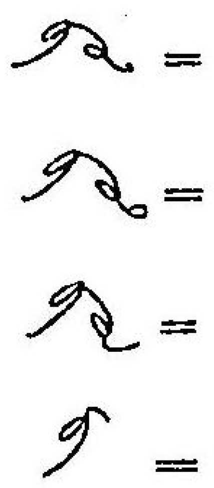 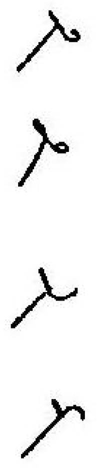

タ（又ハ）ダ＝ ,	＝其レダ,	＝出タ
チャ—ヽ—ヂャ＝ ,	＝其レヂャ,	＝出チャ
ニャ------＝ ,	＝其レニャ,	＝出ニャ
リャ------＝ ,	＝其リャ,	＝出リャ

例　題

向フタ, 僕ヂャ, 拵ラニャ,

削リャ, 筆記ダ, 茲ヂャ,

解ケニャ, 截リャ, 其所ダ,

者ヂャ　朋友ニャ, 察スリャ,

常ダ　知己ヂャ　終リャ。

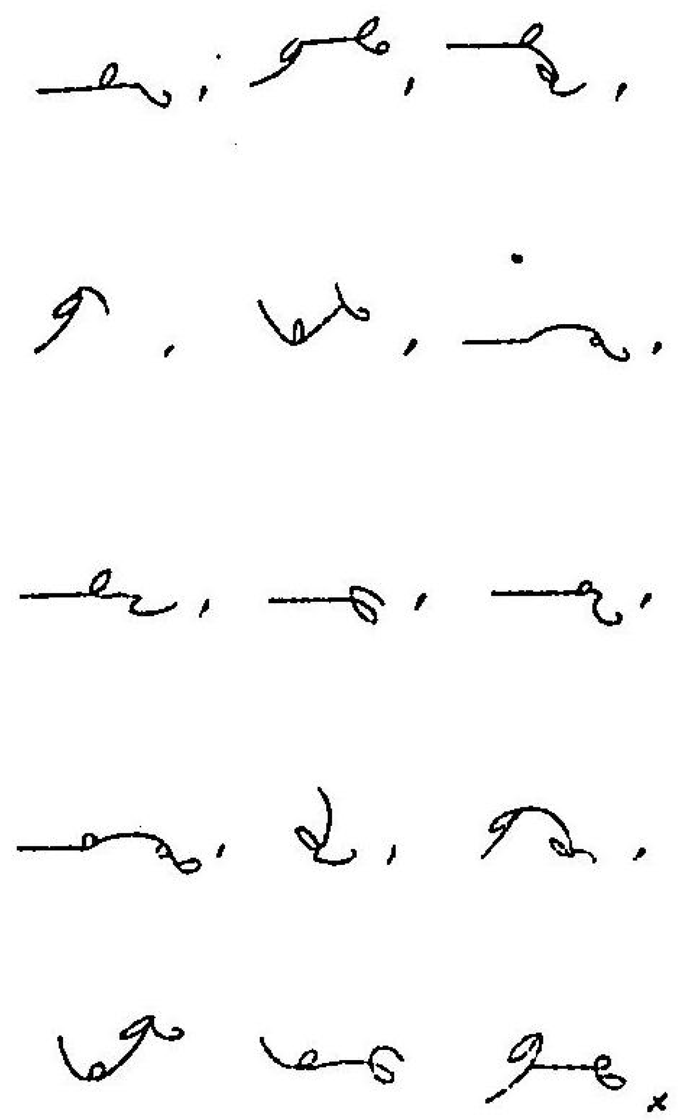

第廿四例

後字結合凡例及例題（其一）

凡例

ノハ＝，ニハ＝，
ノニ＝，ニモ＝，
ノヲ＝，ニテ＝，
ノモ＝，ニゾ＝，
ノト＝，ニヤ＝，
ノデ＝，ヲバ＝，
ノゾ＝，ヲモ＝，
ノヲ＝，ヲヤ＝，

ヘハ＝，トモ＝，
ヘモ＝，トテ＝，
ヘト＝，トゾ＝，
トハ＝，トヤ＝，
トノ＝，テモ＝，
トニ＝，テゾ＝，
トヲ＝，ゾハ＝，
トヘ＝，ゾヤ＝×

例題

有ハ，云フノデ 彼ノゾ，
我ノヲ，問ニヤ，何トノ，
茲デモ，是ヲバ，君トニ，
思テゾ，汝ヲモ，人トヲ，
誰ゾハ，筆ニテ，字ヲヤ，
茲ヘト，其所トニ，書ゾヤ×

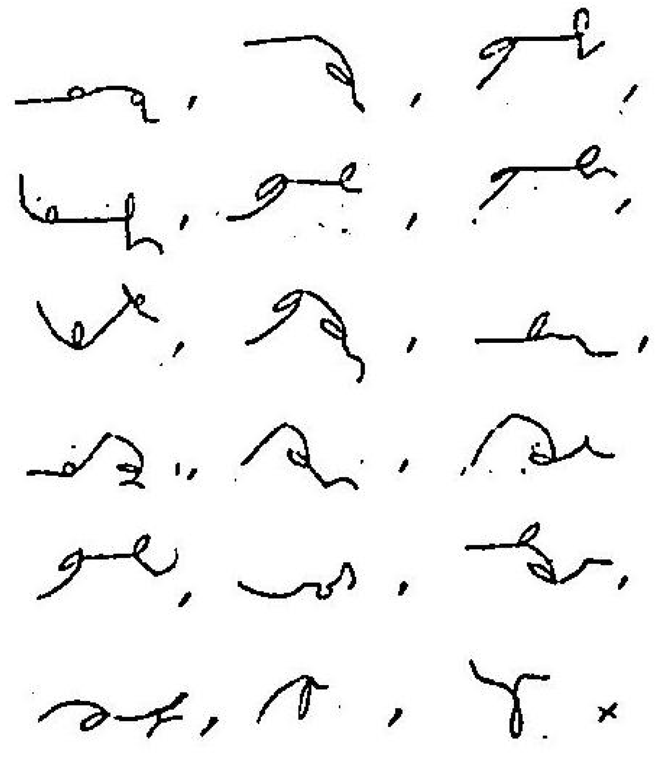

第廿五例

後字結合凡例及例題（其二）

凡例

ノニハ＝，ニテモ＝，シテハ＝，
ノニモ＝，トニハ＝，シテモ＝，
ノデハ＝，トニモ＝，デス＝，
ノデモ＝，トテハ＝，デスシ＝，
ニテハ＝，トテモ＝，デシテ＝，

例題

讀マシテハ，此レニテモ，人ノニハ，
任シテモ，其レトニハ，遣ルノデハ，
書クデス，其所ノデモ，宜イトテモ，
此レニテハ，分ルデスシ，茲ニテハ，

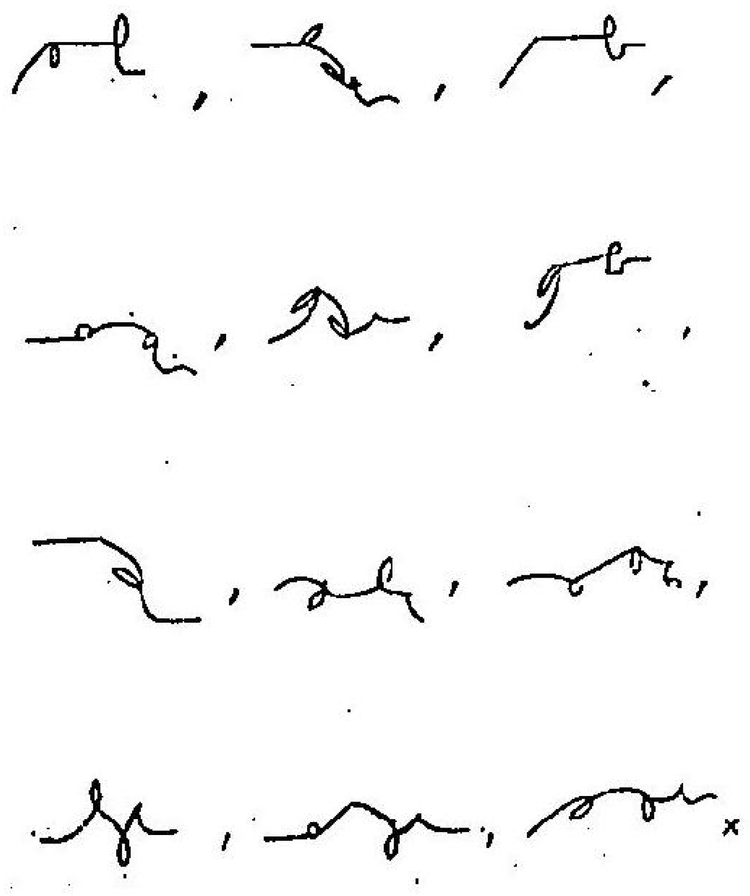

第廿六例

數字連綴及復例

凡例

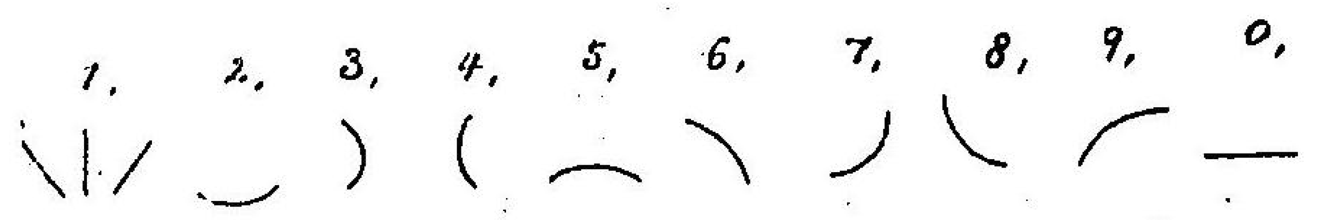

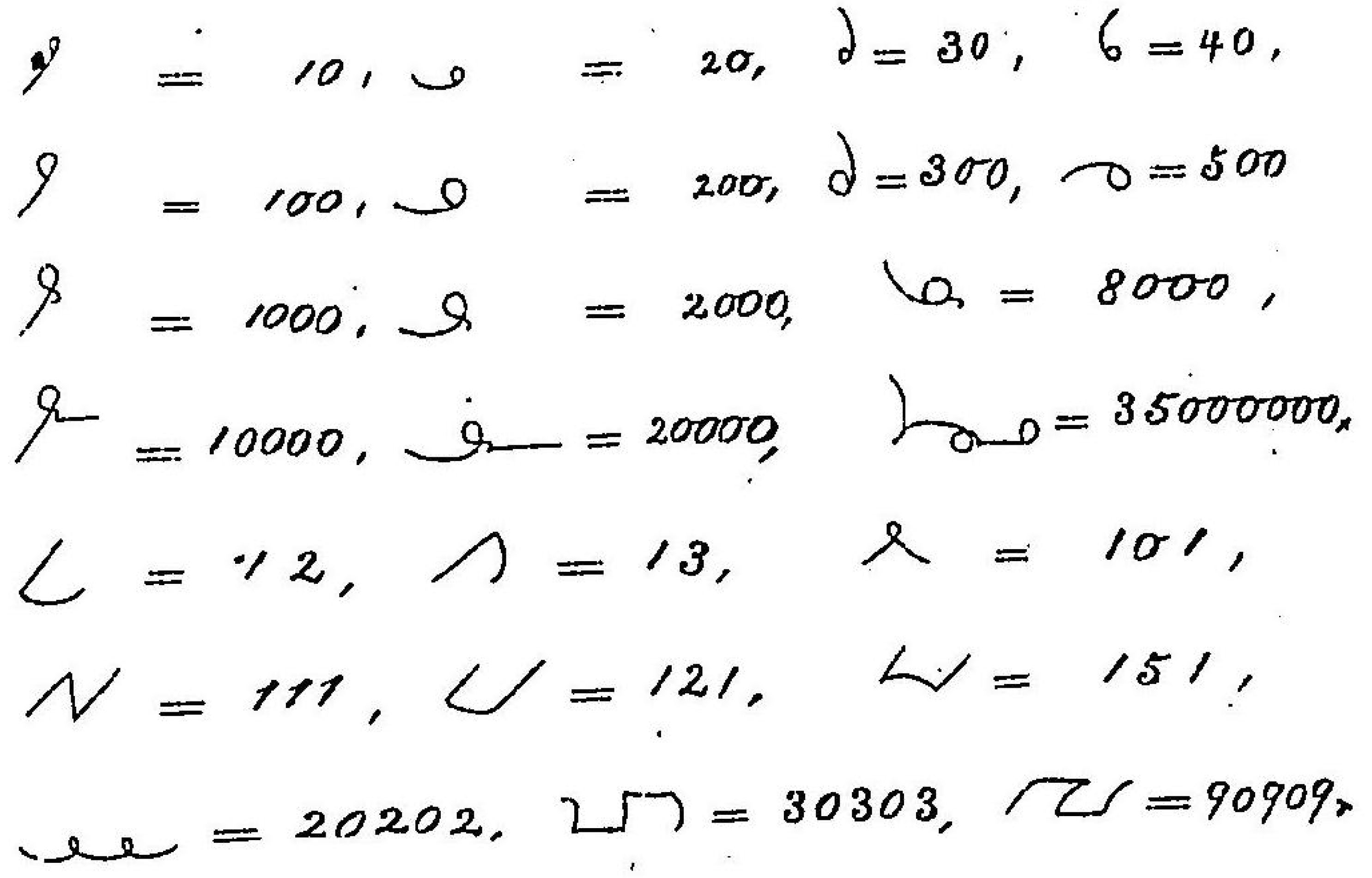

例題

25, 52, 67, 89,

311, 202, 459, 120,

312, 1001, 2201,

5005, 15205, 70707,

800812; 9120579.

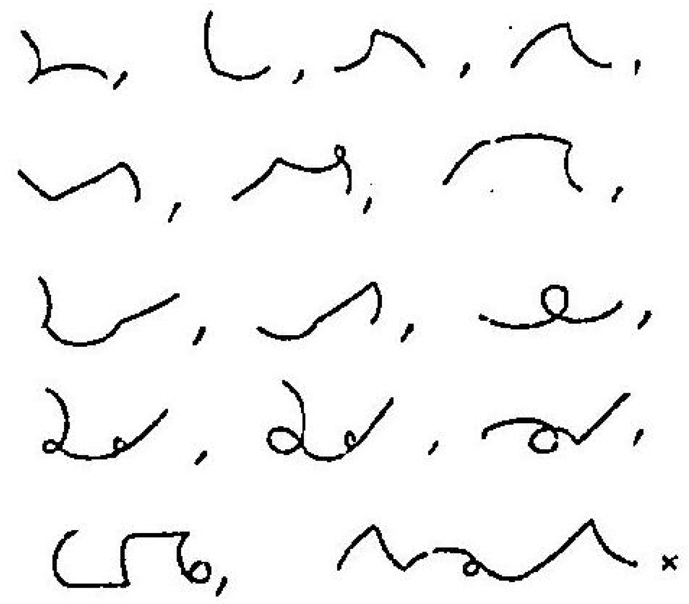

第廿七例

句讀及校正標

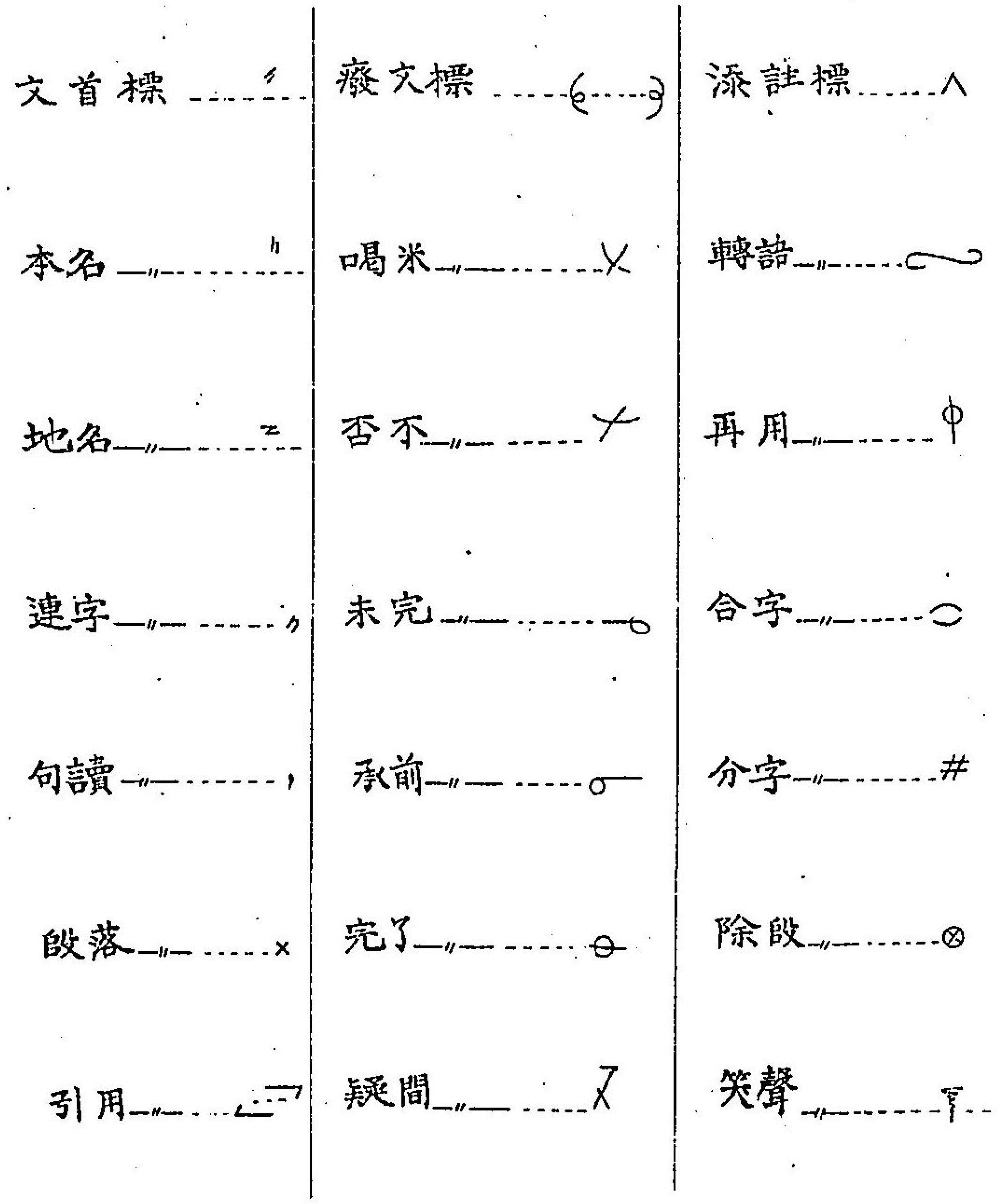

第廿八例　　年,月,日,時刻及書翰認方

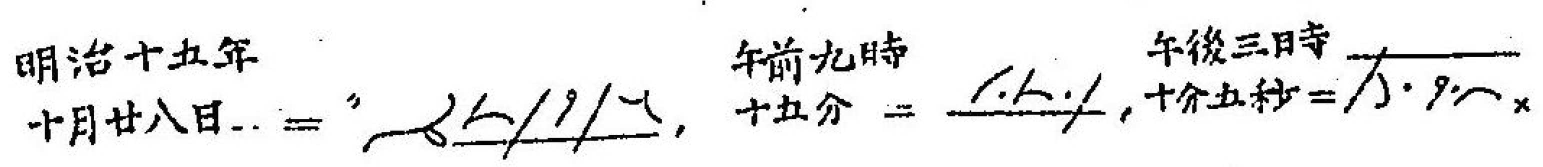

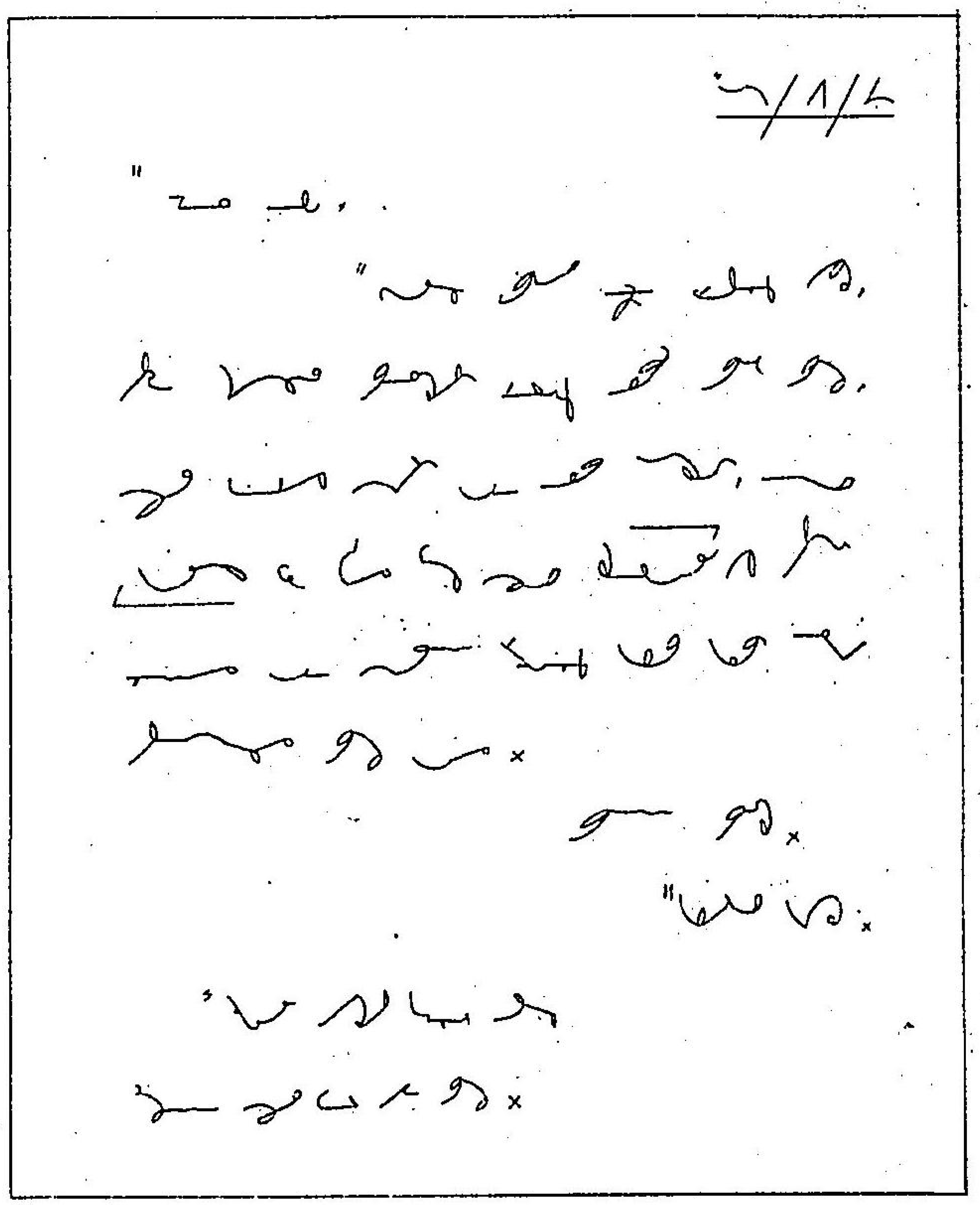

明治三十七年十二月一日訂正增補第九版印刷
明治三十七年十二月七日訂正增補第九版發行

新式速記術

著作權所有

定價金三拾錢

著作者　源綱紀

發行兼印刷者　東京市日本橋區通一丁目拾七番地　青木恒三郎

印刷所　大阪市西區新町北通一丁目六十五番屋敷　嵩山堂印刷部　電話西七八貳番

發行所　大阪市東區心齋橋筋博勞町角　青木嵩山堂　電話(長)東貳五〇番

發行所　東京市日本橋區通一丁目角　青木嵩山堂　電話(長)本局七八九番

賣捌所　伊勢四日市市竪町　嵩山堂支店

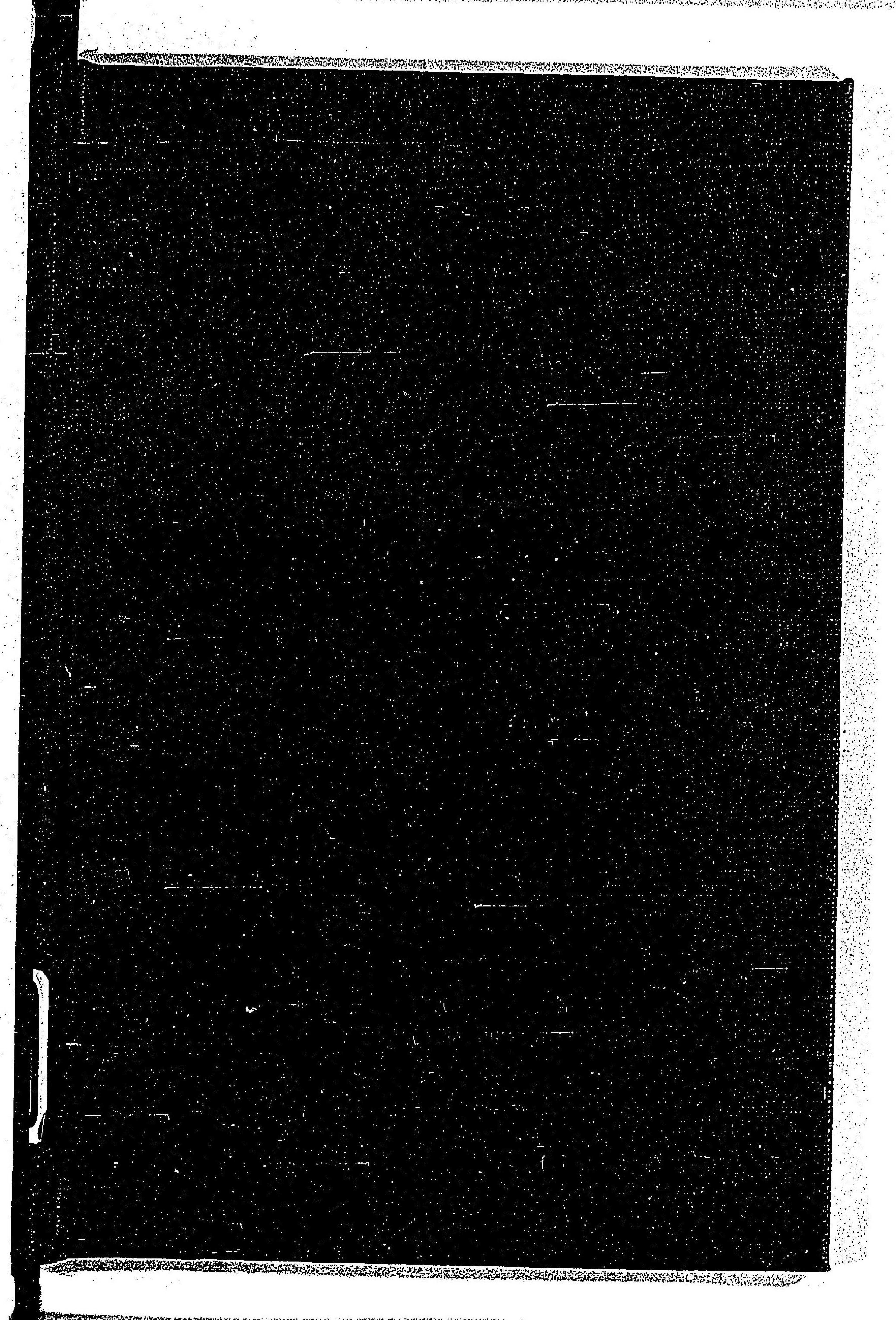

300653−000−4

UC873−1

新式速記術

源綱紀／著

訂正増補版　1冊

1904

DAB−0001

日本速記術藍綬褒章拜受の顛末

綱紀曩に和歌山市在留の際、舊臘某の日比和歌山縣參事官より長屋和歌山市長に達せられ、綱紀が速記術發明に對する履歷を取調べ差出すべしとのお達しを受けました、私は實に世に公にするをも愧づる程の履歷……履歷と云ふ程の履歷もムりませねども、病床にありて一二記臆の儘を門生松橋鐵夫氏に速記なさしめ之を差出しました、然るに本年一月廿一日和歌山縣官山本金一郎氏より『此度賞勳局より速記術發明の功勞に對し藍綬褒章を賜ふとのことあればパ凡一ヶ月計りは他に赴かずして止まる可し』との

注意

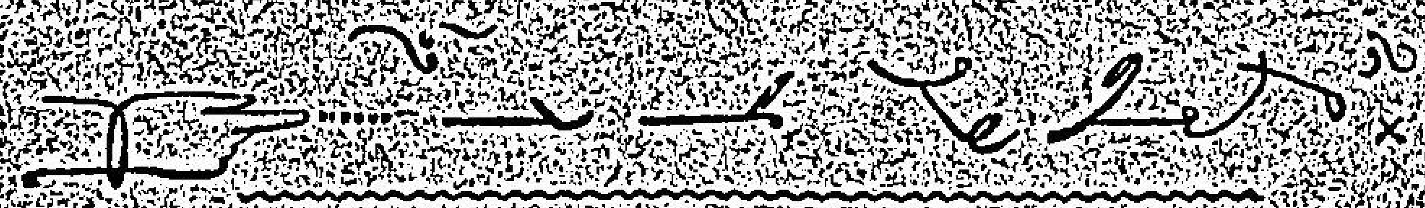

A
New System
OF
JAPANESE SHORT-HAND
WITH
VARIOUS EXAMPLES
AND
MANY USEFUL EXPLANATIONS,
BY

Gen Cauky.
(MINAMOTO TSUNANORI)
PROF. & INVENTOR OF NIPPON SOKKIJUTSU.
(*Japanese Tachy-Phonography*)

TOKYO AND OSAKA.
AOKI SUZANDO,
1904.